

第二次山陽小野田市総合計画 (中期基本計画)

令和5年度実施計画

活 力 と 笑 顔
あ ふ れ る ま ち
～スマイルシティ山陽小野田～

令和5年10月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

目次

| | | |
|-----|------------------------------------|----|
| 1 | 総合計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 総合計画の構成と計画期間 | 2 |
| 3 | 重点プロジェクト | 3 |
| | 3つの創る | |
| | 重点施策1 地域を創る | |
| (1) | 新たな地域づくり | 5 |
| (2) | 災害に強いまちづくり | 8 |
| | 重点施策2 ひとを創る | |
| (1) | 子育て支援の充実 | 10 |
| (2) | 学校教育の推進・小中高大の教育連携 | 15 |
| (3) | 「協創によるまちづくり」の担い手づくり | 16 |
| | 重点施策3 まちの価値を創る | |
| (1) | 移住・定住・交流の促進 | 18 |
| (2) | 文化・スポーツの振興 | 21 |
| (3) | 官民連携（PPP）の推進 | 23 |
| (4) | 地域経済の活力増進 | 24 |
| | 3つの横断的施策 | |
| (1) | デジタル化の推進 | 25 |
| (2) | 山口東京理科大学との連携 | 31 |
| (3) | スマイルエイジングの推進 | 33 |
| 4 | 分野別計画 | 51 |
| 5 | 令和5年度実施計画事業一覧 | |
| | 第1章 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～ | |
| | 基本施策1 子育て支援の充実 | 53 |
| | 基本施策2 高齢者福祉の充実 | 61 |
| | 基本施策3 障がい者福祉の充実 | 67 |
| | 基本施策4 地域福祉の推進 | 71 |
| | 基本施策5 社会保障の安定 | 73 |
| | 基本施策6 健康づくりの推進 | 77 |
| | 基本施策7 地域医療体制の充実 | 80 |

第2章 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

| | | |
|---------|------------------------|-------|
| 基本施策 8 | 消防・救急体制の充実 | 8 3 |
| 基本施策 9 | 防災体制の充実 | 8 4 |
| 基本施策 10 | 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進 | 8 8 |
| 基本施策 11 | 地域づくりの推進 | 9 0 |
| 基本施策 12 | 人権尊重のまちづくり | 9 5 |
| 基本施策 13 | 自然環境の保全・循環型社会の形成 | 9 6 |
| 基本施策 14 | 国際交流・地域間交流の推進 | 1 0 1 |
| 基本施策 15 | シティセールス・移住定住の推進 | 1 0 1 |

第3章 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

| | | |
|---------|-----------------|-------|
| 基本施策 16 | 住環境の確保 | 1 0 4 |
| 基本施策 17 | 公園・緑地の整備・保全 | 1 0 6 |
| 基本施策 18 | 水道の安定供給と下水道の充実 | 1 0 8 |
| 基本施策 19 | 道路・交通網及び港湾施設の充実 | 1 1 0 |
| 基本施策 20 | 適正な土地利用の推進 | 1 1 2 |

第4章 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

| | | |
|---------|-----------|-------|
| 基本施策 21 | 多様な働く場の確保 | 1 1 4 |
| 基本施策 22 | 企業立地の推進 | 1 1 5 |
| 基本施策 23 | 商工業の振興 | 1 1 6 |
| 基本施策 24 | 農林水産業の推進 | 1 1 7 |
| 基本施策 25 | 観光・交流の振興 | 1 2 2 |

第5章 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

| | | |
|---------|---------------------|-------|
| 基本施策 26 | 学校教育の推進 | 1 2 5 |
| 基本施策 27 | 社会教育の推進 | 1 3 0 |
| 基本施策 28 | 次世代の学校・地域創生の推進 | 1 3 2 |
| 基本施策 29 | 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実 | 1 3 3 |
| 基本施策 30 | 芸術文化によるまちづくりの推進 | 1 3 3 |
| 基本施策 31 | スポーツによるまちづくりの推進 | 1 3 7 |

第6章 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

| | | |
|---------|--------------|-------|
| 基本施策 32 | 効率的で効果的な行政運営 | 1 4 0 |
| 基本施策 33 | 健全な財政運営 | 1 4 5 |
| 基本施策 34 | 市政への市民参画の推進 | 1 4 9 |

| | | |
|-----------|--|-------|
| 施策体系外・繰出金 | | 1 5 2 |
|-----------|--|-------|

総合計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んできました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においても今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化、さらには公共施設の維持・更新などにより、厳しい市政運営が予想されます。このような中、本市では直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置付けは重要なものとなります。

よって、平成 30 年度（2018 年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部で構成します。

(1) 基本構想

(計画期間：平成30年度(2018年度)～令和11年度(2029年度))

本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。計画期間は12年間とします。

(2) 基本計画

(前期：平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度))

(中期：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

(後期：令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度))

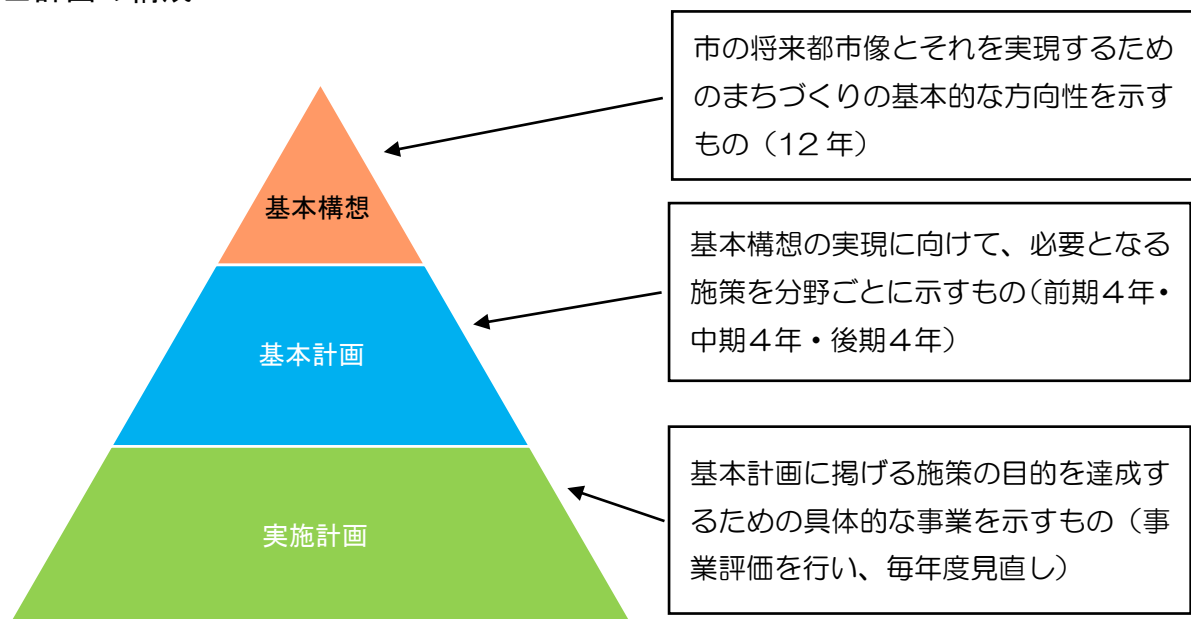
基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間とします。

(3) 実施計画(3年のローリング方式)

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため3年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。

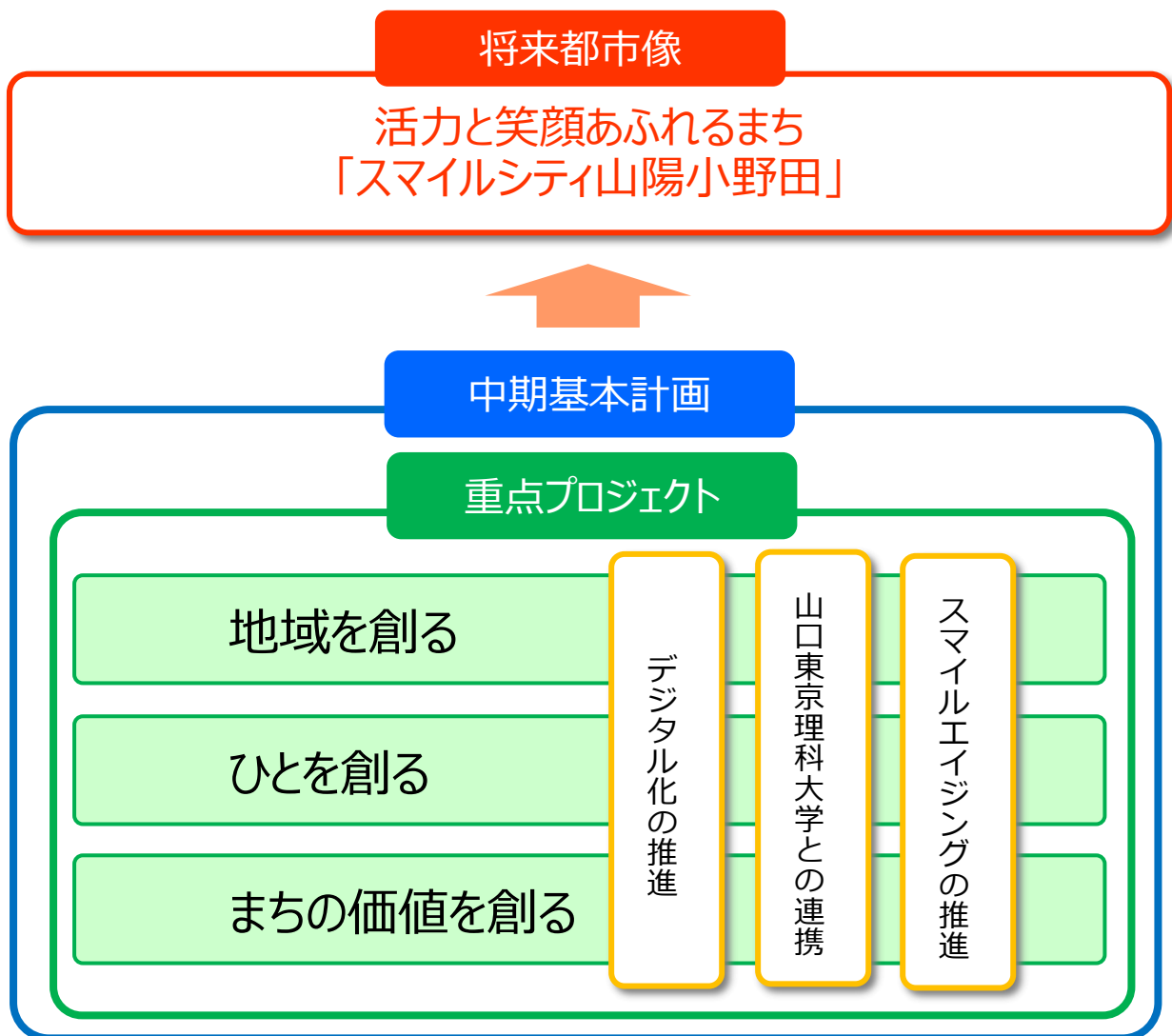
■計画の構成



重点プロジェクト

第二次山陽小野田市総合計画の策定後、本市では、将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、企業誘致などによる地域経済の活力増進や、子育て支援の充実、シティセールスの推進によるまちの魅力向上に取り組んできました。

中期基本計画においても、引き続きこれらの取組を推進するほか、将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、「協創によるまちづくり」の考え方の下、重点プロジェクトとして「3つの創る」を設定し、「活力と笑顔あふれるまち」の実現に取り組めます。



重点プロジェクト

3つの創る

- 1 地域を創る
- 2 ひとを創る
- 3 まちの価値を創る

3つの横断的施策

- 1 デジタル化の推進
- 2 山口東京理科大学との連携
- 3 スマイルエイジングの推進

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、分野別計画と同一の事業が掲載されています。

※「令和5年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

3つの創る

重点施策

1

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------|-----------|--|----------------|-------------------------|----------|
| 協創によるまちづくり提案事業 | | 協創の考え方を共有した市民活動団体等から、地域課題解決などに資する公益的事業について提案を受け、優れた提案に対し、その実施経費をふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより支援する。団体等と適切で良好なパートナーシップを築き、地域課題や社会課題の解決に向けた新たな取組を実施することで、協創によるまちづくりを推進していく。また、政策提案機会の拡大を通じて、シビックプライドの情勢を図りつつ、市民活動団体等の活動の活性化を支援し、まちづくりの担い手の育成をはかる。 また、事業の決定方法については、市職員で構成する審査会において提案された事業を審査し、支援する事業を決定する。 | R5～ R10以降 | 5,050 | シティセールス課 |
| 地域おこし協力隊募集・受入事業 | | 「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。隊員の受入れ地域について、令和4年度までは中山間地域(旧山陽町域)に限定していたが、令和5年度から市内全域を対象とする。 また、シティセールス課が担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施できるとともに、移住の前後における相談体制を提供することができ、3年後の定住率の向上に寄与すると考える。令和5年度に募集する地域おこし協力隊員の人数は、3人。 | R5～ R10以降 | 9,726 | シティセールス課 |
| 地域運営組織推進事業 | スマイルエイジング | 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。 (アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。 (地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。 | R3～ R10以降 | 4,189 | 市民活動推進課 |
| 集落支援員設置事業 | | 集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市の集落支援員は、現在取組中の地域運営組織の形成に向けて、地域住民と市による地域の現状や地域課題等についての話し合いの場への参加や形成後の事務局機能を担う中核的な役割を担う。 R5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を強化するため、各地域交流センターに1名配置する。(計11名配置予定) | R5～ R10以降 | 17,602 | 市民活動推進課 |
| 市民活動支援センター推進事業 | | 平成30年4月から現在の市民活動推進課内に市民活動支援センターを設置しており、市民活動に係る相談受付、市民活動団体の登録、市民活動情報の発信等を行うことで、市内の市民活動団体の支援を行っている。今後も情報発信による市民活動の拡大、市民活動団体の運営を担う人材の確保・育成などの市民活動支援センターの機能充実を図る。 なお、LABVプロジェクトにより整備される、複合施設内に市民活動センターを設置することとしている。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 市民活動推進課 |

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|---------------|---|--------------|-------------------------|-------------|
| 社会教育士育成事業 | スマイルエ イジング | 地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R5年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定 | R4~ R5 | 335 | 市民活動推 進課 |
| 本山地域交流センター管 理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。 | R4~ R10以降 | 9,964 | 市民活動推 進課 |
| 赤崎地域交流センター管 理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。 | R4~ R10以降 | 10,504 | 市民活動推 進課 |
| 須恵地域交流センター管 理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。 | R4~ R10以降 | 7,146 | 市民活動推 進課 |
| 小野田地域交流センター 管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。 | R4~ R10以降 | 334 | 市民活動推 進課 |
| 高泊地域交流センター管 理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。 | R4~ R10以降 | 7,451 | 市民活動推 進課 |
| 高千帆地域交流センター 管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。 | R4~ R10以降 | 9,699 | 市民活動推 進課 |

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-----------|---|----------------|-------------------------|---------|
| 高千帆地域交流センター分館管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管することに合わせて、福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 7,560 | 市民活動推進課 |
| 有帆地域交流センター管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 8,934 | 市民活動推進課 |
| 厚狭地域交流センター管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 443 | 市民活動推進課 |
| 出合地域交流センター管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 6,604 | 市民活動推進課 |
| 厚陽地域交流センター管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 5,836 | 市民活動推進課 |
| 埴生地域交流センター管理運営事業 | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 8,814 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センター管理運営事業 | | 全地域交流センターを総括した管理運営を行う。各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。 | R4～ R10以降 | 5,836 | 市民活動推進課 |
| 社会教育主事資格取得事業 | スマイルエイジング | 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。 | R2以前～ R10以降 | 335 | 社会教育課 |

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-----------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 防災情報システム関係事業 | | 災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。 | R2以前～ R10以降 | 5,893 | 総務課 |
| 防災ラジオ助成事業 | | FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前より要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度より行っている。 | R2以前～ R10以降 | 1,155 | 総務課 |
| 防災情報システム関係事業(Jアラート関係) | | 市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備するもの | R4～ R10以降 | 241,609 | 総務課 |
| 防災気象情報システム導入・運用事業 | デジタル化 | 近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システム導入したが、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内で頻繁に洪水被害の発生する河川にも追加で河川監視カメラ及び簡易水位計を設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な河川の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、河川の増水状況の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。 | R3～ R10以降 | 3,500 | 総務課 |
| 防災情報システム関係事業(MCA無線関係) | | 市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、災害用デジタル無線機の更新、更には衛星携帯電話を整備するもの | R4～ R10以降 | 14,070 | 総務課 |
| 自主防災組織等育成事業 | | 自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,140 | 総務課 |
| 地域防災訓練事業 | | 市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 総務課 |
| 防災土育成事業 | | 自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災土育成を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 130 | 総務課 |

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 防災標語コンクール実施 事業 | | 近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた確かな判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 刈屋漁港海岸保全施設整備 事業 | | 刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。 | R2以前～ R10以降 | 91,000 | 農林水産課 |
| 危険ため池改修事業 | | 市内には、危険ため池に指定されたため池が3箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 農林水産課 |
| 防災重点ため池等廃止事 業 | | 防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。 | R2以前～ R10以降 | 25,500 | 農林水産課 |
| 河川整備事業 | | 境川は、上流の埴生山溜池にその源を發し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。 当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、必要とされる護岸を整備し治水安全度の向上を図る。 | R5～ R10以降 | 17,000 | 土木課 |
| 高千帆地区浸水対策事業 | | 高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。 | R2以前～ R10以降 | 62,000 | 下水道課 |

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-----------|---|---------------|-------------------------|--------|
| 小野田地区公立保育所整備事業 | | 公立保育所の老朽化や児童数の不均衡を改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。 | R2～ R9以降 | 47,809 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業 | | 私立保育所(5園:須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・ねたろう・厚陽)でも直営で実施している。 | R1以前～ R9以降 | 1,404 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業(幼稚園型) | | 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。 | R1以前～ R9以降 | 2,961 | 子育て支援課 |
| 延長保育事業 | | 各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園 | R1以前～ R9以降 | 12,391 | 子育て支援課 |
| 障がい児保育事業 | | 障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額74,140円、軽度障害児月額29,730円と設定しているが、この額は、重度障害児は平成16年度から、軽度障害児は平成23年度から変わりが無い。 各私立保育園で障がい児の受入れを行い、職員の加配を行っているが、加配に見合うだけの補助単価とは言い難いため補助金額の改定を行い、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円とする。 | R1以前～ R9以降 | 14,184 | 子育て支援課 |
| 放課後児童対策事業(放課後児童クラブ) | | 市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。 | R1以前～ R9以降 | 4,827 | 子育て支援課 |
| 児童クラブ施設整備等事業 | | 児童クラブの需要の増加や施設の老朽化に対応するため、児童クラブの運営に必要な備品の整備や施設改修を行う。令和5年度は、老朽化により風力が低下している本山児童クラブのエアコンと、耐用年数を超過している須恵児童クラブと高泊児童クラブのエアコンを更新する。また、床材が劣化し表面がはがれている須恵児童クラブの床にCFシートを張る。 | R1以前～ R9以降 | 6,596 | 子育て支援課 |
| 病児保育事業 | | 病気中や病気回復のために集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。 | R1以前～ R9以降 | 23,986 | 子育て支援課 |
| 子育て短期支援事業 | | 児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。 | R1以前～ R9以降 | 248 | 子育て支援課 |

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|-----------|---|---------------|-------------------------|--------|
| 養育支援訪問事業 | | 乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。) | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |
| 地域子育て支援センター事業 | スマイルエイジング | 市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。 | R1以前～ R9以降 | 25,194 | 子育て支援課 |
| 子育てコンシェルジュ事業 | スマイルエイジング | 子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。 | R1以前～ R9以降 | 20 | 子育て支援課 |
| 子育て総合支援センター管理・運営事業 | スマイルエイジング | 子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠前から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健全な成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 | R1以前～ R9以降 | 7,096 | 子育て支援課 |
| 地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業 | スマイルエイジング | 子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 | R1以前～ R9以降 | 805 | 子育て支援課 |
| ベビースマイル事業 | スマイルエイジング | 子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるイベントの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技がいかせる場を提供する。 | R1以前～ R9以降 | 300 | 子育て支援課 |
| 乳幼児・ひとり親家庭医療費助成事業 | | 乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。 | R1以前～ R9以降 | 113,382 | 子育て支援課 |
| 乳幼児医療費助成事業 | | 県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。 | R1以前～ R9以降 | 31,000 | 子育て支援課 |
| 子ども医療費助成事業 | | 子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。ただし、令和5年7月診療分までは所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。 | R1以前～ R9以降 | 71,000 | 子育て支援課 |
| 養育医療給付事業 | | 身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。 | R1以前～ R9以降 | 7,020 | 子育て支援課 |

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------|
| 子ども医療費助成拡充事業 | | 子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成し、令和2年8月から助成割合を2割に拡充、令和3年8月から助成割合を3割(全額)に拡充した。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外であったため、令和5年8月診療分から所得制限を撤廃し、小学校1年生から中学校3年生までの児童全員を対象とする。 | R5～ R9以降 | 30,554 | 子育て支援課 |
| 子育て応援ギフト事業 | | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、出生届を提出した子育て世帯に子育て応援ギフトを支給する。 | R4～ R10以降 | 17,556 | 子育て支援課 |
| 入学祝金給付事業 | | 次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。また、令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても祝金を給付する。 | R4～ R9以降 | 51,270 | 子育て支援課 |
| 伴走型相談支援事業 | スマイルエイジング | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。 | R4～ R10以降 | 2,974 | 健康増進課 |
| 出産応援ギフト事業 | | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、妊娠届を提出した妊婦に出産応援ギフトを支給する。 | R4～ R10以降 | 17,638 | 健康増進課 |
| ファミリーサポートセンター事業 | スマイルエイジング | 子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。 | R1以前～ R9以降 | 307 | 子育て支援課 |
| 地域組織活動育成事業 | スマイルエイジング | 地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽) | R1以前～ R9以降 | 1,040 | 子育て支援課 |
| 地域子ども健全育成事業 | | 小野田児童館の廃止に伴い、小野田児童館で実施していた児童の健全育成事業を事業形態を振り替えて実施する。毎月2回程度地域交流センター等を活動場所として、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう魅力的な遊びを提供する。 | R5～ R9以降 | 1,716 | 子育て支援課 |
| 家庭児童相談事業 | | 核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。 | R1以前～ R9以降 | 70 | 子育て支援課 |
| ことばの教室(幼児部)運営事業 | | ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。 | R1以前～ R9以降 | 127 | 子育て支援課 |
| 妊婦健康診査事業 | スマイルエイジング | 母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。 | R2以前～ R10以降 | 38,602 | 健康増進課 |

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 産前産後サポート事業(マタニティひろば) | スマイルエイジング | 市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。 | R2以前～ R10以降 | 297 | 健康増進課 |
| 母子保健健康教育事業 | スマイルエイジング | 乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。 | R2以前～ R10以降 | 253 | 健康増進課 |
| 発育・発達事業(療育教室) | スマイルエイジング | 幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につながるなどの早期の発達支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 234 | 健康増進課 |
| 定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業 | スマイルエイジング | 乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 母子家庭訪問指導事業 | スマイルエイジング | ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 子育て世代包括支援センター(母子保健型) | スマイルエイジング | 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。 | R2以前～ R10以降 | 3,138 | 健康増進課 |
| 産婦健康診査事業 | スマイルエイジング | 産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。 | R2以前～ R10以降 | 3,512 | 健康増進課 |
| 産後ケア事業 | スマイルエイジング | 産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。 | R2以前～ R10以降 | 618 | 健康増進課 |
| 不妊治療費助成事業 | | 次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業 | R2以前～ R10以降 | 1,780 | 健康増進課 |

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------|-----------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 母子保健推進員育成・活動支援事業 | スマイルエイジング | 母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 581 | 健康増進課 |
| 妊婦歯科健康診査事業 | スマイルエイジング | 妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。 | R2以前～ R10以降 | 804 | 健康増進課 |
| 多胎妊産婦支援事業 | スマイルエイジング | 多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。 | R4～ R10以降 | 95 | 健康増進課 |
| 葉酸サプリメント配布事業 | スマイルエイジング | 葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。 | R5～ R10以降 | 242 | 健康増進課 |
| 産科医等確保支援事業 | | 市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | 健康増進課 |
| 通学路安全対策事業 | | 本市の通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。歩道の設置されていない等の危険箇所については、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 53,000 | 土木課 |
| マタニティ・ブックスタート事業 | スマイルエイジング | 妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。 | R2以前～ R10以降 | 671 | 中央・厚狭図書館 |

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| GIGAスクール推進事業 | デジタル化 | 児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置する。また、ヘルプデスクの設置やWi-Fiルーターの貸与など、家庭におけるICTの活用を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 42,083 | 学校教育課 |
| 外国語教育推進事業 | | ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図る。令和5年度からは、ALTの配置を5人から4人に減員し、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。 | R2以前～ R10以降 | 18,321 | 学校教育課 |
| 学校司書配置事業 | | 読書活動充実のため、全ての小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館における環境整備、読書機会創出などの読書活動の推進や授業補助により、学校図書館の活用促進を図る。 | R2以前～ R10以降 | 33,280 | 学校教育課 |
| 生活改善・学力向上プロジェクト事業 | スマイルエイジング | 全ての小・中学校において、授業開始前に「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」を目的としたモジュール学習を実施。児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 学校教育課 |
| 子ども市民教育推進事業 | スマイルエイジング | 児童生徒の本市への理解を深め、愛着を図るため。市職員等による本市の特色や公共の仕組み等に関連した出前授業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 50 | 学校教育課 |
| キャリア教育推進事業 | | 学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図るため、本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。 | R3～ R10以降 | 660 | 学校教育課 |
| スマイル・サイエンス事業 | 理科大 | 科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図るため、山口東京理科大学キャンパスを会場とし科学科学作品展を開催する。 | R3～ R10以降 | 565 | 学校教育課 |

ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|---------------|--|----------------|-------------------------|-------------|
| 市民活動支援事業 | スマイルエ イジング | 市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 325 | 市民活動推 進課 |
| コミュニティ・スクール推進 事業 | スマイルエ イジング | 学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、協働し、学校運営の質の向上が図れるよう、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。 | R2以前～ R10以降 | 180 | 学校教育課 |
| スクールアドバイザー配置 事業 | スマイルエ イジング | コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。 | R2以前～ R10以降 | 1,914 | 学校教育課 |
| 平和教育推進事業 | | 平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。 | R2以前～ R10以降 | 95 | 社会教育課 |
| 社会教育推進事業(地域 交流センター分) | スマイルエ イジング | 11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。 | R4～ R10以降 | 4,217 | 社会教育課 |
| 地域学校協働活動推進事 業 | スマイルエ イジング | 従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。 | R2以前～ R10以降 | 5,303 | 社会教育課 |
| 放課後子供教室事業 | スマイルエ イジング | 「放課後子ども教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。 | R2以前～ R10以降 | 2,173 | 社会教育課 |
| 家庭教育支援事業 | スマイルエ イジング | 家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 355 | 社会教育課 |
| 家庭教育支援事業(中学 校区分) | スマイルエ イジング | 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。 | R2以前～ R10以降 | 60 | 社会教育課 |

ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------------------------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 子ども読書活動推進計画 推進事業 | スマイルエ イジング | 全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。 令和4年度に策定した「子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 123 | 中央・厚狭図書館 |
| 子ども読書活動推進計画 推進事業(臨時分) | スマイルエ イジング | 「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するための事業を行います。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」等、切れ目のない読書活動を推進する。 令和4年度に「子ども読書活動推進計画」の第四次計画を策定し、令和5年度から5年間の推進計画を推進していく。 | R2以前～ R10以降 | 211 | 中央・厚狭図書館 |
| 図書資料購入事業 | スマイルエ イジング | 近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。 | R2以前～ R10以降 | 15,901 | 中央・厚狭図書館 |
| 電子書籍購入事業 | デジタル化 スマイルエ イジング | 令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、利用者を確保するため、電子書籍のコンテンツを更に充実する必要があり電子書籍を年次的に購入する。 | R3～ R10以降 | 3,660 | 中央・厚狭図書館 |

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|-----------|---|----------------|-------------------------|----------|
| シティセールス推進事業 | | 「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。 | R2以前～ R10以降 | 741 | シティセールス課 |
| シティセールスPR強化事業 | デジタル化 | 平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示し、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和5年度以降は、ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、新たにデジタルを活用したPRを実施することとし、ターゲットを本市を認知してない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行うことにより、本市を認知してもらうとともに、魅力を発信する。若い世代が多く、トレンドにも明るい首都圏の方を対象とするため、大多数の方が所持しているスマートフォン上で実施可能なSNSやアプリなどのデジタル媒体を活用した情報発信が広範囲に行え、最も効果的である。これまでメインターゲットとはしてこなかった首都圏をメインターゲットとすることにより、新たな交流人口の創出や移住者獲得の可能性も高まってくる。 | R2以前～ R10以降 | 1,111 | シティセールス課 |
| ハロウィンイベント実施事業 | スマイルエイジング | 市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人により本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。 | R2以前～ R10以降 | 5,000 | シティセールス課 |
| シビックプライドアドバイザー活用事業 | | 活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。 | R2以前～ R10以降 | 182 | シティセールス課 |
| ロゴマーク普及啓発事業 | | ロゴマーク入り缶バッジの無料配布を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図る。また、イベント(ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等)を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。平成30年に新設したロゴマークをPRする職員用ストラップについては、令和4年度に1,000本の在庫を確保した。新規採用職員への配布及び配布済みストラップの摩耗による取替えに備えるため、今後も在庫管理・確保を行っていく。 | R2以前～ R10以降 | 116 | シティセールス課 |
| わがまちの魅力発信事業 | | レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム・サンクスデーのブース設置等を行う。県外における本市の認知度は低く、30,000人近くの集客があるマツダスタジアムでのPRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラポン抽選会などを実施し、関係人口、交流人口の増加、サポート寄附の増加を図っている。 | R2以前～ R10以降 | 735 | シティセールス課 |

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-----------|---|----------------|-------------------------|----------|
| シティセールスガイドブック 作成事業 | | 本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っており、令和5年度も、内容を最新の状態に修正、増刷し、今まで配布してきた施設への補充、移住フェアなどでの配布を行い、本市のPRに活用していく。 | R2以前～ R10以降 | 985 | シティセールス課 |
| UJIターン推進・支援事業 | | UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。令和5年度以降は、移住定住リーフレットを活用し、移住フェアへの出展を増やして、スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談対応をしてもらう。関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、ふるさと回帰支援センターが主催する国内最大級の移住マッチングフェアに出展する。ふるさと回帰支援センターには山口県の移住相談窓口もあるため、当該窓口との連携が移住者獲得には重要となってくる。更に、シティセールスPR強化事業において、首都圏を対象に広告を実施していることもあり、本市を認知している方の呼び込みが可能となり、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。 | R2以前～ R10以降 | 1,184 | シティセールス課 |
| 移住定住プロモーション事業 | | 移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に移住定住情報ポータルサイトを開設するとともに、移住検討者に配布するリーフレットを作成した。当該ポータルサイトを運営し、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。なおリーフレットは在庫を見ながら隔年で増刷を行っていく。 | R3～ R10以降 | 1,064 | シティセールス課 |
| スマイルシティ・ライフ体験事業 | | 移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。ノウハウを持つ専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援業務を実施する。委託契約期間は令和4年9月から令和7年11月30日までとし、R5年度以降は、シティセールスPR強化事業で実施するデジタル広告により本市への認知度を向上させた後に、オンラインセミナーを実施することにより、移住検討者に対し本市への移住を訴求し、移住支援員によるきめ細かな相談対応により、お試し暮らしの利用促進、移住者の増加を図っていく。また、移住支援員を最大限活用したいため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。 | R4～ R10以降 | 10,952 | シティセールス課 |

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------|-----------|--|----------------|-------------------------|----------|
| きらら交流館再整備事業 | | 平成13年に宿泊研修施設として開館したきらら交流館は、既に研修を伴わない宿泊を可としており、同館の役割を見直す時期にある。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超えていることから、大規模な設備更新が必要な時期に来ている。以上のことから今後の同館のあり方について検討するため、令和2・3年度に基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務を委託した結果、同館については公設+指定管理方式で管理することが費用面から最適であるとの結論になった。同館を改修するに当たっては、リニューアルオープン後の効率のかつ効果的な管理運営のため、令和4年度に改修後の指定管理者を候補者として選定(指定管理者先行公募型)し、設計支援業務委託契約を当該候補者と締結する。これにより改修工事の内容を設計した後に、工事に着手する予定である。スケジュールとしては、令和5年度に基本設計及び実施設計の事業者を一括でプロポーザル方式により選定し、令和7年度に改修工事に入り、令和9年度中のリニューアルオープンを予定している。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | シティセールス課 |
| 観光プロモーション事業 | | 当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和5年度の取組は、次のとおりである。 ①観光パンフレット「スマイルスポット」を20,000部増刷し、公共施設、市内観光事業所、公共交通機関のほか、各種イベント等で配布し、認知度向上及び市内周遊を促す。②山陽小野田観光協会に補助金を交付し、R4年度に引き続き、同協会インスタグラムを活用した「インスタグラムハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。③JAFとの観光振興協定を締結し、本市の観光情報をWEBサイトに掲載し、本市を知ってもらい、来訪を促す。 | R2以前～ R10以降 | 1,710 | シティセールス課 |
| ゴルフ場PR事業 | | 当該事業では、本市における観光資源の1つである「ゴルフ場」にスポットを当て、本市を「ゴルフのまち」としてPRすることにより、本市の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。 令和5年度は、市内6か所のゴルフ場の特色が分かるリーフレットを作成し、市内ゴルフ場のほか、山陽小野田市観光振興プランで設定した県内、北部九州エリアのゴルフ練習場での情報発信の強化を図る。また、市外及び県外における観光PRイベントにおいても、リーフレットを活用し、積極的にゴルフ場のPRを行うこととする。 併せて、ゴルフ場施設において、観光PRポスターや観光パンフレット等の掲出を行い、市内への観光周遊を促す。 | R5～ R10以降 | 1,000 | シティセールス課 |
| 山口東京理科大学学生定住促進事業 | | 山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。 | R2以前～ R10以降 | 5,379 | 商工労働課 |

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----------|
| 文化会館改修工事業 | | 館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。令和5年度は、エントランスフロア及び事務所付近の屋上防水工事を実施する。 また、現在文化会館の老朽化調査及び中長期整備計画を策定中であり、事業者からの提出を受けて、今後の整備計画について検討する。 | R4～ R10以降 | 31,034 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)アウトリーチ事業 | | 普段コンサートホールに行くことが難しい人にも、身近な場所で誰もが参加しやすい文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、地域交流センターや学校、保育所などの福祉・教育施設や民間施設等で実施する。 市民一人ひとりの文化習慣を高め、地域の文化力向上を目指し、レベルの高い企画を提供する。 | R2以前～ R10以降 | 600 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)子ども文化ふれあい事業 | | 子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み、創造的で個性的な価値観を養うため、不二輸送機ホールや幼・保育園で芸術文化鑑賞会を実施する。 令和5年度は、市内全ての小学6年生を対象に、不二輸送機ホールで「竹取物語」を実施する。また、幼・保育園については、私立保育園を対象に希望調査を行い、実施内容を協議して決定する運びである。 | R2以前～ R10以降 | 1,917 | 文化スポーツ推進課 |
| かるた振興委員会設置事業 | | かるた振興委員会は12名で構成されており、メンバーは、永世クイーン、元クイーン、山陽小野田かるた協会、小・中学校、高校、理科大等で構成されている。小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置している。 | R2以前～ R10以降 | 48 | 文化スポーツ推進課 |
| 現代ガラス展開催事業 | スマイルエイジング | 本市の特色の一つである「ガラス文化」を推進するため、平成13年度から3年に一度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を開催する。 第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第7回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や、第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を広く発信する。 | R2以前～ R10以降 | 8,600 | 文化スポーツ推進課 |
| ガラス文化推進事業 | スマイルエイジング | 市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの方がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えし、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。 | R2以前～ R10以降 | 392 | 文化スポーツ推進課 |
| ガラスアート作品貸出し支援事業 | | 本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵しているガラスアート作品を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要が生じた場合の運搬費用を計上している。 | R4～ R10以降 | 50 | 文化スポーツ推進課 |
| かるたによるまちづくり推進事業 | スマイルエイジング | 市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することで、競技者のさらなる増加を図り、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信する。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 文化スポーツ推進課 |

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----------|
| レノファ山口とのパートナーシップ事業 | スマイルエイジング | スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRをあわせて実施する。 | R2以前～ R10以降 | 800 | 文化スポーツ推進課 |
| パラサイクリング支援の輪拡大事業 | スマイルエイジング | パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 | R2以前～ R10以降 | 200 | 文化スポーツ推進課 |
| パラサイクリングのまちPR事業 | スマイルエイジング | パラサイクリングナショナルチームの合宿支援やスポーツの推進、スマイルエイジング、インクルーシブ教育などを通じ、市民とトップアスリートの交流事業や互いの情報発信を促進し、パラサイクリングによるまちづくりを推進する。 | R2以前～ R10以降 | 1,600 | 文化スポーツ推進課 |
| サッカー交流公園運営業務 | | 令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務を民間事業者へ委託したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 | R5～ R10以降 | 66,624 | 文化スポーツ推進課 |
| CLASS GLASS推進事業 | | 本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなどガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。当該施設は、指定管理により小野田ガラス(株)が運営しており、ガラス造形作家が、自身のガラス作家活動しながら体験学習の指導等に従事している。小野田ガラス(株)と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上、またふるさと納税の増加等を図る。 | R2以前～ R10以降 | 5,015 | 商工労働課 |

まちの価値を創る

(3) 官民連携（PPP）の推進

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------|-----------|--|---------------|-------------------------|-----|
| LABVプロジェクト推進事業 | | 老朽化により解体が避けられない商工センターの今後のあり方について、商工会議所と建替えの検討時期にある山口銀行を官民連携による商工センター跡地利活用事業の検討パートナーとし、まちづくりの視点に立ったPPP(LABVを含む)活用による土地利活用等に取り組む。平成31年度に国の補助事業を活用し調査業務を行っており、今回の事業をリーディングプロジェクトとし、中長期的に他の遊休地等に連鎖的な事業を生み出すことを目指している。令和4年度に事業主体となる山陽小野田LABVプロジェクト合同会社が設立されたことから、商工センターの解体・撤去工事とともに、令和6年4月の新施設供用開始に向けた取組を進める。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |

まちの価値を創る

(4) 地域経済の活力増進

| 事業名 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 企業誘致推進事業 | | 小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 | R2以前～ R10以降 | 1,046 | 商工労働課 |
| 工場設置奨励金等交付事業 | | 厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。 | R2以前～ R10以降 | 92,588 | 商工労働課 |
| 産学官連携推進事業 | 理科大 | 山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| 山陽小野田市産学官連携推進協議会 | 理科大 | 山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| 空き店舗等利活用支援事業 | | 市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 | R2以前～ R10以降 | 1,500 | 商工労働課 |
| 創業応援金交付事業 | | 「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。 | R2以前～ R10以降 | 2,000 | 商工労働課 |
| 創業支援事業(個別相談会、支援セミナー等実施事業) | | 平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方(事業承継も含む)への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 2,848 | 商工労働課 |
| 6次産業化・農工商連携応援事業 | | 農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。 | R3～ R10以降 | 5,000 | 農林水産課 |
| 新規就農者支援事業 | | 経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。 | R1以前～ R9以降 | 3,724 | 農林水産課 |

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

| 事業名 | 重点 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------------|----------|---|----------------|-------------------------|-----|
| 防災気象情報システム導入・運用事業 | 1-(2) | 近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内で頻繁に洪水被害の発生する河川にも追加で河川監視カメラ及び簡易水位計を設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な河川の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、河川の増水状況の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。 | R3～ R10以降 | 3,500 | 総務課 |
| 文書管理システム更新事業 | | 現在使用している文書管理システムの利用契約が終了する令和5年1月からの契約の更新。 行政手続の電子処理化を促進するために、電子決裁機能を追加する。 | R3～ R10以降 | 7,577 | 総務課 |
| 人事給与システム構築・運用事業 | | 令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 令和5年度以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。 | R2以前～ R10以降 | 6,270 | 人事課 |
| 庶務事務システム導入事業 | | 令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデータ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務がデータ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がりと、職員の負担を大幅に軽減させることができている。また、紙による人の接触機会が減るため感染症対策にも寄与している。 令和5年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用していく必要がある。 | R3～ R10以降 | 11,352 | 人事課 |
| 確定申告支援システムに係る申告書データ eTAX送信対応業務 | | 平成29年から地方自治体で受ける確定申告について、専用回線を利用してeTAXへの引継が可能になったことから、国や県より平成30年度からの電子データでのやり取りを強く求められている。現在は紙ベースであり、職員2名体制で税務署への運搬を行っている。個人番号が記載された申告書もあることから番号漏洩について細心の注意が必要であり、運搬等の作業を軽減させるためにも電子データ化に向けてシステムを構築する。 | R5～ R10以降 | 3,300 | 税務課 |
| 特別徴収税額通知電子化事業 | | 令和3年度税制改正により、令和6年度分以後の個人住民税における特別徴収税額通知を地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して特別徴収義務者へ提供し、当該特別徴収義務者は納税義務者に提供することとされたことに伴い、基幹システムを改修する。令和6年1月からのシステム運用が必須となるため、令和5年度中に開発等を進めるなか、システムを使用している「やまぐち自治体クラウド」内の各自治体と協議、調整等を行う。 | R5～ R5 | 2,590 | 税務課 |

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

| 事業名 | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|------|--|--------------|---------------------|---------|
| 軽自動車関係手続オンライン化対応事業 | | 令和4年度において、軽自動車の保有関係手続きのオンライン化に伴い、賦課業務に必要な情報を市の基幹税システムに取り込むためのシステム改修及び軽自動車税種別割の納税情報を、オンライン上で確認可能とするためのシステム改修も同時に行った。 今後は、軽自動車検査協会が軽自動車税種別割の納税情報をオンライン上で確認可能であることを広く周知を図り、口座振替者や窓口での車検用納税証明書発行業務の軽減を図る。 | R5～ R10以降 | 34 | 税務課 |
| 預金調査電子化事業 | | 昨今のデジタル化の推進に市税滞納者の預金調査を紙媒体による調査依頼・回答形式から電子化する。(株)NTTデータが提供するpipitLINQを利用する。 これまでの郵送による照会に比べ、格段に速報性が上がり、効果的、効率的な滞納整理を実施する。 | R5～ R10以降 | 660 | 税務課 |
| 口座振替データ伝送事業 | | (株)NTTデータが提供する pufure 及び AnserDATAPORT を利用して、これまでフロッピーディスクやDVDの持込により行ってきた口座振替データを伝送化する。 指定金融機関、収納代理金融機関の多くがAnserDATAPORT を利用してのデータ伝送が可能となる見込みである。 | R5～ R10以降 | 1,413 | 税務課 |
| RPA及びAI-OCR導入・活用事業 | | 他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。 | R2～ R9以降 | 2,833 | デジタル推進課 |
| デジタル化推進事業 | | 将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。 | R3～ R9以降 | 10,758 | デジタル推進課 |
| 公衆無線LAN整備事業 | | 近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の普及や、外国人旅行者の増加、災害時の情報伝達手段として公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用できる環境の整備が求められている。 しかしながら、市内にはコンビニエンスストア等の民間企業により整備された無料Wi-Fiは多数存在するものの、公が管理する施設への整備は行われていない状況である。 市民及び来訪者が利用できる無料のWi-Fiを整備することは、市民等の利便性の向上に資するものであり、早急な整備を行い、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進に対応する。 | R3～ R9以降 | 314 | デジタル推進課 |
| DX協創プラットフォーム形成事業 | | デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。 具体的には、市民、山口東京理科大学関係者及び学生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。地域課題解決に資する有望なアイデアについては、市のデジタル化への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。 | R4～ R9以降 | 5,060 | デジタル推進課 |

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

| 事業名 | 重点 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------------|----------|--|----------------|-------------------------|----------|
| デジタルデバйд対策事業 | | スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程において、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センター等において、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。 | R4～ R9以降 | 1,900 | デジタル推進課 |
| 山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業 | | 令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。 | R5～ R9以降 | 38,814 | デジタル推進課 |
| シティセールスPR強化事業 | 3-1) | 平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示し、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和5年度以降は、ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、新たにデジタルを活用したPRを実施することとし、ターゲットを本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行うことにより、本市を認知してもらうとともに、魅力を発信する。若い世代が多く、トレンドにも明るい首都圏の方を対象とするため、大多数の方が所持しているスマートフォン上で実施可能なSNSやアプリなどのデジタル媒体を活用した情報発信が広範囲に行え、最も効果的である。これまでメインターゲットとはしてこなかった首都圏をメインターゲットとすることにより、新たな交流人口の創出や移住者獲得の可能性も高まってくる。 | R2以前～ R10以降 | 1,111 | シティセールス課 |
| 空家等放置問題対策としてのサポート事業(臨時) | | 苦情のあった空家等への対応記録について、件数が増加していること及び対応が複数年に渡ること等の理由により、これまでのエクセルファイルによる管理では事務が煩雑となり、また現地調査結果や所有者等情報についても写真、登記簿等のデータが膨大な量となっており、適切に管理することが困難な状況であるため、空き家対策管理支援システムを導入し、苦情等に即座に対応できるよう空家等の情報を適切に管理し、事務の効率化を図るとともに増加する現地調査を迅速に実施するため、現場調査支援ツールについても導入する。また、空家等の利活用を推進するため、空き家バンク制度を実施しているが、対象物件及び問合せ状況等についても同システムで管理することにより、事務負担の軽減を図る。 | R2以前～ R10以降 | 8,777 | 生活安全課 |
| キャッシュレス決済事業 | | 令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。 | R5～ R9以降 | 336 | 市民課 |

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

| 事業名 | 重点 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|----------|--|----------------|-------------------------|------|
| マイナンバーカード等交付 関連事務事業 | | 番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,953 | 市民課 |
| マイナンバーカード申請支 援事業 | | 職員が、市民のマイナンバーカード申請手続を支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。 | R2以前～ R10以降 | 728 | 市民課 |
| 証明書コンビニ交付事業 | | マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。 | R2以前～ R10以降 | 10,009 | 市民課 |
| 証明書等自動交付事業 | | 窓口での混雑緩和や対面による手続を低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。 | R3～ R10以降 | 318 | 市民課 |
| コンビニ交付利用促進事 業 | | コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を窓口より低く設定し、より多くの市民にその利便性を実感していただくことにより、コンビニ交付の利用を促進し、窓口の混雑緩和、対面での手続の低減、マイナンバーカードの普及促進を図っていく。 | R4～ | ゼロ予算 | 市民課 |
| 申請書作成支援事業 | | 市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続のほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。 本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。 | R3～ R10以降 | 436 | 市民課 |
| マイナンバーカード等交付 関連事務事業 | | 番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合に、市の窓口にて記載事項の書き換えを行う必要がある。 令和3年度に南支所にも統合端末等を設置し、これら手続の一部を運用している。 | R3～ R10以降 | 1,018 | 南支所 |
| マイナンバーカード等交付 関連事務事業 | | マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、交付、電子証明書の更新等の手続の一部を植生支所でも行うことにより市民の利便性の向上を図る。 | R3～ R9以降 | 1,126 | 植生支所 |

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

| 事業名 | 重点 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 高泊地区デマンド型交通 運営事業 | | 市民の交通利便性の確保を図るため、高泊地区を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行する。当デマンド型交通は、同時に発生する複数の予約に対応し、迅速かつ円滑に送迎できるよう、事業者においてAIによる配車システムを運用する。 | R4～ R10以降 | 6,100 | 商工労働課 |
| 下水道管理デジタル化推 進事業 | | 下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 | R5～ R10以降 | 2,710 | 下水道課 |
| 入札参加資格登録共同化 事務 | | 各市町の入札に参加したい事業者は、各市町の窓口で入札参加資格審査申請を行い、登録された後に入札へ参加することとなっている。本手続きは、入札参加したい市町へ事業者がそれぞれ申請を行う必要があり、複数の自治体で同様の手続きを行う必要があることや、各市町でバラバラに更新期間が設定されていること、書類の作成や郵送のコスト等、事業者の負担となっている。 こうしたことから、事業者の負担軽減を図り、デジタル化を推進するため、山口県央連携都市圏域7市町(山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、津和野町)のうち、津和野町を除く6市でシステムの共同利用を行い、電子申請の導入や更新時期の統一など、利便性向上に向けた検討・実施を行う。 | R5～ R10以降 | ゼロ予算 | 監理室 |
| 財務会計システム電子決 裁化事務 | | 既存の財務会計システムを電子決裁化することにより、決裁区分によっては長い時間を要していた決裁をスムーズに行うことが可能となり、支払の遅延もなくなることが期待できる。 また、これを実施するとペーパーレスとなり、以前から課題であった文書保管の省スペース化にも繋がる。 | R7～ R10以降 | ゼロ予算 | 出納室 |
| マイナンバーカード等交付 関連事務事業 | | 番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きが必要となる。 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,587 | 市民窓口課 |
| セミセルフレジ設置事業 | | 新型コロナウイルス感染症対策として、セミセルフレジを設置することで手数料、市公金等の納付時に来庁者との接触を減少させるとともに、滞在時間を短くする。また、現在二人で入金確認を行っているが、導入後は基本一人対応とし業務効率化を図る。 導入後は、市の方針に沿ってキャッシュレスサービスにも対応できるようにする。 | R5～ R10以降 | 5,111 | 市民窓口課 |
| GIGAスクール推進事業 | 2-(2) | 児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置する。また、ヘルプデスクの設置やWi-Fiフィルターの貸与など、家庭におけるICTの活用を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 42,083 | 学校教育課 |
| 学校図書システム更新事 業 | | 小学校や中学校の学校図書館と山陽小野田市公立図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない図書を他校や公立の図書館から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを図る。 | R4～ R10以降 | 5,250 | 学校教育課 |

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

| 事業名 | 重点 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|----------|---|--------------|-------------------------|----------|
| 埴生幼稚園栄養管理ソフト 導入事業 | | 埴生幼稚園に栄養管理ソフトを活用し、食物アレルギーの管理、園児の状況に応じた献立の工夫など、安心・安全な給食の提供や食育の充実を図る。 | R4～ R9以降 | 40 | 学校教育課 |
| 小学校社会科副読本デジ タル化事業 | | 小学校3・4年生の社会科学習において活用している。地域を教材化した副読本「はっけん！山陽小野田」を、令和5年度は新学習指導要領を踏まえて改訂するとともに、1人1台端末で活用できるようにデジタル教科書化する。 | R5～ R10以降 | 9,215 | 学校教育課 |
| 電子書籍購入事業 | 2-(3) | 令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。今後も、利用者を確保するため、電子書籍のコンテンツを更に充実する必要がある電子書籍を年次的に購入する。 | R3～ R10以降 | 3,660 | 中央・厚狭図書館 |
| タブレット端末導入事業 | | 国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。 | R5～ R10以降 | 7,809 | 議会事務局 |

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

| 事業名 | 重点 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------------|----------|---|----------------|-------------------------|---------|
| 山口東京理科大学連携事業 | | 市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| デジタル化推進事業 | | 将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。 | R3～ R9以降 | 10,758 | デジタル推進課 |
| DX協創プラットフォーム形成事業 | | デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。具体的には、市民、山口東京理科大学関係者及び学生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。地域課題解決に資する有望なアイデアについては、市のデジタル化への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。 | R4～ R9以降 | 5,060 | デジタル推進課 |
| 山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業 | | 令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。 | R5～ R9以降 | 38,814 | デジタル推進課 |
| 山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催 | | 山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング薬局事業 | | スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。 | R4～ R10以降 | 363 | 健康増進課 |

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

| 事業名 | 重点 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------|----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 企業誘致展示会参加事業 | | 小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。 | R2以前～ R7 | 166 | 商工労働課 |
| 産学官連携推進事業 | 3-(4) | 山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| 山陽小野田市産学官連携推進協議会 | 3-(4) | 山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| スマイル・サイエンス事業 | 2-(2) | 科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図るため、山口東京理科大学キャンパスを会場とし科学科学作品展を開催する。 | R3～ R10以降 | 565 | 学校教育課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------------|----------------------|------|---|----------------|---------------------|----------|
| 山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業 | 知守 食事 運動 交流 | | 令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。 | R5～ R9以降 | 38,814 | デジタル推進課 |
| デジタルバйд対策事業 | 知守 | | スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程において、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センター等において、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。 | R4～ R9以降 | 1,900 | デジタル推進課 |
| ホームページを活用したまちの魅力発信事業 | 知守 食事 運動 交流 | | ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。 | R2以前～ R10以降 | 364 | シティセールス課 |
| 広報紙発行事業 | 知守 食事 運動 交流 | | 市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。 | R2以前～ R10以降 | 14,527 | シティセールス課 |
| 広報紙発行事業(臨時分) | 知守 食事 運動 交流 | | 市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。近年、製紙代、インク代などの印刷コストが高騰しており、平成25年度からページ単価が増加している。今後もコストの高騰が予想されるが、広報紙はまちの「今」を市民に届ける貴重な伝達ツールで、市民と行政の協働によるまちづくり基盤の構築という重要な役割がある。分かりやすく読みやすい広報紙となるよう、ページ内容を精査した上で、臨時的経費として広報印刷製本費を計上する。なお、広報紙は現在月2回発行しているが、令和5年5月から月1回に変更することについて調整中である。(1回に変更する理由:以前は、市政と市民を結ぶ広報媒体としては広報紙が中心であったが、現在はHPやSNSなど即時性の高い広報媒体が増えたことにより広報紙の役割の比率は変わりつつあり、より効率的な広報活動を行っていくため。) | R2以前～ R10以降 | 2,919 | シティセールス課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|----------------------|-------|---|----------------|---------------------|----------|
| 市政情報発信事業 | 知守 食事 運動 交流 | | 市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。 | R2以前～ R10以降 | 327 | シティセールス課 |
| 市政情報発信事業(コミュニティFM) | 知守 食事 運動 交流 | | 市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回55分週1回)を放送する。 | R2以前～ R10以降 | 4,643 | シティセールス課 |
| LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業 | 知守 食事 運動 交流 | | 本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、Twitter(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとしてLINEアプリを令和4年度に導入した。今後LINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。なお、令和4年度に行うLINEのシステム開発及び運用はデジタル推進課が行い、令和5年度以降のシステムの管理運営はシティセールス課が担当する。 | R2以前～ R10以降 | 1,848 | シティセールス課 |
| ハロウィンイベント実施事業 | 交流 | 3-(1) | 市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。 | R2以前～ R10以降 | 5,000 | シティセールス課 |
| 観光ボランティアガイド活動支援事業 | 交流 | | 山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 100 | シティセールス課 |
| おもてなしサポーター育成事業 | 交流 | | 市内観光関係事業所及び個人を対象に研修会を実施し、本市の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、観光客へのホスピタリティの向上を図る。 また、新たにおもてなしサポーターになった事業所には、「ミニ観光案内所」ののぼり旗と観光パンフレット等を配布し、事業所を訪れた方に観光案内を行ったり、観光情報を発信してもらい、観光客へのホスピタリティの向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 100 | シティセールス課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|-----------|-------|---|----------------|---------------------|---------|
| 地域運営組織推進事業 | 交流 | 1ー(1) | 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。 令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。 (アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。 (地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。 | R3～ R10以降 | 4,189 | 市民活動推進課 |
| 社会教育士育成事業 | 交流 | 1ー(1) | 地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R5年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定 | R4～ R5 | 335 | 市民活動推進課 |
| ふるさとづくり推進事業 | 交流 | | 市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 3,116 | 市民活動推進課 |
| 地域振興諸行事支援事業 | 交流 | | 各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業 | R2以前～ R10以降 | 2,260 | 市民活動推進課 |
| 自治会組織活性化事業 | 交流 | | 地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。 | R2以前～ R10以降 | 65,761 | 市民活動推進課 |
| 自治会組織活性化事業 (臨時) | 交流 | | 自治会便は、広報紙の配付だけでなく、県広報、議会だより、社協だより、自治連だよりなどの関係機関の発行する広報紙の配付や、市役所から自治会、市民へのお知らせを配付する手段として重要な役割を持っている。 現在共済会館で配付準備を行っているが、配布物用のケースが老朽化しており、自治会への配布に支障をきたしていることから、新たに配付用ケースを購入し、運用を改善するもの。 また、全地域交流センター内に単位自治会のレターボックスを設置し、地区内における各自治会への連絡体制の維持を図る。 | R5～ R5 | 1,085 | 市民活動推進課 |
| 女性団体連絡協議会等支援事業 | 交流 | | 女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 176 | 市民活動推進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|----------------|-------|---|----------------|---------------------|-----------|
| 多文化共生推進事業 | 交流 | | 本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、約800人で年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、R4年度以降は文化庁の補助が終了するため、運営方法が課題となっている。 その他、日本人や外国人が気軽に集える場の提供や情報発信の実施について検討する。 ※R5年度ゼロ予算 | R4～ R10以降 | ゼロ予算 | 市民活動推進課 |
| 石丸総合館管理運営事業 | 知守 運動 交流 | | 地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。 | R2以前～ R10以降 | 3,363 | 市民活動推進課 |
| 市民活動支援事業 | 交流 | 2-(3) | 市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。 また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 325 | 市民活動推進課 |
| パラサイクリング支援の輪 拡大事業 | 運動 交流 | 3-(2) | パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 | R2以前～ R10以降 | 200 | 文化スポーツ推進課 |
| パラサイクリングのまちPR 事業 | 交流 | 3-(2) | パラサイクリングナショナルチームの合宿支援やスポーツの推進、スマイルエイジング、インクルーシブ教育などを通じ、市民とトップアスリートの交流事業や互いの情報発信を促進し、パラサイクリングによるまちづくりを推進する。 | R2以前～ R10以降 | 1,600 | 文化スポーツ推進課 |
| 体育施設管理事業 | 運動 交流 | | 体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。 | R2以前～ R10以降 | 48,149 | 文化スポーツ推進課 |
| 市民ふれあいスポーツ大会 運営事業 | 運動 交流 | | スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ベタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。 | R2以前～ R10以降 | 380 | 文化スポーツ推進課 |
| 市民マラソン大会運営事業 | 運動 交流 | | スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に市民マラソン大会を継続開催する。 | R2以前～ R10以降 | 420 | 文化スポーツ推進課 |
| スポーツ教室開催事業 | 運動 交流 | | 競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全10回程度、300名程度 | R2以前～ R10以降 | 1,490 | 文化スポーツ推進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|-----------|-------|---|------------|---------------------|-----------|
| 現代ガラス展開催事業 | 交流 | 3-(2) | 本市の特色の一つである「ガラス文化」を推進するため、平成13年度から3年に一度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を開催する。 第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第7回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や、第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を広く発信する。 | R2以前～R10以降 | 8,600 | 文化スポーツ推進課 |
| かるたによるまちづくり推進事業 | 交流 | 3-(2) | 市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することで、競技者のさらなる増加を図り、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信する。 | R2以前～R10以降 | 500 | 文化スポーツ推進課 |
| レノファ山口とのパートナーシップ事業 | 交流 | 3-(2) | スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRをあわせて実施する。 | R2以前～R10以降 | 800 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)ピアノマラソン大会 | 交流 | | ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的的事业である。 | R2以前～R10以降 | 825 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)少年少女合唱祭 | 交流 | | 第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。 | R2以前～R10以降 | 321 | 文化スポーツ推進課 |
| 市民文化祭 | 交流 | | 市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) | R2以前～R10以降 | 348 | 文化スポーツ推進課 |
| ガラス文化推進事業 | 交流 | 3-(2) | 市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えし、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。 | R2以前～R10以降 | 392 | 文化スポーツ推進課 |
| 競技スポーツ推進事業 | 運動 | | スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。 | R2以前～R10以降 | 5,300 | 文化スポーツ推進課 |
| 生涯スポーツ推進事業 | 運動 | | 市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。 | R2以前～R10以降 | 382 | 文化スポーツ推進課 |
| スポーツ団体・指導者育成・支援事業 | 運動 | | 児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。 | R2以前～R10以降 | 1,424 | 文化スポーツ推進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------------|-----------|------|---|------------|---------------------|-----------|
| 学校・民間体育施設開放・活用事業 | 運動 | | 地域住民の多様なニーズに幅広く対応するため、学校施設を含む施設の開放を促進し、スポーツを「する」環境を整える。 | R2以前～R10以降 | ゼロ予算 | 文化スポーツ推進課 |
| きららガラス未来館管理運営事業 | 交流 | | 本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。 | R2以前～R10以降 | 33,183 | 文化スポーツ推進課 |
| 文化協会の育成・支援、補助事業 | 交流 | | 文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。 | R2以前～R10以降 | 1,100 | 文化スポーツ推進課 |
| 出前講座運営事務 | 知守 | | 市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。 | R2以前～R10以降 | 12 | 生活安全課 |
| 介護予防把握事業 | 知守 | | 訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。 | R2以前～R10以降 | 117 | 高齢福祉課 |
| 認知症に関する普及啓発事業 | 知守 | | 今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。 | R2以前～R10以降 | 185 | 高齢福祉課 |
| 介護予防普及啓発事業 | 知守 | | 第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。 | R2以前～R10以降 | 1,023 | 高齢福祉課 |
| 介護支援ボランティア活動事業 | 交流 | | 第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。 | R2以前～R10以降 | 2,828 | 高齢福祉課 |
| 介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業 | 交流 | | 第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。 | R2以前～R10以降 | 303 | 高齢福祉課 |
| 高齢者団体の活性化(老人クラブ等) | 交流 | | 単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。 | R2以前～R10以降 | 1,431 | 高齢福祉課 |
| 生きがいと健康づくり推進事業 | 交流 | | 市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。 | R2以前～R10以降 | 1,800 | 高齢福祉課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|----------------------|-------|--|------------|---------------------|--------|
| 生活支援サービスの体制整備事業 | 交流 | | 単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区(埴生・津布田は1か所)毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。 | R2以前～R10以降 | 9,425 | 高齢福祉課 |
| 高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業) | 交流 | | 高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。 | R2以前～R10以降 | 6,054 | 高齢福祉課 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 知守 運動 交流 | | 生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営型の場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。 | R2以前～R10以降 | 1,006 | 高齢福祉課 |
| 認知症地域支援推進事業 | 交流 | | 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備や地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、関係機関のネットワークの構築や認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。また、認知症ケアバスの作成及び運用を行う。 | R2以前～R10以降 | 1,014 | 高齢福祉課 |
| 障がい者地域生活支援事業(地域づくり) | 交流 | | 支援の種類:①意思疎通支援事業②手話奉仕員等養成研修事業③障がい者スポーツ大会開催事業④自発的活動支援事業 障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指すため事業を実施する。 | R2以前～R10以降 | 6,289 | 障害福祉課 |
| 被保護者健康管理支援事業 | 知守 | | 生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は令和3年1月から必須事業となっており、本市においても、これまでの情報分析を踏まえて令和3年10月より事業開始。 | R2以前～R10以降 | 1,534 | 社会福祉課 |
| 民生委員・児童委員活動支援事業 | 交流 | | 民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。 | R2以前～R10以降 | 16,285 | 社会福祉課 |
| 公立保育所運営事業 | 知守 食事 運動 交流 | | 公立保育所で保育を実施する。 (R4から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園) | R1以前～R9以降 | 387,419 | 子育て支援課 |
| 地域子育て支援センター事業 | 食事 交流 | 2-(1) | 市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。 | R1以前～R9以降 | 25,194 | 子育て支援課 |
| 地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業 | 食事 交流 | 2-(1) | 子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 | R1以前～R9以降 | 805 | 子育て支援課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|-------|--|------------|---------------------|--------|
| 児童遊園施設整備事業 | 運動 | | 子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。 | R1以前～R9以降 | 517 | 子育て支援課 |
| 子育てコンシェルジュ事業 | 交流 | 2-(1) | 子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。 | R1以前～R9以降 | 20 | 子育て支援課 |
| 子育て総合支援センター管理・運営事業 | 交流 | 2-(1) | 子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 | R1以前～R9以降 | 7,096 | 子育て支援課 |
| ベビースマイル事業 | 交流 | 2-(1) | 子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるイベントの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技がいかせる場を提供する。 | R1以前～R9以降 | 300 | 子育て支援課 |
| ファミリーサポートセンター事業 | 交流 | 2-(1) | 子育てでの援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。 | R1以前～R9以降 | 307 | 子育て支援課 |
| 地域組織活動育成事業 | 交流 | 2-(1) | 地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽) | R1以前～R9以降 | 1,040 | 子育て支援課 |
| 児童館管理運営事業 | 交流 | | 市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。 | R1以前～R9以降 | 43,033 | 子育て支援課 |
| 児童館管理運営事業(臨時分) | 交流 | | 小野田児童館廃止に伴い設備の撤去を行う。 | R5 | 165 | 子育て支援課 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | 知守 食事 運動 交流 | | 高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。 こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。 また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。 具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。 | R3～R10以降 | 3,451 | 保険年金課 |
| 国民健康保険保健事業 | 知守 運動 | | 国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はりきゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業 | R2以前～R10以降 | 16,788 | 保険年金課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|----------------------|-------|--|------------|---------------------|-------|
| 国民健康保険特定健診事業 | 知守 | | 被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度から特別交付金(県繰入金分)により措置されるため無料とし、特定保健指導に係る利用負担金(積極的支援1,000円、動機付け支援500円)については、利用促進のため令和2年度から無料とした。 また、特定健診の未受診については、「AIを活用した行動分析等による受診勧奨」を、市と民間事業者及び国保連との委託契約により実施し、令和4年度から定期的な通院をしていることを理由に受診していない者を対象にみなし健診を実施。 | R2以前～R10以降 | 56,098 | 保険年金課 |
| 特定保健指導事業 | 知守 | | 40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診者の内、質問票の内容及び検査結果を基に階層化により選定した特定保健指導対象者に対して、利用勧奨を委託することで利用率の向上を目指す。また、積極的支援及び動機付け支援の保健指導も委託することで被保険者の生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 | R5～R10以降 | 5,377 | 保険年金課 |
| 国民健康保険健康づくり補助事業 | 知守 | | 国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。(1団体当たりの補助金額の上限は、27,000円) | R2以前～R10以降 | 297 | 保険年金課 |
| 国民健康保険脳ドック事業 | 知守 | | 脳疾患の早期発見、特に脳血管疾患の防止のため、30歳以上の国保被保険者が実施医療機関で脳ドックを受診する費用のうち、およそ85%を助成し、受診者の自己負担額を4,000円とすることで受診を促進し医療費の適正化を図る。定員は180名とし、その年度分の申込みを一斉受付し抽選により受診者を決定する。 | R2以前～R10以降 | 4,276 | 保険年金課 |
| 国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業 | 知守 | | 糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が嵩む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、特定健診の結果から受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。 | R2以前～R10以降 | 1,994 | 保険年金課 |
| 国民健康保険歯周病検診事業 | 食事 | | 歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。 | R2以前～R10以降 | 1,650 | 保険年金課 |
| 伴走型相談支援事業 | 知守 | 2-(1) | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。 | R4～R10以降 | 2,974 | 健康増進課 |
| 健康増進計画推進事業(健康フェスタ) | 知守 食事 運動 交流 | | 令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。 | R2以前～R10以降 | 100 | 健康増進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------------|----------------------|------|---|----------------|---------------------|-------|
| 健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業) | 知守 食事 運動 交流 | | 令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 112 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育) | 知守 食事 運動 交流 | | 市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。 | R2以前～ R10以降 | 81 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ | 知守 食事 運動 交流 | | 市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく) | R2以前～ R10以降 | 16 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング推進事業 | 知守 食事 運動 交流 | | ①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。 | R2以前～ R10以降 | 105 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング強化月間事業 | 知守 食事 運動 交流 | | スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。 | R2以前～ R10以降 | 300 | 健康増進課 |
| 健康推進員の養成・育成・支援 | 知守 食事 運動 交流 | | 平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう | R2以前～ R10以降 | 250 | 健康増進課 |
| 健康マイレージ事業 | 知守 食事 運動 交流 | | 本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める。もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品があたるという仕組み。現在のコロナ禍の中でスマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。 | R2以前～ R10以降 | 136 | 健康増進課 |
| 葉酸サプリメント配布事業 | 知守 食事 | 2-1) | 葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまで妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。 | R5～ R10以降 | 242 | 健康増進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|-----------|-------|--|------------|---------------------|-------|
| 幼児健康診査事業 | 知守 | | 母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。 | R2以前～R10以降 | 2,129 | 健康増進課 |
| 産前産後サポート事業(マタニティひろば) | 知守 交流 | 2-(1) | 市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。 | R2以前～R10以降 | 297 | 健康増進課 |
| 妊婦健康診査事業 | 知守 | 2-(1) | 母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。 | R2以前～R10以降 | 38,602 | 健康増進課 |
| 母子保健健康教育事業 | 知守 | 2-(1) | 乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。 | R2以前～R10以降 | 253 | 健康増進課 |
| 発育・発達事業(療育教室) | 知守 | 2-(1) | 幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。 | R2以前～R10以降 | 234 | 健康増進課 |
| 定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業 | 知守 | 2-(1) | 乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時に対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。 | R2以前～R10以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 母子家庭訪問指導事業 | 知守 | 2-(1) | ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。 | R2以前～R10以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 子育て世代包括支援センター(母子保健型) | 知守 | 2-(1) | 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。 | R2以前～R10以降 | 3,138 | 健康増進課 |
| 産婦健康診査事業 | 知守 | 2-(1) | 産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。 | R2以前～R10以降 | 3,512 | 健康増進課 |
| 産後ケア事業 | 知守 | 2-(1) | 産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。 | R2以前～R10以降 | 618 | 健康増進課 |
| 多胎妊産婦支援事業 | 知守 | 2-(1) | 多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。 | R4～R10以降 | 95 | 健康増進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|-----------|------|---|------------|---------------------|-------|
| 乳児健康診査事業 | 知守 | | 出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。 | R2以前～R10以降 | 6,437 | 健康増進課 |
| 発育・発達事業 | 知守 | | 母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施 | R2以前～R10以降 | 201 | 健康増進課 |
| 妊娠の届出と母子健康手帳の交付 | 知守 | | 母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。 | R2以前～R10以降 | 70 | 健康増進課 |
| 山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催 | 知守 | | 山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。 | R2以前～R10以降 | 500 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング薬局事業 | 知守 | | スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。 | R4～R10以降 | 363 | 健康増進課 |
| 自殺対策事業 | 知守 | | 自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にコロナ禍の今だからこそ、こころの支援体制を強化する。 | R2以前～R10以降 | 80 | 健康増進課 |
| ひきこもり支援事業 | 知守 | | ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点ももてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。 | R2以前～R10以降 | 2,125 | 健康増進課 |
| 地域・職域連携推進事業 | 知守 | | 本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実施することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実施し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。 | R2以前～R10以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 健康手帳の活用 | 知守 | | 自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。 | R2以前～R10以降 | 3 | 健康増進課 |
| 成人保健健康教育 | 知守 | | 市が主催で行う健康教育を実施する。 | R2以前～R10以降 | 317 | 健康増進課 |
| 成人健康相談事業 | 知守 | | 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。 | R2以前～R10以降 | 207 | 健康増進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|-----------|------|---|------------|---------------------|-------|
| 成人訪問指導事業 | 知守 | | がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。 | R2以前～R10以降 | 65 | 健康増進課 |
| 生保等の健康診査 | 知守 | | 健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う | R2以前～R10以降 | 282 | 健康増進課 |
| 成人健康診査事業(がん検診) | 知守 | | 健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。 | R2以前～R10以降 | 72,624 | 健康増進課 |
| 結核検診 | 知守 | | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。 | R2以前～R10以降 | 1,520 | 健康増進課 |
| 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 | 知守 | | ①個別の受診勧奨・再勧奨(胃がんにターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話) | R2以前～R10以降 | 1,666 | 健康増進課 |
| 女性のがん検診普及啓発事業 | 知守 | | 女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児付の集団検診実施 | R2以前～R10以降 | 847 | 健康増進課 |
| 若者健康診査 | 知守 | | 健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。 | R2以前～R10以降 | 517 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業 | 知守 | | 予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌 | R2以前～R10以降 | 215,451 | 健康増進課 |
| 風しん対策事業 | 知守 | | 国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。 | R2以前～R6 | 5,558 | 健康増進課 |
| 成人用肺炎球菌予防接種勧奨事業 | 知守 | | 成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年10月より定期予防接種とされ、当初は5年間の時限措置であったが、令和5年度まで延長されることとなった。スマイルエイジング(知守)を進めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勧奨等を強化する。 ※令和6年度以降は、65歳の方のみの勧奨となる。 | R2以前～R6 | 213 | 健康増進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-----------|------|--|------------|---------------------|-------|
| 新型コロナウイルスワクチン接種確保事業 | 知守 | | 新型コロナウイルス感染症の発症による重症化を予防し、感染のまん延防止等を図るため新型コロナウイルスワクチン接種を行う。国の接種期間等に従い、希望する市民が接種出来るように医療機関等と協力をして体制整備に努める。 | R2以前～R5 | 331,840 | 健康増進課 |
| 子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業 | 知守 | | 令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開された。これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的にキャッチアップ接種を行う。また、本事業の対象者の内、既に任意接種でワクチンを接種した方に対して、その費用を助成する。 | R4～R6 | 24,382 | 健康増進課 |
| AED管理事業 | 知守 | | 平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所に増やし充実を図った。 | R2以前～R10以降 | 2,001 | 健康増進課 |
| #7119(救急安心センター事業) | 知守 | | 住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。 | R2以前～R10以降 | 1,073 | 健康増進課 |
| 小児一次救急医療体制確保事業 | 知守 | | 昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。 そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。 | R4～R10以降 | 3,289 | 健康増進課 |
| 休日救急医療対策事業 | 知守 | | 山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めいずれ宇部市と協議が必要になるとと思われる。 | R2以前～R10以降 | 5,896 | 健康増進課 |
| 小児救急圏域医療体制確保事業 | 知守 | | 宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。 | R5～R6 | 3,000 | 健康増進課 |
| 二次救急医療体制支援事業 | 知守 | | 宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。 | R2以前～R10以降 | 8,741 | 健康増進課 |
| 二次救急医療体制支援事業(サポート病院分) | 知守 | | 宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。 | R2以前～R10以降 | 1,313 | 健康増進課 |
| 地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業 | 知守 | | 全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。(通称:さんさんネット) | R2以前～R10以降 | 310 | 健康増進課 |
| 広域災害救急医療情報システム事業 | 知守 | | 広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う | R2以前～R10以降 | 10 | 健康増進課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-----------|--------|--|----------------|---------------------|----------|
| 食育推進計画の推進 | 食事 交流 | | 平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。 | R2以前～ R10以降 | 233 | 健康増進課 |
| 食生活改善推進員の養成・育成・支援 | 食事 交流 | | 昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 794 | 健康増進課 |
| 妊婦歯科健康診査事業 | 食事 | 2- (1) | 妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。 | R2以前～ R10以降 | 804 | 健康増進課 |
| 食育推進会議 | 食事 | | 平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価を行う。 | R2以前～ R10以降 | 130 | 健康増進課 |
| スマイルエイジングウォーキング推進事業 | 運動 | | スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成 | R2以前～ R10以降 | 317 | 健康増進課 |
| 母子保健推進員育成・活動支援事業 | 交流 | 2- (1) | 母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 581 | 健康増進課 |
| 商業振興諸行事支援事業 | 交流 | | 商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,570 | 商工労働課 |
| テニスコート改修事業 | 運動 交流 | | 都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸、ラインの破損が発生しているため計画的に改修を行う。 | R2以前～ R10以降 | 28,350 | 都市計画課 |
| 遊戯施設改修事業 | 運動 交流 | | 都市公園内にある遊戯施設について、長寿命化を図るための改修及び要望等のある遊戯施設の新規設置を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,120 | 都市計画課 |
| 学校給食実施事業 | 食事 | | 学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 139,685 | 学校給食センター |
| 生活改善・学力向上プロジェクト事業 | 知守 | 2- (2) | 全ての小・中学校において、授業開始前に「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」を目的としたモジュール学習を実施。児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 学校教育課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|----------------------|--------|--|------------|---------------------|-------|
| 子ども市民教育推進事業 | 知守 | 2- (2) | 児童生徒の本市への理解を深め、愛着を図るため。市職員等による本市の特色や公共の仕組み等に関連した出前授業を実施する。 | R2以前～R10以降 | 50 | 学校教育課 |
| いじめ・不登校に対する支援事業 | 知守 | | 臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援を行う。 | R2以前～R10以降 | 19,894 | 学校教育課 |
| 児童生徒及び教職員健康診断事業 | 知守 | | 学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を実施する。 | R2以前～R10以降 | 13,573 | 学校教育課 |
| 心ときめき教室開催事業 | 知守 | | 児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていたり、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。 | R1以前～R9以降 | 523 | 学校教育課 |
| 埴生幼稚園栄養管理ソフト導入事業 | 食事 | | 埴生幼稚園に栄養管理ソフトを活用し、食物アレルギーの管理、園児の状況に応じた献立の工夫など、安心・安全な給食の提供や食育の充実を図る。 | R4～R9以降 | 40 | 学校教育課 |
| 小・中学校体育振興事業 | 運動 | | 学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。 | R2以前～R10以降 | 1,302 | 学校教育課 |
| コミュニティ・スクール推進事業 | 交流 | 2- (3) | 学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、協働し、学校運営の質の向上が図れるよう、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。 | R2以前～R10以降 | 180 | 学校教育課 |
| スクールアドバイザー配置事業 | 交流 | 2- (3) | コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。 | R2以前～R10以降 | 1,914 | 学校教育課 |
| 社会教育推進事業(地域交流センター分) | 知守 食事 運動 交流 | 2- (3) | 11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。 | R4～R10以降 | 4,217 | 社会教育課 |
| 家庭教育支援事業 | 知守 交流 | 2- (3) | 家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。 | R2以前～R10以降 | 355 | 社会教育課 |
| 家庭教育支援事業(中学校区分) | 知守 交流 | 2- (3) | 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。 | R2以前～R10以降 | 60 | 社会教育課 |
| 社会教育主事資格取得事業 | 交流 | 1- (1) | 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。 | R2以前～R10以降 | 335 | 社会教育課 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|-----------|-------|--|------------|---------------------|----------|
| 地域学校協働活動推進事業 | 交流 | 2-(3) | 従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。 | R2以前～R10以降 | 5,303 | 社会教育課 |
| 放課後子供教室事業 | 交流 | 2-(3) | 「放課後子ども教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。 | R2以前～R10以降 | 2,173 | 社会教育課 |
| 社会教育関係団体等の育成・支援事業 | 交流 | | 社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援している。また、市条例に基づき少年団等への助成を行っている。 | R2以前～R10以降 | 1,547 | 社会教育課 |
| 図書購入事業 | 知守 | | 多くの子どもたちが読書に魅力を感じるために、多様な興味に応えられる図書の充実を図れるよう、市民からの寄付金を活用して、令和5年度から令和6年度の2年間をかけて、いろいろな種類の図書を整備し、意欲的な学習活動や読書活動を推進する。 | R5～R6 | 1,250 | 学校教育課 |
| 電子書籍購入事業 | 知守 | 2-(3) | 令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。今後も、利用者を確保するため、電子書籍のコンテンツを更に充実する必要があり電子書籍を年次的に購入する。 | R3～R10以降 | 3,660 | 中央・厚狭図書館 |
| マタニティ・ブックスタート事業 | 知守 | 2-(1) | 妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。 | R2以前～R10以降 | 671 | 中央・厚狭図書館 |
| 子ども読書活動推進計画推進事業 | 知守 | 2-(3) | 全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度に策定した「子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなながくのおはなし会」等を行う。 | R2以前～R10以降 | 123 | 中央・厚狭図書館 |
| 子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分) | 知守 | 2-(3) | 「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するための事業を行います。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」等、切れ目のない読書活動を推進する。令和4年度に「子ども読書活動推進計画」の第四次計画を策定し、令和5年度から5年間の推進計画を推進していく。 | R2以前～R10以降 | 211 | 中央・厚狭図書館 |
| 図書資料購入事業 | 知守 | 2-(3) | 近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。 | R2以前～R10以降 | 15,901 | 中央・厚狭図書館 |
| 読書会等読書普及事業 | 知守 | | 読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。 | R2以前～R10以降 | 561 | 中央・厚狭図書館 |
| 中央図書館管理事業 | 知守 | | 市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。また、学校図書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各地域交流センターや山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。 | R2以前～R10以降 | 22,839 | 中央・厚狭図書館 |

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

| 事業名 | スマイルエイジング | 重点施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------|-----------|------|---|----------------|---------------------|----------|
| 厚狭図書館管理事業 | 知守 | | 市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各地域交流センターや児童クラブ、福祉施設等へ図書の配本や回収を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,020 | 中央・厚狭図書館 |

分野別計画

■ 施策の体系

基本目標に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

1 子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策1 子育て支援の充実

基本施策5 社会保障の安定

基本施策2 高齢者福祉の充実

基本施策6 健康づくりの推進

基本施策3 障がい者福祉の充実

基本施策7 地域医療体制の充実

基本施策4 地域福祉の推進

2 市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策8 消防・救急体制の充実

基本施策12 人権尊重のまちづくり

基本施策9 防災体制の充実

基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成

基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進

基本施策14 国際交流・地域間交流の推進

基本施策11 地域づくりの推進

基本施策15 シェア・移住定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策16 住環境の確保

基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実

基本施策17 公園・緑地の整備・保全

基本施策20 適正な土地利用の推進

基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21 多様な働く場の確保

基本施策 24 農林水産業の推進

基本施策 22 企業立地の推進

基本施策 25 観光・交流の振興

基本施策 23 商工業の振興

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26 学校教育の推進

基本施策 29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

基本施策 27 社会教育の推進

基本施策 30 芸術文化によるまちづくりの推進

基本施策 28 次世代の学校・地域創生の推進

基本施策 31 スポーツによるまちづくりの推進

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32 効率的で効果的な行政運営

基本施策 34 市政への市民参画の推進

基本施策 33 健全な財政運営

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、重点プロジェクトと同一の事業が掲載されています。

※「令和5年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-------------------|---|---------------|-------------------------|--------|
| 基本施策1 子育て支援の充実 | | | | | | |
| (1)働く子育て家庭の支援 | | | | | | |
| 保育所等運営支援事業 | | | 保育事業を私立保育所(13保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・伸宏・姫井・石井手・西高泊・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい・桃太郎園、こぐま保育園及び管外保育園。 | R1以前～ R9以降 | 1,382,932 | 子育て支援課 |
| 幼稚園等運営支援事業 | | | 子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、平成31年度に小野田めぐみ幼稚園が新制度に移行。 | R1以前～ R9以降 | 181,542 | 子育て支援課 |
| 地域型保育事業運営支援事業 | | | 民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。 | R1以前～ R9以降 | 21,533 | 子育て支援課 |
| 公立保育所運営事業 | | スマイル エイジ ング | 公立保育所で保育を実施する。 (R4から 日の出保育園・厚陽保育園・わたろう保育園) | R1以前～ R9以降 | 387,419 | 子育て支援課 |
| 小野田地区公立保育所整備事業 | 2-(1) | | 公立保育所の老朽化や児童数の不均衡を改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。 | R2～ R9以降 | 47,809 | 子育て支援課 |
| 公立保育所環境整備事業 | | | 公立保育所は老朽化が進み、園児に対して危険が及ぶ可能性がある箇所がある。保護者が安心して児童を通わせることができるよう、再編整備が完了するまでの間においても、緊急的に修繕が必要な箇所について、所要の修繕等を行う。 また、遊具等の部品も老朽化が進み、修繕または買い替えが必要である。 令和5年度は厚陽保育園の年中児室の床を補修する。 | R1以前～ R9以降 | 153 | 子育て支援課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2～ R9以降 | 77 | 子育て支援課 |
| 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業 | | | 新型コロナウイルス感染症対策のため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、衛生用品等の購入や消毒に必要な経費を補助する。公立保育園は直接備品等を購入し、私立保育園は私立保育園が購入した備品等に対して補助する。 | R1以前～ R5 | 8,000 | 子育て支援課 |
| 保育所等ICT化推進等事業 | | | 私立保育所等の保育士の業務負担軽減を図るために保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登校園管理等の業務)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。 | R3～ R5 | 750 | 子育て支援課 |
| 認定こども園整備助成事業 | | | 認定こども園の整備に対し補助することで、認定こども園の健全な運営に寄与するとともに、教育・保育環境を整えることで安全な教育・保育を行うことができる。 また、認定こども園に移行するための施設整備について補助することにより、定員を確保し、待機児童の解消を図る。 | R5 | 183,375 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-------|-----------|--|---------------|-------------------------|--------|
| 一時預かり事業 | 2-(1) | | 私立保育所(5園:須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・ねたろう・厚陽)においても実施している。 | R1以前～ R9以降 | 1,404 | 子育て支援課 |
| 一時預かり事業(幼稚園型) | 2-(1) | | 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。 | R1以前～ R9以降 | 2,961 | 子育て支援課 |
| 延長保育事業 | 2-(1) | | 各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園 | R1以前～ R9以降 | 12,391 | 子育て支援課 |
| 障がい児保育事業 | 2-(1) | | 障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額74,140円、軽度障害児月額29,730円と設定しているが、この額は、重度障害児は平成16年度から、軽度障害児は平成23年度から変わりが無い。 各私立保育園で障がい児の受け入れを行い、職員の加配を行っているが、加配に見合うだけの補助単価とは言い難いため補助金額の改定を行い、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円とする。 | R1以前～ R9以降 | 14,184 | 子育て支援課 |
| 保育所保険料補助事業 | | | 入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。 | R1以前～ R9以降 | 90 | 子育て支援課 |
| 多子世帯応援保育料等軽減事業(保育所) | | | 対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和元年10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となった。 | R1以前～ R9以降 | 2,410 | 子育て支援課 |
| 私立幼稚園特別支援事業 | | | 私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。 | R1以前～ R9以降 | 393 | 子育て支援課 |
| 放課後児童対策事業(放課後児童クラブ) | 2-(1) | | 市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。 | R1以前～ R9以降 | 4,827 | 子育て支援課 |
| 児童クラブ施設整備等事業 | 2-(1) | | 児童クラブの需要の増加や施設の老朽化に対応するため、児童クラブの運営に必要な備品の整備や施設改修を行う。令和5年度は、老朽化により風力が低下している本山児童クラブのエアコンと、耐用年数を超過している須恵児童クラブと高泊児童クラブのエアコンを更新する。また、床材が劣化し表面がはがれている須恵児童クラブの床にCFシートを張る。 | R1以前～ R9以降 | 6,596 | 子育て支援課 |
| 児童クラブ室整備事業 | | | くし山公園内に設置している仮施設を令和5年5月末までに撤去をするが、その際に原状回復として、仮施設設置のときに支障があったため撤去したブランコを再設置する。 | R3～ R5 | 2,500 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------|-------|-------------------|--|---------------|-------------------------|--------|
| 住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2～ R9以降 | 260 | 子育て支援課 |
| 新型コロナウイルス感染症 対策事業費補助事業 | | | 新型コロナウイルス感染症対策のため、国の補助金を活用し、延長保育事業(13か所)、放課後児童健全育成事業(21か所)、子育て短期支援事業(1か所)、地域子育て支援拠点事業(4か所)、一時預かり事業(6か所)、病児保育事業(2か所)、ファミサポ事業(1か所)に補助を行う。 | R1以前～ R4 | 15,750 | 子育て支援課 |
| 放課後児童対策事業(放 課後児童クラブ)(臨時分) | | | 【児童クラブ業務委託】 児童クラブ事業において、支援員を確保し、今後も安定的に児童クラブ事業を運営していくために配置する職員体制を改め、その変更分を委託料に加味した業務委託とする。 【障害児受入推進事業】 児童クラブにおいて、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、児童クラブの円滑な実施を図る。 | R4～ R9以降 | 163,513 | 子育て支援課 |
| 病児保育事業 | 2-(1) | | 病気中や病気回復期のために集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。 | R1以前～ R9以降 | 23,986 | 子育て支援課 |
| 子育て短期支援事業 | 2-(1) | | 児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童看護施設等において一定期間養育・保護する。 | R1以前～ R9以降 | 248 | 子育て支援課 |
| 養育支援訪問事業 | 2-(1) | | 乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。) | R1以前～ R9以降 | | 子育て支援課 |
| 子育てワンストップ事業 | | | 子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象となる手続き 子育て支援課:児童手当、児童扶養手当、保育健康増進課:母子保健 | R1以前～ R9以降 | | 子育て支援課 |
| 副食費補足給付事業 | | | 幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層～第3階層)及び第3子の副食費を補助する。 | R1以前～ R9以降 | 3,780 | 子育て支援課 |
| 施設等利用給付事業 | | | 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの(上限あり)。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。 | R1以前～ R9以降 | 123,813 | 子育て支援課 |
| 病児保育ICT化推進事業 | | | 病児保育施設の職員の業務負担軽減を図り、また、LINEやWebを利用した施設の検索や予約を可能とすることにより利用者の利便性を向上させるためにICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。 | R5～ R10以降 | 454 | 子育て支援課 |
| (2) 子育ての不安と負担の軽減 | | | | | | |
| 地域子育て支援センター事業 | 2-(1) | スマイル エイジ ング | 市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。 | R1以前～ R9以降 | 25,194 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-------------------|--|---------------|-------------------------|--------|
| 子ども・子育て支援事業計画推進事業 | | | 令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。中間年の令和4年度に計画の見直しを行った。 | R1以前～ R9以降 | 160 | 子育て支援課 |
| 子育て支援情報発信事業 | | | 子育て支援情報発信を充実させるため、令和4年度に導入した「母子モ」の管理・運営を行う。 | R1以前～ R9以降 | 660 | 子育て支援課 |
| 子育てコンシェルジュ事業 | 2-(1) | スマイル エイジ ング | 子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。 | R1以前～ R9以降 | 20 | 子育て支援課 |
| 子ども・子育て支援事業計画策定事業 | | | 令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となり、次期計画策定に向けて令和5年度にニーズ調査、令和6年度に計画策定業務を行う。 また令和元年度に「子どもの貧困対策法」が改正され、市町村による策定が義務化された「子ども貧困対策推進計画」を次期子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むため、ニーズ調査と併せて貧困対策に係るアンケート調査も同時に行う。調査、分析を実績、ノウハウのある専門業者に委託することで、正確なデータを取得し、将来の子育て支援施策に実態を反映させ、子育てしやすいまちづくりを推進していく。 | R1以前～ R9以降 | 3,872 | 子育て支援課 |
| 子育て総合支援センター管理・運営事業 | 2-(1) | スマイル エイジ ング | 子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 | R1以前～ R9以降 | 7,096 | 子育て支援課 |
| 地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業 | 2-(1) | スマイル エイジ ング | 子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 | R1以前～ R9以降 | 805 | 子育て支援課 |
| ベビースマイル事業 | 2-(1) | スマイル エイジ ング | 子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるイベントの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技がいかせる場を提供する。 | R1以前～ R9以降 | 300 | 子育て支援課 |
| 児童手当支給事業 | | | 中学3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額(月額):3歳未満15,000円、3歳～小学生(1、2子)10,000円、3歳～小学生(3子以降)15,000円、中学生10,000円、所得制限以上所得上限未満5,000円、所得上限以上未支給 | R1以前～ R9以降 | 873,376 | 子育て支援課 |
| 特別児童扶養手当事業 | | | 身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。 | R1以前～ R9以降 | 133 | 子育て支援課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2～ R9以降 | 305 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------|
| 乳幼児・ひとり親家庭医療費助成事業 | 2-(1) | | 乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。 | R1以前～ R9以降 | 113,382 | 子育て支援課 |
| 乳幼児医療費助成事業 | 2-(1) | | 県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。 | R1以前～ R9以降 | 31,000 | 子育て支援課 |
| 子ども医療費助成事業 | 2-(1) | | 子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。ただし、令和5年7月診療分までは所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。 | R1以前～ R9以降 | 71,000 | 子育て支援課 |
| 養育医療給付事業 | 2-(1) | | 身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。 | R1以前～ R9以降 | 7,020 | 子育て支援課 |
| 子ども医療費助成拡充事業 | 2-(1) | | 子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成し、令和2年8月から助成割合を2割に拡充、令和3年8月から助成割合を3割(全額)に拡充した。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外であったため、令和5年8月診療分から所得制限を撤廃し、小学校1年生から中学校3年生までの児童全員を対象とする。 | R5～ R9以降 | 30,554 | 子育て支援課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2～ R9以降 | 407 | 子育て支援課 |
| 小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分) | | | 経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 23,527 | 学校教育課 |
| 中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分) | | | 経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 32,619 | 学校教育課 |
| 学校保健に係る医療費助成事業(就学援助) | | | 就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。 | R2以前～ R10以降 | 510 | 学校教育課 |
| 学校給食に係る給食費助成事業(就学援助) | | | 就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 56,015 | 学校教育課 |
| 交通遺児助成金支給事業 | | | 交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 140 | 学校教育課 |
| 子育て応援ギフト事業 | 2-(1) | | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ件走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、出生届を提出した子育て世帯に子育て応援ギフトを支給する。 | R4～ R10以降 | 17,556 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------|-------|-------------------|---|--------------|-------------------------|--------|
| 入学祝い給付事業 | 2-(1) | | 次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。また、令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても祝金を給付する。 | R4～ R9以降 | 51,270 | 子育て支援課 |
| 伴走型相談支援事業 | 2-(1) | スマイル エイジン グ | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。 | R4～ R10以降 | 2,974 | 健康増進課 |
| 出産応援ギフト事業 | 2-(1) | | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、妊娠届を提出した妊婦に出産応援ギフトを支給する。 | R4～ R10以降 | 17,638 | 健康増進課 |

(3)地域社会での子育て支援

| | | | | | | |
|-----------------|-------|-------------------|---|---------------|--------|--------|
| 児童館管理運営事業 | | スマイル エイジン グ | 市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。 | R1以前～ R9以降 | 43,033 | 子育て支援課 |
| 児童館管理運営事業(臨時分) | | スマイル エイジン グ | 小野田児童館廃止に伴い設備の撤去を行う。 | R5 | 165 | 子育て支援課 |
| ファミリーサポートセンター事業 | 2-(1) | スマイル エイジン グ | 子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。 | R1以前～ R9以降 | 307 | 子育て支援課 |
| 地域組織活動育成事業 | 2-(1) | スマイル エイジン グ | 地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽) | R1以前～ R9以降 | 1,040 | 子育て支援課 |
| 児童遊園施設整備事業 | | スマイル エイジン グ | 子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。 | R1以前～ R9以降 | 517 | 子育て支援課 |
| 地域子ども健全育成事業 | 2-(1) | | 小野田児童館の廃止に伴い、小野田児童館で実施していた児童の健全育成事業を事業形態を振り替えて実施する。毎月2回程度地域交流センター等を活動場所として、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう魅力的な遊びを提供する。 | R5～ R9以降 | 1,716 | 子育て支援課 |

(4)配慮が必要な子どもと家庭の支援

| | | | | | | |
|----------------|-------|--|--|---------------|---------|--------|
| 家庭児童相談事業 | 2-(1) | | 核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。 | R1以前～ R9以降 | 70 | 子育て支援課 |
| 児童扶養手当支給事業 | | | 18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。 ※支給額(R5.4月現在):全部支給 44,140円(1人)、2人目は10,420円加算、3人目以降は6,250円加算(金額は全部支給の場合) | R1以前～ R9以降 | 279,399 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭自立支援給付事業 | | | ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。 | R1以前～ R9以降 | 13,006 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-----------|---|---------------|-------------------------|--------|
| ひとり親福祉事業 | | | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。 | R1以前～ R9以降 | 87 | 子育て支援課 |
| 母子生活支援事業 | | | 児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。 | R1以前～ R9以降 | 5,500 | 子育て支援課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2～ R9以降 | 50 | 子育て支援課 |
| なるみ園運営事業 | | | 児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。 | R1以前～ R9以降 | 8,525 | 子育て支援課 |
| ことばの教室(幼児部)運営事業 | 2-(1) | | ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。 | R1以前～ R9以降 | 127 | 子育て支援課 |

(5) 母子保健サービスの充実

| | | | | | | |
|----------------------|-------|-------------------|--|----------------|--------|-------|
| 乳児健康診査事業 | | スマイル エイジン グ | 出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。 | R2以前～ R10以降 | 6,437 | 健康増進課 |
| 幼児健康診査事業 | | スマイル エイジン グ | 母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。 | R2以前～ R10以降 | 2,129 | 健康増進課 |
| 発育・発達事業 | | スマイル エイジン グ | 母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施 | R2以前～ R10以降 | 201 | 健康増進課 |
| 妊婦健康診査事業 | 2-(1) | スマイル エイジン グ | 母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。 | R2以前～ R10以降 | 38,602 | 健康増進課 |
| 妊娠の届出と母子健康手帳の交付 | | スマイル エイジン グ | 母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。 | R2以前～ R10以降 | 70 | 健康増進課 |
| 産前産後サポート事業(マタニティひろば) | 2-(1) | スマイル エイジン グ | 市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。 | R2以前～ R10以降 | 297 | 健康増進課 |
| 母子保健健康教育事業 | 2-(1) | スマイル エイジン グ | 乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。 | R2以前～ R10以降 | 253 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------------|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 発育・発達事業(療育教室) | 2-1) | スマイル エイジン グ | 幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 234 | 健康増進課 |
| 定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業 | 2-1) | スマイル エイジン グ | 乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時に対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。 | R2以前～ R10以降 | | 健康増進課 |
| 母子家庭訪問指導事業 | 2-1) | スマイル エイジン グ | ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。 | R2以前～ R10以降 | | 健康増進課 |
| 子育て世代包括支援センター(母子保健型) | 2-1) | スマイル エイジン グ | 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。 | R2以前～ R10以降 | 3,138 | 健康増進課 |
| 産婦健康診査事業 | 2-1) | スマイル エイジン グ | 産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。 | R2以前～ R10以降 | 3,512 | 健康増進課 |
| 産後ケア事業 | 2-1) | スマイル エイジン グ | 産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。 | R2以前～ R10以降 | 618 | 健康増進課 |
| 不妊治療費助成事業 | 2-1) | | 次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業 | R2以前～ R10以降 | 1,780 | 健康増進課 |
| 母子保健推進員育成・活動支援事業 | 2-1) | スマイル エイジン グ | 母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 581 | 健康増進課 |
| 妊婦歯科健康診査事業 | 2-1) | スマイル エイジン グ | 妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。 | R2以前～ R10以降 | 804 | 健康増進課 |
| 多胎妊産婦支援事業 | 2-1) | スマイル エイジン グ | 多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。 | R4～ R10以降 | 95 | 健康増進課 |
| 母子保健事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業 | | | 子育て世代包括支援センターコソシエ、乳児全戸訪問、養育支援訪問の母子保健業務を行う職員及び母子保健推進員、母子保健事業利用者に対して新型コロナウイルス対策のためにマスク、消毒薬等の購入を行う。 | R4～ R5 | 700 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------------|--------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 葉酸サプリメント配布事業 | 2- (1) | スマイル エイジ ング | 葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまで妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。 | R5～ R10以降 | 242 | 健康増進課 |
| 基本施策2 高齢者福祉の充実 | | | | | | |
| (1)生涯現役社会づくりの推進 | | | | | | |
| 介護支援ボランティア活動事業 | | スマイル エイジ ング | 第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。 | R2以前～ R10以降 | 2,828 | 高齢福祉課 |
| 介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業 | | スマイル エイジ ング | 第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。 | R2以前～ R10以降 | 303 | 高齢福祉課 |
| 敬老会運営補助事業 | | | 毎年9月の敬老月間にあわせて地区社協主催により敬老会を開催。地区最高齢者、米寿者へ記念品の贈呈やアトラクションを行い、長寿を祝う。市内11地区で開催される敬老会の運営に対する補助。 | R2以前～ R10以降 | 5,364 | 高齢福祉課 |
| 敬老月間啓発事業 | | | 100歳長寿者に対する市長の表敬訪問。88歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターや作文の募集。 | R2以前～ R10以降 | 555 | 高齢福祉課 |
| 高齢者団体の活性化(老人クラブ等) | | スマイル エイジ ング | 単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。 | R2以前～ R10以降 | 1,431 | 高齢福祉課 |
| 老人福祉作業所と利用促進 | | | 老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担 | R2以前～ R10以降 | 246 | 高齢福祉課 |
| 全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金) | | | ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。 | R2以前～ R10以降 | 50 | 高齢福祉課 |
| 生きがいと健康づくり推進事業 | | スマイル エイジ ング | 市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。 | R2以前～ R10以降 | 1,800 | 高齢福祉課 |
| (2)高齢になっても住みよい地域づくり | | | | | | |
| 総合相談・支援事業(地域包括支援センターの充実) | | | 高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的且つ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 33,067 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 包括的・継続的ケアマネジメント業務 | | | 高齢者が地域で暮らし続けていくことができるよう、個々のケアマネジャーのサポートを行う。高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。また、主任ケアマネジャーの実践力向上のための支援及び情報交換を行う。 | R2以前～ R10以降 | 60 | 高齢福祉課 |
| 地域ケア会議推進事業 | | | ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体お出支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。 | R2以前～ R10以降 | 188 | 高齢福祉課 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | | | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進することを目的とするもの。 | R2以前～ R10以降 | 477 | 高齢福祉課 |
| 生活支援サービスの体制整備事業 | | スマイル エイジ ング | 単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区(埴生・津布田は1か所)毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。 | R2以前～ R10以降 | 9,425 | 高齢福祉課 |
| 権利擁護事業 | | | 判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止および対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。 | R2以前～ R10以降 | 86 | 高齢福祉課 |
| 成年後見利用支援事業 | | | 市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,122 | 高齢福祉課 |
| 成年後見制度利用促進体制整備推進事業 | | | 山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、普及啓発や地域の関係機関との連携ネットワークの構築に取り組む。また、計画の進捗管理を行い、令和7年度中に第2期の計画を策定する。 | R2以前～ R10以降 | 217 | 高齢福祉課 |
| 高齢者の実態の把握 | | | 高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。 | R2以前～ R10以降 | 47 | 高齢福祉課 |
| 高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業 | | | 高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。 | R2以前～ R10以降 | 428 | 高齢福祉課 |
| ケアセンターさんよう運営事業 | | | ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託する。毎月、モニタリングを実施し施設の状況の把握に努める。 | R2以前～ R10以降 | 3,688 | 高齢福祉課 |
| 建築基準法12条に基づく定期報告(小荷物専用昇降機及び防火設備の定期検査報告・ケアセンターさんよう) | | | 建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。 | R2以前～ R10以降 | 457 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 老人保護措置事業 | | | 経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続または、今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続きや調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。 また虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 207,500 | 高齢福祉課 |
| フロン排出抑制法に基づく 定期点検 | | | 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)と名称を改め、平成27年4月より全面施行された。このことに伴い、定期点検(3年に1回)が義務化された。(1回目は、法施行後3年以内の平成29年度に実施) | R2以前～ R10以降 | 264 | 高齢福祉課 |
| 介護保険利用者負担軽減 助成金支給事業 | | | 市内に住所を有する要介護認定等を受けた高齢者に対し、居宅サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成する。 助成対象居宅サービスは、ホームヘルプのみで申請に基づき交付する。 | R2以前～ R10以降 | 72 | 高齢福祉課 |
| 寝具乾燥消毒サービス事 業 | | | 市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。 | R2以前～ R10以降 | 349 | 高齢福祉課 |
| 入浴サービス事業 | | | 身体上等の障害があるために在宅での入浴が困難な者に対して、対象者を自宅まで送迎し施設での入浴サービスを提供する。 | R2以前～ R10以降 | 446 | 高齢福祉課 |
| 訪問理美容サービス事業 | | | 身体上または精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。 | R2以前～ R10以降 | 30 | 高齢福祉課 |
| 福祉電話利用助成事業 | | | 低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。 助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。 | R2以前～ R10以降 | 600 | 高齢福祉課 |
| 高齢者相談事業 | | | 市が高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために実施する。 市内5か所、決められた曜日に民生委員等が会場に出向き来場者の相談を受ける。 | R2以前～ R10以降 | 392 | 高齢福祉課 |
| 緊急時短期入所事業 | | | 対象者を通常介護しているものが疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じた時に介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。 | R2以前～ R10以降 | 63 | 高齢福祉課 |
| 無年金者特別給付金支給 事業 | | | 国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。 | R2以前～ R10以降 | 360 | 高齢福祉課 |
| 生活管理短期入所事業 | | | 市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められる者が、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。 | R2以前～ R10以降 | 252 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査:地域支援事業) | | | 高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。その中で、H29から実施される介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、地域支援事業(一般介護予防評価事業)に該当する形で実施する。 | R2以前～ R10以降 | 687 | 高齢福祉課 |
| 高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業) | | スマイル エイジン グ | 高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。 | R2以前～ R10以降 | 6,054 | 高齢福祉課 |
| 住宅改修支援事業(地域支援事業:任意事業) | | | 居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するにあたって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2000円)を行う。 | R2以前～ R10以降 | 10 | 高齢福祉課 |
| 寝たきり高齢者介護見舞金支給事業(地域支援事業:任意事業) | | | 在宅の寝たきり高齢者等(要介護が4又は5で非課税世帯で基準日以前1年間に介護保険のサービスを利用しなかったもの)を介護する家族に対して、その労苦を慰謝激励することを目的に介護見舞金(1人100,000円)を支給する。(基準日は6月1日) | R2以前～ R10以降 | 200 | 高齢福祉課 |
| 家族介護支援事業 | | | 市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。 | R2以前～ R10以降 | 628 | 高齢福祉課 |
| 紙おむつ等支給事業 | | | 紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6,000円を上限)。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。 | R2以前～ R10以降 | 6,075 | 高齢福祉課 |
| 「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援事業:任意事業) | | | 高齢者福祉サービスシステム(COKAS-RAD2内にある)の維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 195 | 高齢福祉課 |
| (3)介護予防の推進 | | | | | | |
| 介護予防普及啓発事業 | | スマイル エイジン グ | 第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,023 | 高齢福祉課 |
| 地域介護予防活動支援事業 | | スマイル エイジン グ | 生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。 | R2以前～ R10以降 | 1,006 | 高齢福祉課 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | | | 介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取り組みを推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援などを行う。 | R2以前～ R10以降 | 53 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|------------|
| 介護予防把握事業 | | スマイル エイジン グ | 訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。 | R2以前～ R10以降 | 117 | 高齢福祉課 |
| 一般介護予防評価事業 | | | PDCAサイクルに沿って効果的・効率的な取組を行えるよう、一般介護予防事業の実施状況を評価する。 | R5～ R10以降 | | 高齢福祉課 |
| 訪問型サービス(第一号訪問事業) | | | 総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。 | R2以前～ R10以降 | 28,290 | 高齢福祉課 |
| 通所型サービス(第一号通所事業) | | | 総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。 | R2以前～ R10以降 | 143,343 | 高齢福祉課 |
| 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業) | | | 高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託) | R2以前～ R10以降 | 6,788 | 高齢福祉課 |
| 総合事業給付管理事業 | | | 事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。 | R2以前～ R10以降 | 677 | 高齢福祉課 |
| 高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業 | | | 総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。 | R2以前～ R10以降 | 380 | 高齢福祉課 |
| 総合事業サービス事業所の指定及び指導監督事業 | | | 平成29年4月から開始した総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。 | R2以前～ R10以降 | | 福祉指導 査室 |

(4) 認知症施策の推進

| | | | | | | |
|---------------------|--|-------------------|--|----------------|-------|-------|
| 認知症に関する普及啓発事業 | | スマイル エイジン グ | 今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。 | R2以前～ R10以降 | 185 | 高齢福祉課 |
| 徘徊高齢者等見守りネットワーク構築事業 | | | 今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になった時早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を高める | R2以前～ R10以降 | 109 | 高齢福祉課 |
| 認知症地域支援推進事業 | | スマイル エイジン グ | 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備や地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、関係機関のネットワークの構築や認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。また、認知症ケアバスの作成及び運用を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,014 | 高齢福祉課 |
| 認知症初期集中支援推進事業 | | | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 | R2以前～ R10以降 | 310 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|---------|
| (5)介護(予防)サービスの充実 | | | | | | |
| 介護サービス提供事業 | | | 要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプ等の在宅サービスや特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供を行う。 | R2以前～ R10以降 | 5,788,727 | 高齢福祉課 |
| 介護予防サービス提供事業 | | | 要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)の提供を行う。 | R2以前～ R10以降 | 150,650 | 高齢福祉課 |
| 介護保険施設サービス利用者負担軽減事業 | | | 低所得者に対して介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう補足給付をおこなう | R2以前～ R10以降 | 130,345 | 高齢福祉課 |
| 高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業 | | | 介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 168,104 | 高齢福祉課 |
| 指定介護予防支援業務 | | | 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う | R2以前～ R10以降 | 9,870 | 高齢福祉課 |
| 地域密着型サービス指導監督事業 | | | グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。 | R2以前～ R10以降 | 27 | 高齢福祉課 |
| 地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督事業 | | | 介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。 | R2以前～ R10以降 | 30 | 福祉指導監査室 |
| 居宅介護支援事業所の指定及び指導監督事業 | | | 山口県からの権限移譲により、平成30年4月から介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、居宅介護支援事業所の健全かつ適正な運営の確保を図る。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 福祉指導監査室 |
| (6)介護保険の円滑な運営 | | | | | | |
| 介護給付管理事業 | | | 事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。 | R2以前～ R10以降 | 7,825 | 高齢福祉課 |
| 介護サービス給付費適正化事業 | | | 自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。また年1回、介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。 | R2以前～ R10以降 | 326 | 高齢福祉課 |
| 介護保険低所得者利用者負担対策事業 | | | 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4) | R2以前～ R10以降 | 35 | 高齢福祉課 |
| 介護保険管理事業 | | | 基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。 | R2以前～ R10以降 | 7 | 高齢福祉課 |
| 介護認定審査事業 | | | 介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要がある為、対象者の調査・審査等の業務を行います。 | R2以前～ R10以降 | 26,152 | 高齢福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 介護保険資格管理事業 | | | 介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行う為、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者及び要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行います。 | R2以前～ R10以降 | 5,801 | 高齢福祉課 |
| 介護保険賦課徴収事業 | | | 介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23%を負担することとされている為、第1号被保険者の前年所得・世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行います。 | R2以前～ R10以降 | 3,817 | 高齢福祉課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,966 | 高齢福祉課 |

基本施策3 障がい者福祉の充実 (1)障がい福祉サービスの充実

| | | | | | | |
|-----------------|--|--|--|----------------|---------|-------|
| 各種障がい者手帳受付・証明事業 | | | ①障がい者有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障がい内容、等級に応じた市や県の障がい福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。 | R2以前～ R10以降 | 100 | 障害福祉課 |
| 障がい者計画等策定及び推進事業 | | | 山陽小野田市障がい者計画(障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等の見込み、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定する。また、サービス毎の利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行う。 | R2以前～ R10以降 | 216 | 障害福祉課 |
| 心身障害者扶養共済掛金助成事業 | | | 心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。 | R2以前～ R10以降 | 210 | 障害福祉課 |
| 特別障害者手当等給付事業 | | | 日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 26,837 | 障害福祉課 |
| 在宅酸素濃縮器電気料助成事業 | | | 呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。(非課税世帯に限る) | R2以前～ R10以降 | 216 | 障害福祉課 |
| 自立支援給付事業(介護給付) | | | 計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。介護給付(「障害支援区分」の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 | R2以前～ R10以降 | 679,860 | 障害福祉課 |
| 自立支援給付事業(訓練等給付) | | | 計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。訓練等給付(主に就労に係るサービスの提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 | R2以前～ R10以降 | 503,712 | 障害福祉課 |
| 自立支援給付事業(補装具給付) | | | 失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るために補装具費を支給する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 | R2以前～ R10以降 | 12,000 | 障害福祉課 |
| 障害児通所給付事業 | | | 障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 | R2以前～ R10以降 | 312,242 | 障害福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 審査システム導入事業 | | | 国保連合会から送信される請求データの審査を行い支払いを行う。支払い状況を点検するため、請求内容の誤りを防ぐためのツールとして専用ソフトを使用し給付の審査及び業務の効率化を図る。 | R3～ R10以降 | 792 | 障害福祉課 |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | | | 障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催するもの。 | R3～ R10以降 | 6 | 障害福祉課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。これにより通知書等の印刷・封入封緘作業に要する作業時間を短縮することができる。 | R2以前～ R10以降 | 30 | 障害福祉課 |
| 障がい者計画等策定及び推進事業(臨時分) | | | 山陽小野田市障がい者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定し、上記3つの計画の印刷を行う。 | R2以前～ R10以降 | 100 | 障害福祉課 |
| 重度心身障がい者医療費助成事業 | | | 内容: 受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。 対象: 下記の①～⑥に該当する者のうち、所得要件を満たす障がい者 ①「身体障害者手帳」1,2,3級②療育手帳A③「精神障害者保健福祉手帳」1級④「障害基礎年金」1級⑤特別児童扶養手当1級⑥上記④⑤と同程度の障がいを有する者 | R2以前～ R10以降 | 308,241 | 障害福祉課 |
| 小児慢性特定疾患児支援事業 | | | 小児慢性特定疾患児に、疾患があることを受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。 | R2以前～ R10以降 | 100 | 障害福祉課 |
| 難聴児補聴器購入費等助成事業 | | | 補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入等に要する経費の一部を助成する。 | R2以前～ R10以降 | 174 | 障害福祉課 |
| 更生医療給付事業(自立支援医療①) | | | 「身体障害者手帳」の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 | R2以前～ R10以降 | 98,000 | 障害福祉課 |
| 育成医療給付事業(自立支援医療②) | | | 18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。 | R2以前～ R10以降 | 1,800 | 障害福祉課 |
| 精神通院医療給付事業(自立支援医療③) | | | 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による継続的な精神医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 障害福祉課 |
| 障がい者施設運営事業 | | | 指定管理者制度により、障がい者施設(みつば園、まつば園、のぞみ園)を運営する。 | R2以前～ R4 | 6,305 | 障害福祉課 |
| まつば園車両更新事業 | | | まつば園の配備車両を、新しい車両に整備する。 | R2以前～ R4 | 288 | 障害福祉課 |
| みつば園厨房設備更新事業 | | | みつば園の厨房設備の整備を行う。 | R2以前～ R5 | 1,998 | 障害福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|---------|
| 社会福祉法人指導監査事務事業 | | | 障がい者施設を運営する社会福祉法人の指導監査に関する事務を実施する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 障害福祉課 |
| 社会福祉法人地域協議会事業 | | | 所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。 | R2以前～ R10以降 | 36 | 障害福祉課 |
| 指定特定相談支援事業者等指導監査事業 | | | 市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱い及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 障害福祉課 |
| 障がい者地域生活支援事業(サービス) | | | 支援の種類:①日常生活用具等給付②移動支援③日中一時支援④自動車運転免許取得費助成⑤自動車改造費助成⑥成年後見制度利用支援事業⑦点訳・音訳事業⑧訪問入浴サービス事業 申請者の要件を確認し、給付する。世帯の収入に応じた利用者負担あり。 | R2以前～ R10以降 | 38,384 | 障害福祉課 |
| 保健・医療・福祉等連携事業 | | | 執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取り組む。 | R2以前～ R10以降 | 80 | 障害福祉課 |
| 権利擁護推進事業 | | | 障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。 | R2以前～ R10以降 | 20 | 障害福祉課 |
| 障がい者相談業務委託料 | | | 委託先:障がい者相談員 本人又は保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。 | R2以前～ R10以降 | 294 | 障害福祉課 |
| 地域生活支援拠点整備事業 | | | 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。 | R2以前～ R10以降 | 19,692 | 障害福祉課 |
| のぞみ園更新事業 | | | のぞみ園は、昭和62年の開所時から36年が経過し、老朽化が進んでいることから、施設の建て替えに向けて実施設計等を行う。 | R4～ R6 | 28,865 | 障害福祉課 |
| みつば園改修事業 | | | みつば園内にある変圧器が経年劣化しているため取替を行う。 | R2以前～ R7 | 704 | 障害福祉課 |
| 障がい者福祉施設維持整備事業 | | | 障がい者福祉施設は、指定管理者制度を導入し運営しているが、指定管理者とのリスク分担により経年劣化や天災等の不可抗力による破損修復の内、市が負担すべき修繕を適宜行い施設を維持整備するもの。 | R2以前～ R7 | 450 | 障害福祉課 |
| 指定特定相談支援事業者等指導監査事業 | | | 市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱い及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 福祉指導監査室 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|-------|
| (2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり | | | | | | |
| 障がい者団体支援事業 | | | 障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会)の活動を支援するため、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。 | R2以前～ R10以降 | 340 | 障害福祉課 |
| 福祉タクシー費助成事業 | | | 内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。 対象:①「身体障害者手帳」1,2,3級②「身体障害者手帳」4級の下肢障がい、心臓機能障がい、呼吸機能障がい③療育手帳A、B④「精神障害者保健福祉手帳」1級のいずれかを所持する者 | R2以前～ R10以降 | 23,247 | 障害福祉課 |
| 「障害者差別解消法」推進事業 | | | 「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことにより、市は障がいを理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消地域支援協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う。 | R2以前～ R10以降 | 144 | 障害福祉課 |
| 手話通訳者等配置事業(経常) | | | 市が主催する講演会等や市が記者発表を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。 | R2以前～ R10以降 | 658 | 障害福祉課 |
| ヘルプカード配布事業 | | | 障がい者が、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるためのカードを作成し、対象となる方へ配布するとともに、周知啓発を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 障害福祉課 |
| 障がい者地域生活支援事業(地域づくり) | | スマイル エイジ ング | 支援の種類:①意思疎通支援事業②手話奉仕員等養成研修事業③障がい者スポーツ大会開催事業④自発的活動支援事業 障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指すため事業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 6,289 | 障害福祉課 |
| 理解促進研修・啓発事業 | | | 障がいへの理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、主に精神障がいの理解についての普及啓発を目的とする研修・啓発(精神保健福祉講座)を行う。 | R2以前～ R10以降 | 20 | 障害福祉課 |
| 手話通訳者設置事業(遠隔手話) | | | 手話言語条例に規定する施策を推進するための方針により、ろう者(聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者)が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を使用できる環境の整備として、遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制を整備する。 | R3～ R10以降 | 170 | 障害福祉課 |
| 手話奉仕員等スキルアップ講座事業 | | | 聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員等を対象に、手話通訳のスキルアップ研修を行うことにより、手話通訳のレベルアップを図り、聴覚障がい者の意思疎通支援の円滑な実施を図る。 | R2以前～ R10以降 | 230 | 障害福祉課 |
| 発達障害児地域支援体制強化事業 | | | 発達障害児やその家族等が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、市や関係機関と連携し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を整備する。 児童発達支援センターの機能強化を図る事業。 | R4～ R10以降 | 152 | 障害福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------------|
| 基本施策4 地域福祉の推進 (1)地域福祉推進体制の整備・充実 | | | | | | |
| 石丸総合館管理運営事業 | | スマイル エイジン グ | 地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。 | R2以前～ R10以降 | 3,363 | 市民活動推 進課 |
| 社会福祉法人指導監査事業 | | | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。) | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 高齢福祉課 |
| 地域協議会の体制整備事業 | | | 平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。 | R2以前～ R10以降 | 44 | 高齢福祉課 |
| 社会福祉協議会支援事業 | | | 地域福祉事業は行政と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。 | R2以前～ R10以降 | 66,763 | 社会福祉課 |
| 福祉センター管理運営事業 | | | 市民の福祉活動の拠点となる福祉センター(中央福祉センター)を設置し、地域福祉活動のために円滑な運営を図る | R2以前～ R10以降 | 13,989 | 社会福祉課 |
| 日赤活動資金募集 | | | 市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金募集や献血推進事業を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 献血推進事業 | | | 山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 福祉関係団体支援事業 | | | 市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会、更生保護女性会 | R2以前～ R10以降 | 399 | 社会福祉課 |
| 遺家族援護事業 | | | 市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び 県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 山陽小野田市連合遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金 | R2以前～ R10以降 | 257 | 社会福祉課 |
| 戦没者遺族等特別弔慰金事業 | | | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 23 | 社会福祉課 |
| 戦没者追悼式開催事業 | | | 戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。 | R2以前～ R10以降 | 299 | 社会福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------|
| 社会を明るくする運動推進事業 | | | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1街頭啓発(駅・中学校・高等学校・サンパーク・丸喜厚狭店) 2社明講演会 3市広報、ラジオ、新聞広告での周知 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 地域福祉計画推進事業 | | | 社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。 | R2以前～ R10以降 | 128 | 社会福祉課 |
| 再犯防止計画推進事業 | | | 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき、山陽小野田市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(「地方再犯防止推進計画」)を策定するため、山陽小野田市再犯防止推進計画策定委員会を設置する。 計画策定後は、「山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行う。 | R3～ R10以降 | 120 | 社会福祉課 |
| 指導監査事務事業 | | | 山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 地域協議会の体制整備事業 | | | 平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が実施・運営を支援することとなる。地域協議会は、効率的に開催する観点から、既存の会議体を活用することになる。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 社会福祉課 |
| 災害見舞金支給事業 | | | 市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全壊、全壊、半壊、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半壊、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円) | R2以前～ R10以降 | 250 | 社会福祉課 |
| 災害援護資金貸付事業 | | | 災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。 | R2以前～ R10以降 | 10 | 社会福祉課 |
| 被災者関連業務支援システム事業 | | | 南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。 | R2以前～ R10以降 | 352 | 社会福祉課 |
| 避難行動要支援者個別支援計画作成業務事業 | | | 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿については、平成25年に義務化され、毎年更新しているが、個別避難計画の作成は進んでいない。令和3年に災害対策基本法の一部が改正され、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務とし、地方交付税措置を講ずることとされている。 このことから、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に委託し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。 | R4～ R10以降 | 1,936 | 社会福祉課 |
| 社会福祉法人等指導監査事務 | | | 社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人指導監査を行う。 私立保育所(13園)に対して保育所指導監査を行う。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 子育て支援課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------------|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------------|
| 地域型保育事業所指導監 査事務 | | | 地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度から令和4年度まで対象は2園(ブティット小野 田保育園、こぐま保育園)。 令和5年度から対象は1園(ヤクルト保育園ブティット小野田) | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 子育て支援 課 |
| 地域協議会開催事業 | | | 社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計 画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域 協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされてい るため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催 事務を行う。 | R1以前～ R9以降 | 40 | 子育て支援 課 |
| 社会福祉法人指導監査事 業 | | | 山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法 に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉 法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実 施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導 監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 12 | 福祉指導監 査室 |
| 地域型保育事業所等の認 可及び指導監査事業 | | | 地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 福祉指導監 査室 |
| (2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進 | | | | | | |
| 民生委員・児童委員活動 支援事業 | | スマイル エイジ ング | 民生委員・児童委員が、地域の方々のおよ相談相手として、ま た行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民 生委員児童委員協議会の運営を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 16,285 | 社会福祉課 |
| 民生委員推薦事業 | | | 民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。 | R2以前～ R10以降 | 120 | 社会福祉課 |
| 基本施策5 社会保障の安定 | | | | | | |
| (1)国民健康保険の安定運営 | | | | | | |
| 国民健康保険給付事業 | | | 国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付、高額療養費 等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機 関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等 を行う。保険給付に必要な費用に対して、県から普通交付 金が交付される。 | R1以前～ R9以降 | 5,240,256 | 保険年金課 |
| 国民健康保険その他保険 給付事業 | | | 国民健康保険被保険者のその他給付として、出産、葬儀等に 要した費用の一部を支給する。出産一時金は2/3が一般会計 繰入金、その他は保険料、葬祭費については、保険料で賄う。 | R1以前～ R9以降 | 22,007 | 保険年金課 |
| 国民健康保険医療費適正 化事業 | | | 医療費適正化対策として、国保連合会ヘレセプトの二次点検 を委託する。また、海外療養費についても不正請求対策とし て、国保連合会にて審査点検業務を委託する。 | R1以前～ R9以降 | 2,070 | 保険年金課 |
| 国民健康保険特定健診事 業 | | スマイル エイジ ング | 被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指 導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、 もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度 から特別交付金(県繰入金分)により措置されるため無料とし、 特定保健指導に係る利用負担金(積極的支援1,000円、動 機付け支援500円)については、利用促進のため令和2年度 から無料とした。 また、特定健診の未受診については、「AIを活用した行動分析 等による受診勧奨」を、市と民間事業者及び国保連との委託契 約により実施し、令和4年度から定期的な通院をしていることを 理由に受診していない者を対象にみなし健診を実施。 | R2以前～ R10以降 | 56,098 | 保険年金課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 特定保健指導事業 | | スマイル エイジン グ | 40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診者の内、質問票の内容及び検査結果を基に階層化により選定した特定保健指導対象者に対して、利用勧奨を委託することで利用率の向上を目指す。また、積極的支援及び動機付け支援の保健指導も委託することで被保険者の生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 | R5～ R10以降 | 5,377 | 保険年金課 |
| 国民健康保険保健事業 | | スマイル エイジン グ | 国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はりきゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業 | R2以前～ R10以降 | 16,788 | 保険年金課 |
| 国民健康保険健康づくり補助事業 | | スマイル エイジン グ | 国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。(1団体当たりの補助金額の上限は、27,000円) | R2以前～ R10以降 | 297 | 保険年金課 |
| 国民健康保険脳ドック事業 | | スマイル エイジン グ | 脳疾患の早期発見、特に脳血管疾患の防止のため、30歳以上の国保被保険者が実施医療機関で脳ドックを受診する費用のうち、およそ85%を助成し、受診者の自己負担額を4,000円とすることで受診を促進し医療費の適正化を図る。定員は180名とし、その年度分の申込みを一斉受付し抽選により受診者を決定する。 | R2以前～ R10以降 | 4,276 | 保険年金課 |
| 国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業 | | スマイル エイジン グ | 糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が高む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国・県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、特定健診の結果から受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,994 | 保険年金課 |
| 国民健康保険歯周病検診事業 | | スマイル エイジン グ | 歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,650 | 保険年金課 |
| 第3期国保データヘルス計画策定事業 | | | 健康寿命の延伸を目標とした、山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画について、次期計画である第3期の策定におけるデータ分析等を委託する。 | R5～ R5 | 550 | 保険年金課 |
| 国民健康保険保険料徴収事業 | | | 滞納がある場合、督促、催告を行うとともに、夜間窓口の設置や電話等による接触の機会を確保に努める。滞納が長期化する場合、判定委員会において審議の上、短期被保険者証、資格証明書の交付を行う。 | R2以前～ R10以降 | 6,464 | 保険年金課 |
| 国民健康保険一般管理事業 | | | 保険給付、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業(各種委託、国保運営協議会等)を行う | R2以前～ R10以降 | 51,844 | 保険年金課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2以前～ R10以降 | 4,094 | 保険年金課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 国民健康保険システム改修事業 | | | 国民健康保険制度改正等に対応するため、住民情報システム(国民健康保険システム)の改修、国保総合システムの更新等を行う。 ○令和5年度 国保総合システム機器更新 国保中央会・国保連合会が開発運用している「国保総合システム」は国保制度の基盤をなすもので、公共性の高いインフラである。令和6年3月に更改が予定されていることから、各保険者の業務端末OS等の仕様について指示している。国保連合会にて業務端末の一括調達も予定されていることから、これにあわせ、機器更新を行うもの。 | R2以前～ R10以降 | 2,242 | 保険年金課 |
| 国民健康保険事業費納付事業 | | | 平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納付金を算定され、納付する。 | R2以前～ R10以降 | 1,577.417 | 保険年金課 |
| (2)後期高齢者医療制度の円滑な実施 | | | | | | |
| 後期高齢者医療事業(特別会計分) | | | 保険証や納付書等の発送をする。保険料の収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する。滞納者には督促を行い、過誤納金等は還付処理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,182,391 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療事業(一般分) | | | 法で定められた療養給付費負担金及び事業運営経費の負担分等を拠出する。 | R2以前～ R10以降 | 931,940 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療 保健事業 | | | 後期高齢者医療制度被保険者へ健康診査受診券の発送を行う。また、被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行い、医療費の適正化につなげる。 | R2以前～ R10以降 | 2,636 | 保険年金課 |
| 住民情報システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2以前～ R10以降 | 450 | 保険年金課 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | | スマイル エイジン グ | 高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。 こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。 また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。 具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。 | R3～ R10以降 | 3,451 | 保険年金課 |
| (3)低所得者福祉の充実 | | | | | | |
| 行旅困窮者一時保護事業 | | | 行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの切符を支給する。 | R2以前～ R10以降 | 192 | 社会福祉課 |
| 行旅病人死亡人取扱業務 | | | 行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する旅行者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,407 | 社会福祉課 |
| 無縁墓地の管理 | | | 無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3 | 社会福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------------|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 生活困窮者自立相談支援事業 | | | 市が委託する実施事業者(自立相談支援機関)が、生活困窮者からの相談を受け、申込みを行った者に対して自立に向けた各種支援を行う。実施事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 9,240 | 社会福祉課 |
| 生活困窮者就労準備支援事業 | | | 生活習慣が身につけていない等の理由により就労が困難な者に生活習慣を身につけさせ、あるいは他人とのコミュニケーションのとり方などの支援を計画的に実施する。 | R2以前～ R10以降 | 5,180 | 社会福祉課 |
| 住居確保給付金支給事業 | | | 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減収し、離職・廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住宅を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者に対して、生活保護法の基準による家賃を上限として、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,530 | 社会福祉課 |
| 生活保護費支給事業 | | | 生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受取り、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。 | R2以前～ R10以降 | 1,073,950 | 社会福祉課 |
| 生活保護一般管理業務(単独) | | | 生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 3,479 | 社会福祉課 |
| 生活保護適正化事業(医療扶助適正化分) | | | 生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 520 | 社会福祉課 |
| 生活保護適正化事業(収入資産把握事業分) | | | 適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。 | R2以前～ R10以降 | 150 | 社会福祉課 |
| 生活保護適正化事業(体制強化事業分) | | | 警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。 | R2以前～ R10以降 | 3,595 | 社会福祉課 |
| 被保護者就労支援事業 | | | 被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 4,083 | 社会福祉課 |
| 被保護者健康管理支援事業 | | スマイル エイジン グ | 生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は令和3年1月から必須事業となっており、本市においても、これまでの情報分析を踏まえて令和3年10月より事業開始。 | R2以前～ R10以降 | 1,534 | 社会福祉課 |
| 査察指導機能強化 | | | 査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が十分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。 | R3～ R10以降 | 68 | 社会福祉課 |
| 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたシステム改修事業 | | | 全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)に基づいた厚生労働省からの生活保護の医療扶助においてオンライン資格確認の導入を指示する通知に則り、令和5年5月システム完成(運用テスト)～令和6年3月運用開始に向けシステムを改修することで、生活保護制度の適正で持続可能な運用に資する。 | R5～ R10以降 | 8,085 | 社会福祉課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---|------|--------------------------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 基本施策6 健康づくりの推進 (1)地域ぐるみの健康づくりの充実 | | | | | | |
| 総合的な人材育成事業(高齢福祉課分) | | | 山口県市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 15 | 高齢福祉課 |
| 健康増進計画推進事業(健康フェスタ) | | スマイル エイジ ング | 令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。 | R2以前～ R10以降 | 100 | 健康増進課 |
| 健康増進計画推進事業(健康増進計画推進委員会支援事業) | | スマイル エイジ ング | 令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 112 | 健康増進課 |
| 食育推進計画の推進 | | スマイル エイジ ング | 平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。 | R2以前～ R10以降 | 233 | 健康増進課 |
| 食育推進会議 | | スマイル エイジ ング | 平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 130 | 健康増進課 |
| 他課技術支援事業 | | | 市民が健康的な生活を実践できるよう、専門的な立場でライフステージや分野に応じた指導・助言する。専門職不在の課、または、マンパワー等が不足する高齢福祉課、保険年金課業務、子育て支援課等の他課主管事業において、連携を図り、技術支援や協働で事業を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 健康増進課 |
| 山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催 | | 理科大 スマイル エイジ ング | 山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育) | | スマイル エイジ ング | 市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。 | R2以前～ R10以降 | 81 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ | | スマイル エイジ ング | 市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく) | R2以前～ R10以降 | 16 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|------|--------------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| スマイルエイジング推進事業 | | スマイル エイジ ング | ①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。 | R2以前～ R10以降 | 105 | 健康増進課 |
| スマイルエイジングウォーキング推進事業 | | スマイル エイジ ング | スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成 | R2以前～ R10以降 | 317 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング強化月間事業 | | スマイル エイジ ング | スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につながる。 | R2以前～ R10以降 | 300 | 健康増進課 |
| スマイルエイジング薬局事業 | | 理科大 スマイル エイジ ング | スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。 | R4～ R10以降 | 363 | 健康増進課 |
| 自殺対策事業 | | スマイル エイジ ング | 自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にコロナ禍の今だからこそ、こころの支援体制を強化する。 | R2以前～ R10以降 | 80 | 健康増進課 |
| ひきこもり支援事業 | | スマイル エイジ ング | ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態)、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。 | R2以前～ R10以降 | 2,125 | 健康増進課 |
| 総合的な人材育成事業 | | | 山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。 | R2以前～ R10以降 | 54 | 健康増進課 |
| 健康推進員の養成・育成・支援 | | スマイル エイジ ング | 平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう | R2以前～ R10以降 | 250 | 健康増進課 |
| 食生活改善推進員の養成・育成・支援 | | スマイル エイジ ング | 昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 794 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|-------|
| (2)地域保健サービスの充実 | | | | | | |
| 健康手帳の活用 | | スマイル エイジ ング | 自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。 | R2以前～ R10以降 | 3 | 健康増進課 |
| 成人保健健康教育 | | スマイル エイジ ング | 市が主催で行う健康教育を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 317 | 健康増進課 |
| 成人健康相談事業 | | スマイル エイジ ング | 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。 | R2以前～ R10以降 | 207 | 健康増進課 |
| 成人訪問指導事業 | | スマイル エイジ ング | がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。 | R2以前～ R10以降 | 65 | 健康増進課 |
| 生保等の健康診査 | | スマイル エイジ ング | 健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う | R2以前～ R10以降 | 282 | 健康増進課 |
| 成人健康診査事業(がん検診) | | スマイル エイジ ング | 健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。 | R2以前～ R10以降 | 72,624 | 健康増進課 |
| 結核検診 | | スマイル エイジ ング | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 1,520 | 健康増進課 |
| 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 | | スマイル エイジ ング | ①個別の受診勧奨・再勧奨(胃がんターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話) | R2以前～ R10以降 | 1,666 | 健康増進課 |
| 健康マイレージ事業 | | スマイル エイジ ング | 本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品があたるという仕組み。現在のコロナ禍の中でスマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。 | R2以前～ R10以降 | 136 | 健康増進課 |
| 女性のがん検診普及啓発事業 | | スマイル エイジ ング | 女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児付の集団検診実施 | R2以前～ R10以降 | 847 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 若者健康診査 | | スマイル エイジ ング | 健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。 | R2以前～ R10以降 | 517 | 健康増進課 |
| がん患者医療用補整具購入費助成事業 | | | がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療に伴う脱毛や乳房切除等によりウィッグや補整下着等を購入する費用の一部を助成することで、QOLの向上及び社会参加へつなぐ。 | R4～ R10以降 | 306 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業 | | スマイル エイジ ング | 予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌 | R2以前～ R10以降 | 215,451 | 健康増進課 |
| ポリオ2次感染対策事業 | | | 予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 2,704 | 健康増進課 |
| 風しん対策事業 | | スマイル エイジ ング | 国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。 | R2以前～ R6 | 5,558 | 健康増進課 |
| 成人用肺炎球菌予防接種 勸奨事業 | | スマイル エイジ ング | 成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年10月より定期予防接種とされ、当初は5年間の時限措置であったが、令和5年度まで延長されることとなった。スマイルエイジング(知守)を進めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勸奨等を強化する。 ※令和6年度以降は、65歳の方のみの勸奨となる。 | R2以前～ R6 | 213 | 健康増進課 |
| 子宮頸がんワクチンキャ ッチアップ接種事業 | | スマイル エイジ ング | 令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勸奨が令和4年4月から再開された。これまでの積極的勸奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的にキャッチアップ接種を行う。また、本事業の対象者の内、既に任意接種でワクチンを接種した方に対して、その費用を助成する。 | R4～ R6 | 24,382 | 健康増進課 |
| 定期予防接種事業(システ ム改修) | | | 令和5年4月1日より、子宮頸がんワクチンの定期接種として使用可能なワクチンに「9価HPVワクチン」が追加されることに伴い、市の健康管理システムの改修を行い、台帳管理及び市民がマイナポータル等で閲覧できるようにする。 | R5～ R5 | 1,034 | 健康増進課 |
| 基本施策7 地域医療体制の充実 | | | | | | |
| (1)医療体制の維持・充実 | | | | | | |
| AED管理事業 | | スマイル エイジ ング | 平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置個所を72箇所を増やし充実を図った。 | R2以前～ R10以降 | 2,001 | 健康増進課 |
| #7119(救急安心セン ター事業) | | スマイル エイジ ング | 住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。 | R2以前～ R10以降 | 1,073 | 健康増進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 小児一次救急医療体制確保事業 | | スマイル エイジン グ | 昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。 そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。 | R4～ R10以降 | 3,289 | 健康増進課 |
| 休日救急医療対策事業 | | スマイル エイジン グ | 山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めいづれ宇部市と協議が必要になると思われる。 | R2以前～ R10以降 | 5,896 | 健康増進課 |
| 小児救急圏域医療体制確保事業 | | スマイル エイジン グ | 宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。 | R5～ R6 | 3,000 | 健康増進課 |
| 二次救急医療体制支援事業 | | スマイル エイジン グ | 宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。 | R2以前～ R10以降 | 8,741 | 健康増進課 |
| 二次救急医療体制支援事業(サポート病院分) | | スマイル エイジン グ | 宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。 | R2以前～ R10以降 | 1,313 | 健康増進課 |
| 地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業 | | スマイル エイジン グ | 全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。(通称:さんさんネット) | R2以前～ R10以降 | 310 | 健康増進課 |
| 公的病院支援事業 | | | 公的病院による地域医療対策を安定的に行うため、小野田赤十字病院に助成金を交付し財政的支援を行う。一昨年度から新型コロナウイルス感染症の感染対策事業についても、多大な協力をいただき市民の安心安全に寄与している。 また新型コロナウイルスワクチン接種についても、ワクチン管理や接種に協力していただいている。 | R2以前～ R10以降 | 7,500 | 健康増進課 |
| 産科医等確保支援事業 | 2-(1) | | 市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | 健康増進課 |
| 広域災害救急医療情報システム事業 | | スマイル エイジン グ | 広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う | R2以前～ R10以降 | 10 | 健康増進課 |
| あん摩マッサージ指圧等の施術所管理事業 | | | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。 | R2以前～ R10以降 | 8 | 健康増進課 |
| (2)市民病院の健全経営 | | | | | | |
| 院内保育所運営事業 | | | 医師、看護師等の医療従事者の確保対策として、院内保育所を運営する。 また、市内の医療機関の連携を目的に、市内医療機関に従事する職員の子供の保育を行う。 | R2以前～ R10以降 | 13,200 | 病院局 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----|
| 医師確保事業 | | | 医師確保のため、他院の医師による当直回数を可能な限り増やし、医師の負担を軽減する。また、医師クレークの確保により医師の負担を軽減する。 | R2以前～ R10以降 | 25,967 | 病院局 |
| 医療機器更新事業(通常分) | | | 医療機器を整備し、診療内容の充実を図り、来院患者数、診療単価を増加させ医業収益の増収を図る。 | R2以前～ R10以降 | 259,000 | 病院局 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 基本施策8 消防・救急体制の充実 | | | | | | |
| (1) 消防力の充実・強化 | | | | | | |
| 宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業 | | | 山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。 | R2以前～ R10以降 | 908,013 | 消防課 |
| 消防車両等整備事業費特別分担金支払事業 | | | 消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。よって消防自動車を更新するための負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。令和5年度は、泡原液搬送車(小野田原液1号車)、高規格救急自動車(山陽救急1号車)、支援車(本部7号車)を更新する。 | R2以前～ R10以降 | 11,321 | 消防課 |
| 消防資機材整備事業費特別分担金支払事業 | | | 老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防資機材の購入を行うために負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。令和5年度は、消防用ホース、防火衣、空気ボンベ等の更新を行う。 | R2以前～ R10以降 | 4,593 | 消防課 |
| 消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業 | | | 消防組合庁舎を維持・管理する事業である。老朽化等で不具合のある庁舎を改善し、防災拠点を整備する。令和5年度は消防局変電設備工事及び、小野田消防署空調機更新工事を行う。 | R2以前～ R10以降 | 8,370 | 消防課 |
| 公債費元利償還事業費特別分担金支払事業 | | | 公債費の元利償還金を支払う事業である。返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。 | R2以前～ R10以降 | 56,324 | 消防課 |
| 消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業 | | | 消防組合が運営・管理する「消防指令センター」は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。その対策として、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、市民の安心・安全を確保するとともに、通信指令業務の充実強化を図る。 | R2以前～ R6 | 4,424 | 消防課 |
| 消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業 | | | 消防組合のネットワークは、市民サービスに直結する指令システム及び無線システムに使用されているほか、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラであり、平成24年4月の消防広域化後、消防組合を構成する山陽小野田市・宇部市の各イントラ網の一部を借用し構築をしていたが、令和3年度に消防組合単独のネットワークを新規構築したことにより、ネットワークの回線使用料やデータセンター借上げ料等を支払うもの。 | R3～ R10以降 | 4,237 | 消防課 |
| 消防指令センター更新事業費特別分担金支払事業 | | | 消防組合が運営・管理する「消防指令センター」は、市民の安心・安全を確保するため、その装置の耐用年数や保守限界期限等に併せて10年目を目途に総合的な指令システム・デジタル無線設備の全体更新を行う必要がある。万が一、老朽化による不具合が発生し消防通信指令システムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、市民全体に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、令和7年度運用開始を目途に消防通信指令システムの更新を実施し、通信指令業務の充実強化を図る。 | R5～ R6 | 3,774 | 消防課 |
| 消防水利施設設置事業(消火栓) | | | 市内には消火栓の措置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足地区等、水利不便地域が多く火災時の消防活動に支障をきたしているため、消火栓の新設もしくは水道局が実施している水道管路の更新に併せて、消火栓がない水道管路にも設置していく。 | R2以前～ R10以降 | 1,707 | 消防課 |
| 消防水利施設整備事業(水道管路更新に係る消火栓改良) | | | 老朽化した消火栓の改良を進めるため、水道局が実施する水道管路の更新に併せて消火栓の改良工事も行っていく。令和5年度は22基の消火栓改良工事を予定している。 | R2以前～ R10以降 | 20,152 | 消防課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------|------|-----------|---|-----------|-------------------------|-----|
| 植生出張所整備事業 | | | 現植生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いているため、新たに植生出張所を建設するものである。令和3年度に基本設計、造成設計、令和4年度に実施設計、地質調査、土地造成1期、令和4～5年度に土地造成2期、事前家屋調査、令和5～6年度に庁舎建設、令和6年度に解体工事設計、擁壁基礎工検討、令和6～7年度に外構工事1期、令和7年度にイントラ移設、通信指令設備移設、解体工事、令和8年度に外構工事2期、事後家屋調査を行う。 | R3～ R8 | 290,692 | 消防課 |

(2) 消防団活動の推進

| | | | | | | |
|-------------|--|--|---|----------------|--------|-----|
| 消防団活動の活性化事業 | | | 消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、年報酬、出勤報酬等の支給、消防団車のデジタル無線保守、防火衣等安全装備品の更新を行っていく。 | R2以前～ R10以降 | 64,952 | 消防課 |
| 消防団処遇改善事業 | | | 消防団活動への支援を充実し、消防団による火災予防活動、防火啓発及び自主防災組織の指導等を活性化させていく。令和5年度は、「自治体消防75周年記念山口県消防大会」参加のための出勤報酬を支給する。 | R5～ R5 | 250 | 消防課 |
| 消防団装備改善事業 | | | 平成25年度に消防団員服制基準が改正されたことにより、現在使用している消防団活動服の生産が中止となること、及び現在の活動服が作成から17年経過していることから、新基準の活動服に順次更新していく。 | R2以前～ R6 | 2,232 | 消防課 |

基本施策9 防災体制の充実

(1) 防災対策等の充実

| | | | | | | |
|---------------------|-------|--|---|----------------|--------|-----|
| 総合的防災体制整備事業 (経常) | | | 市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。 | R2以前～ R10以降 | 11,318 | 総務課 |
| 国民保護対策事業 | | | 山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。 | R2以前～ R10以降 | 40 | 総務課 |
| 防災情報システム関係事業 | 1-(2) | | 災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。 | R2以前～ R10以降 | 5,893 | 総務課 |
| 防災メール配信事業 | | | 災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。 | R2以前～ R10以降 | 1,231 | 総務課 |
| 防災ラジオ助成事業 | 1-(2) | | FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前より要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度より行っている。 | R2以前～ R10以降 | 1,155 | 総務課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-----------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 防災情報システム関係事業(Jアラート関係) | 1-(2) | | 市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備するもの | R4～ R10以降 | 241,609 | 総務課 |
| 災害対策専門職員育成事業 | | | 昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人づつ受講させることにより、市役所全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中核を担う防災危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うに当たり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる | R2以前～ R10以降 | 166 | 総務課 |
| 災害対策本部等強化事業 | | | 災害対策本部を設置した場合、速やかな指示系統の確立が重要である。しかし、実際の災害時では多くの機関が災害対策に従事するため、第三者から見ると誰に報告すべきか迷走し、確実な指示系統の確立を困難にしている。このことから、応援機関等からの職員の識別を行うためにも山陽小野田市独自の防災服の着用は大変重要であり、迅速な災害対策に資する。また、災害対策には、被害状況、活動状況、気象状況、避難所情報等多くの情報を集約し、共有することが重要となる。このようなことから、プロジェクター画面の多面化を行うことで、全ての情報を一括把握し災害対策本部員以外のすべての災害対策を行っている機関の職員も一目で情報を把握することが可能となることから、必要な資機材を配備し災害対策本部の強化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,964 | 総務課 |
| 山陽小野田市国土強靱化地域計画推進事業 | | | 近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度より山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 防災気象情報システム導入・運用事業 | 1-(2) | デジタル 化 | 近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システム導入したが、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内で頻繁に洪水被害の発生する河川にも追加で河川監視カメラ及び簡易水位計を設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な河川の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、河川の増水状況の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。 | R3～ R10以降 | 3,500 | 総務課 |
| 防災情報システム関係事業(MCA無線関係) | 1-(2) | | 市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、災害用デジタル無線機の更新、更には衛星携帯電話を整備するもの | R4～ R10以降 | 14,070 | 総務課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 避難所の運営事業 | | | 災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。 | R2以前～ R10以降 | 10 | 社会福祉課 |
| 避難所備蓄品整備事業 | | | 災害発生時に避難所を開設し運営するにあたり、必要な備蓄品について、これまでも食料や生活必需品を中心に日本赤十字社山陽小野田市地区による備蓄が行われているが、市としても自助・共助を基本とし、コロナウイルスに代表される感染症対策も踏まえ、発災直後に必要となる避難所運営に必要な資器材を備蓄する。 | R2以前～ R10以降 | 147 | 社会福祉課 |
| (2)地域防災力の向上 | | | | | | |
| 防災知識普及啓発事業 | | | 市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 自主防災組織等育成事業 | 1-(2) | | 自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,140 | 総務課 |
| 地域防災訓練事業 | 1-(2) | | 市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 総務課 |
| 防災士育成事業 | 1-(2) | | 自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 130 | 総務課 |
| 防災標語コンクール実施事業 | 1-(2) | | 近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 避難確保計画推進事業 | | | 「水防法」及び「土砂災害防止法」に指定されている浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し避難訓練の実施が義務付けられています。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、管理者等に対し避難確保計画を作成させ避難訓練の実施を行うよう支援を図っていく。 | R5～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| (3)市域の保全 | | | | | | |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場) | | | 県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。 | R2以前～ R10以降 | 12,500 | 農林水産課 |
| 刈屋漁港海岸保全施設整備事業 | 1-(2) | | 刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。 | R2以前～ R10以降 | 91,000 | 農林水産課 |
| 雨水排水ポンプ場維持管理事業 | | | 雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。 | R2以前～ R10以降 | 6,759 | 農林水産課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 県営海岸保全施設整備事業(松屋埴生) | | | 堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～令和7年度に事業計画変更)整備延長は2,503m | R2以前～ R7 | 7,500 | 農林水産課 |
| 県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作) | | | 堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～令和6年度に事業計画変更)整備延長2,350m | R2以前～ R6 | 7,500 | 農林水産課 |
| 海岸防災事業負担金 | | | 山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、県は護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修する。市はそれら事業費の一部を負担する。 本港地区、大浜地区、東高泊地区 | R2以前～ R10以降 | 39,476 | 土木課 |
| 自然災害防止事業負担金(海岸) | | | きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。 郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。 市はそれら事業費の一部を負担する。 | R2以前～ R10以降 | 12,400 | 土木課 |
| 土砂災害危険箇所整備事業(維持管理) | | | 急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や施設に影響を及ぼすおそれのある雑木について、倒木などによる災害を事前に防止するため伐採を行う。 | R2以前～ R10以降 | 300 | 土木課 |
| 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業(県事業) | | | 国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市はそれら事業費の一部を負担する。 | R2以前～ R5 | 6,000 | 土木課 |
| 急傾斜地崩壊対策事業(県事業) | | | 危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市はそれら事業費の一部を負担する。 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | 土木課 |
| 雨水排水機場維持管理事業 | | | 本市は干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の施設が適切に稼働できるよう、適切な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 36,865 | 土木課 |
| 河川事務事業 | | | 本市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,000 | 土木課 |
| 河川寄州除去事業 | | | 本市が管理する準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。 | R2以前～ R10以降 | 600 | 土木課 |
| 河川浚渫事業 | | | 本市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。 | R2以前～ R10以降 | 21,000 | 土木課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 河川整備事業 | 1-(2) | | 境川は、上流の殖生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、必要とされる護岸を整備し治水安全度の向上を図る。 | R5～ R10以降 | 17,000 | 土木課 |
| 北竜王遊水池環境整備事業 | | | 北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力が低下している。また、アザミなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、遊水池内の草刈と堆積土砂の撤去を行う。 | R2以前～ R10以降 | 2,300 | 土木課 |
| アンダーパス排水施設整備事業 | | | 市道がJRの下を掘り下げて交差するアンダーパス部において、浸水を防止するため排水施設(排水ポンプ等)を設置している。浸水による車や人への被害を防止するために必要な排水施設であるが、設置してから長期間が経過していることから老朽化が進んでいる。そのため、排水ポンプ施設の更新を行い、施設の維持を行う。 | R5～ R7 | 1,100 | 土木課 |
| 排水機場整備事業 | | | 大雨時等における浸水被害を防止するため、排水機場(ポンプ場含む)を設置しているが、その多くが設置から数十年が経過しており老朽化が著しい。緊急時の正常な稼働が必要のため、定期的な点検の実施に加え適切な維持・修繕を行う。 | R5～ R10以降 | 12,954 | 土木課 |
| 雨水排水施設維持管理事業 | | | 雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理 | R2以前～ R10以降 | 1,177 | 下水道課 |
| 雨水排水ポンプ場維持管理事業 | | | 市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 5,478 | 下水道課 |
| 高千帆地区浸水対策事業 | 1-(2) | | 高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。 | R2以前～ R10以降 | 62,000 | 下水道課 |
| 基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進 | | | | | | |
| (1)交通安全思想の普及 | | | | | | |
| 交通安全事務 | | | 交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。 | R2以前～ R10以降 | 4,926 | 生活安全課 |
| (2)交通安全環境の整備 | | | | | | |
| 交通安全施設整備事業 | | | 市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。 | R2以前～ R10以降 | 6,896 | 土木課 |
| 道路照明整備事業 | | | 市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,048 | 土木課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|-------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 街路灯整備促進事業(連続照明) | | | 市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)が設置されているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が厳しい状況となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 1,410 | 土木課 |
| 山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業(LED化) | | | 市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯が設置されているが、施設が老朽化しており、その対策が必要である。また、スポンサーの減少や電気代の高騰により街路灯管理団体の維持管理の運営が厳しい状況にあるため、灯具のLED化に対し、補助金を交付することで、老朽化対策と維持管理費の削減を図り、運営の健全化を支援する。 | R3～ R10以降 | 1,000 | 土木課 |
| 通学路安全対策事業 | 2-(1) | | 本市の通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所については、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 53,000 | 土木課 |
| (3)地域防犯対策の推進 | | | | | | |
| 地域防犯対策推進事業 | | | 防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,934 | 生活安全課 |
| 防犯外灯助成事業 | | | LED防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、LED灯化により電力消費が抑えられ、自治会等の負担軽減や地球温暖化対策にも貢献できるため、LED灯化した場合も補助対象とする。 | R2以前～ R10以降 | 4,000 | 生活安全課 |
| 防犯カメラ設置補助事業 | | | 犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。 | R3～ R10以降 | 2,000 | 生活安全課 |
| (4)空家等対策の推進 | | | | | | |
| 管理不全な空家等対策の強化事業 | | | 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、山陽小野田市空家等対策計画に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 | R2以前～ R10以降 | 209 | 生活安全課 |
| 空家等放置問題対策としてのサポート事業(経常) | | | 超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺的生活環境に与える危険や不安の解消を図る。 | R2以前～ R10以降 | 30 | 生活安全課 |
| 空家等の適正管理の啓発事業 | | | 超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して周知に努め、セミナーの開催、空家等の適正管理に関する意識啓発を行い、管理不全な状態にある空家等の是正に努める。 | R2以前～ R10以降 | 45 | 生活安全課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|--------|-------------------|---|----------------|-------------------------|---------|
| 特定空家等除却事業 | | | 地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」)に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、空家法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。 | R2以前～ R10以降 | 7,300 | 生活安全課 |
| 空家等放置問題対策としてのサポート事業(臨時) | | デジタル 化 | 苦情のあった空家等への対応記録について、件数が増加していること及び対応が複数年に渡ることで等の理由により、これまでのエクセルファイルによる管理では事務が煩雑となり、また現地調査結果や所有者等情報についても写真、登記簿等のデータが膨大な量となっており、適切に管理することが困難な状況であるため、空き家対策管理支援システムを導入し、苦情等に即座に対応できるよう空家等の情報を適切に管理し、事務の効率化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 8,777 | 生活安全課 |
| 空家等の適正管理の補助事業 | | | 今後、空家等の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、引き続き空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要がある。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切であることから、所有者等の負担軽減を図るための各種補助金を交付することにより空家等対策を進める。 | R2以前～ R10以降 | 7,000 | 生活安全課 |
| (5)消費生活の安全確保 | | | | | | |
| 消費者保護事業 | | | 高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の検査や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。 | R2以前～ R10以降 | 234 | 生活安全課 |
| 地方消費者行政活性化事業 | | | 国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。 | R2以前～ R10以降 | 6,861 | 生活安全課 |
| 消費者安全確保地域協議会運営事業 | | | 高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。令和4年度に設置した協議会を開催し、地域の安全・安心の確保を強化する。 | R4～ R10以降 | 12 | 生活安全課 |
| 基本施策11 地域づくりの推進 | | | | | | |
| (1)持続可能な地域づくりの推進 | | | | | | |
| 地域運営組織推進事業 | 1- (1) | スマイル エイジ ング | 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。 (アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。 (地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。 | R3～ R10以降 | 4,189 | 市民活動推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|---------|
| 集落支援員設置事業 | 1-(1) | | 集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市の集落支援員は、現在取組中の地域運営組織の形成に向けて、地域住民と市による地域の現状や地域課題等についての話し合いの場への参加や形成後の事務局機能を担う中核的な役割を担う。 R5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を強化するため、各地域交流センターに1名配置する。(計11名配置予定) | R5～ R10以降 | 17,602 | 市民活動推進課 |
| (2)市民活動の支援 | | | | | | |
| ふるさとづくり推進事業 | | スマイル エイジン グ | 市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにはほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 3,116 | 市民活動推進課 |
| 地域振興諸行事支援事業 | | スマイル エイジン グ | 各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業 | R2以前～ R10以降 | 2,260 | 市民活動推進課 |
| 自治会組織活性化事業 | | スマイル エイジン グ | 地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。 | R2以前～ R10以降 | 65,761 | 市民活動推進課 |
| 自治会館建設補助事業 | | | 地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ○R4.8末時点で建設1件の待機中。 ●R5年度計画:船越自治会(建設:6,000千円、R2.4要望) | R2以前～ R10以降 | 6,000 | 市民活動推進課 |
| 自治会組織活性化事業 (臨時) | | スマイル エイジン グ | 自治会便は、広報紙の配付だけでなく、県広報、議会だより、社協だより、自治連だよりなどの関係機関の発行する広報紙の配付や、市役所から自治会、市民へのお知らせを配付する手段として重要な役割を持っている。 現在共済会館で配付準備を行っているが、配布物用のケースが老朽化しており、自治会への配布に支障をきたしていることから、新たに配付用ケースを購入し、運用を改善するもの。また、全地域交流センター内に単位自治会のレターボックスを設置し、地区内における各自治会への連絡体制の維持を図る。 | R5～ R5 | 1,085 | 市民活動推進課 |
| 市民活動支援事業 | 2-(3) | スマイル エイジン グ | 市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 325 | 市民活動推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-------------------|---|--------------|-------------------------|-------------|
| (3)地域の拠点づくりの推進 | | | | | | |
| 社会教育士育成事業 | 1ー(1) | スマイル エイジ ング | 地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネイト役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R5年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定 | R4～ R5 | 335 | 市民活動推 進課 |
| 本山地域交流センター管理運営事業 | 1ー(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。 | R4～ R10以降 | 9,964 | 市民活動推 進課 |
| 赤崎地域交流センター管理運営事業 | 1ー(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。 | R4～ R10以降 | 10,504 | 市民活動推 進課 |
| 須恵地域交流センター管理運営事業 | 1ー(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。 | R4～ R10以降 | 7,146 | 市民活動推 進課 |
| 小野田地域交流センター管理運営事業 | 1ー(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。 | R4～ R10以降 | 334 | 市民活動推 進課 |
| 高泊地域交流センター管理運営事業 | 1ー(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。 | R4～ R10以降 | 7,451 | 市民活動推 進課 |
| 高千帆地域交流センター管理運営事業 | 1ー(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。 | R4～ R10以降 | 9,699 | 市民活動推 進課 |
| 高千帆地域交流センター分館管理運営事業 | 1ー(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管することに合わせて、福祉会館を統合するこ とで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多 機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。 | R4～ R10以降 | 7,560 | 市民活動推 進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------|-------|-----------|--|--------------|-------------------------|---------|
| 有帆地域交流センター管理運営事業 | 1-(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 8,934 | 市民活動推進課 |
| 厚狭地域交流センター管理運営事業 | 1-(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 443 | 市民活動推進課 |
| 出合地域交流センター管理運営事業 | 1-(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 6,604 | 市民活動推進課 |
| 厚陽地域交流センター管理運営事業 | 1-(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 5,836 | 市民活動推進課 |
| 埴生地域交流センター管理運営事業 | 1-(1) | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。 | R4～ R10以降 | 8,814 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センター管理運営事業 | 1-(1) | | 全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。 | R4～ R10以降 | 5,836 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センター整備事業 | | | 令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センター化に伴い、施設に必要な改修等を計画的に行う。 R3年度:看板改修 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(本山×2、赤崎、高泊、高千帆、高千帆分館、有帆、厚陽) 8か所 R5年度:施設改善のための修繕・備品購入等、スロープの手すり設置 | R4～ R9以降 | 3,694 | 市民活動推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|---------|
| 地域交流センター和式トイレ洋式化事業 | | | 和式トイレにしゃがめない高齢者や、和式トイレの使用に不慣れな子ども達のためにトイレの洋式化を行う。各地域交流センターの1階には男女ともに1器ずつ洋式トイレの設置はあるものの、コミュニティ体育館には洋式トイレは設置されていない。第1避難所となっている地域交流センターから優先してトイレの洋式化を図り、50%以上になるよう計画的に改修していく。また、目標達成後は、老朽化した洋式トイレを順次更新していく。 (R4年度実施) 本山、赤崎、須恵、高千帆分館(4センター 8基) (R5年度実施予定) 高泊、高千帆、有帆、出合、厚陽(5センター 9基) | R4～ R10以降 | 4,000 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センター施設空調機更新事業 | | | 老朽化した地域交流センター空調設備について、20年を目途に計画的に更新していく予定としているが、近年の猛暑等の影響により、エアコンの故障が多発している。 R5年度は現在故障中の須恵地域交流センター及び高千帆地域交流センターを更新する。 (須恵)ロビーのエアコンが故障中。センター化後、交流スペースとしての利用が多く、支障が大きい。投票会場。 (高千帆)ガス式系統の2階の室外機のうち1機が故障中。頻繁にエラーが発生し、2階のエアコンがストップする。1、2階ともにH11に更新しており、24年が経過しているため、1、2階のガス系統のエアコンを更新する。 R6年度以降は、有帆地域交流センターの4部屋(事務室、研修室、会議室、調理室)を始め、年次的に更新する。 | R2以前～ R10以降 | 17,367 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センターコミュニティ体育館LED化事業 | | | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(H27.6.19公布)され、令和2年12月31日以降、水銀灯の製造、輸出、輸入が禁止となった。5館ある地域交流センター併設のコミュニティ体育館(赤崎は大講堂、高千帆は軽運動室)について、計画的にLED化を行う。(本山、赤崎、高泊、高千帆、有帆) R5年度は、赤崎及び高千帆地域交流センターのLED化を予定 | R5～ R10以降 | 8,147 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センター家用電気工作物改修事業 | | | 各センターに設置されている家用電気工作物の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (赤崎:昭和60年、須恵:昭和61年、高泊:昭和61年、出合:昭和55年、厚陽:昭和51年 法定耐用年数15年) なお、施設の契約電気料等からキュービクルが不要と判断された場合は、低圧受電へ変更し、経費の節減を図る。 R5年度は、出合及び高泊のキュービクルを廃止し、低圧受電に切り替える工事を行う。 | R4～ R10以降 | 9,108 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センター複写機等更新事業 | | | 11センターの複写機と印刷機を、計画的に更新していく。 複写機:5年間の長期継続契約によるリース契約の更新 印刷機:10年ごとを目途に機器の購入 R5年度は、複写機の更新なし。出合の印刷機の更新を行う。 | R4～ R10以降 | 807 | 市民活動推進課 |
| 地域交流センターインターネット環境整備事業 | | | 現在、地域交流センターには会議室等のインターネット環境が整備されておらず、コロナ禍の中、オンラインによる会議や講座のニーズが高まっている中で、そのニーズに応えられていない状況にある。 そこで各センターの会議室の一室にインターネット回線を整備し、オンラインによる会議や研修・講座の受講、また講師として講座を開催する際に利用する。 また、無線ルーターを整備し、スマホやパソコン教室等のICT関係講座の実施に対応する。 | R5～ R10以降 | 6,108 | 市民活動推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|---------|
| (4) 中山間地域の活性化 | | | | | | |
| 地域おこし協力隊募集・受入事業 | | | 中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。 なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募された方1名が着任された場合の活動費で、令和5年度の募集で採用となった方の活動費については令和5年度より地域おこし協力隊の所管課となるシティセールス課が予算要求する。 | R2以前～ R10以降 | 4,991 | 地域活性化室 |
| 中山間地域振興事業 | | | 中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 180 | 地域活性化室 |
| 中山間地域づくり推進事業(経常) | | | 中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。その手法として、地域おこし協力隊を設置する。 | R2以前～ R10以降 | 54 | 地域活性化室 |
| 基本施策12 人権尊重のまちづくり | | | | | | |
| (1) 人権教育・啓発の推進 | | | | | | |
| 人権啓発等推進事業 | | | 人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。 また、人権啓発担当職員の資質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。 | R2以前～ R10以降 | 523 | 市民活動推進課 |
| 福祉援護資金貸付金償還事業 | | | 同福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。 | R2以前～ R10以降 | 679 | 市民活動推進課 |
| 人権教育推進事業 | | | 人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。 | R2以前～ R10以降 | 445 | 社会教育課 |
| 平和教育推進事業 | 2-(3) | | 平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組を進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。 | R2以前～ R10以降 | 95 | 社会教育課 |
| 人権教育推進協議会事業 | | | 年3回程度の開催で主に次のことについて協議 ①今年度の人権教育推進計画について ②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ ③次年度への課題について ④人権課題について など。 委員は、地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成。 | R2以前～ R10以降 | 228 | 社会教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------------|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|---------|
| (2)人権擁護体制の充実 | | | | | | |
| 人権相談事業 | | | 人権相談については、人権擁護委員による「特設人権相談所」を毎月2回開設するとともに、10人の人権擁護委員が相談窓口となっている。 また、社会情勢が激しく変化中、人権を取り巻く状況も複雑化、多様化しており、人権に関する相談が多くなっていることから、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課や人権擁護委員、法務局ほか関係機関との連携を図る。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 市民活動推進課 |
| DV相談事業 | | | 複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「DV相談員」を設置している。 DV相談員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。 | R2以前～ R10以降 | 2,898 | 市民活動推進課 |
| 人権擁護活動推進事業 | | | 基本的な人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 217 | 市民活動推進課 |
| (3)男女共同参画社会の推進 | | | | | | |
| 男女共同参画推進事業 | | | ○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:R5～R8)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画審議会を開催し、市が行った事業の検証や意見を取り入れPDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画啓発パンフレットの作成 R3年度をもって廃止した一行詩に代わる事業として、男女共同参画推進の啓発を目的としたパンフレットを作成する。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 市民活動推進課 |
| 女性団体連絡協議会等支援事業 | | スマイル エイジン グ | 女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 176 | 市民活動推進課 |
| 基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成 | | | | | | |
| (1)リサイクルの推進 | | | | | | |
| リサイクル活動支援事業 | | | エコライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。 | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 環境課 |
| 生ごみ処理容器購入補助事業 | | | 一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。 | R2以前～ R10以降 | 165 | 環境課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-----|
| (2)地球温暖化対策の推進 | | | | | | |
| 環境展開催事業 | | | おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示等を行っている | R2以前～ R10以降 | 151 | 環境課 |
| 山陽小野田市率先実行計画推進事業 | | | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 環境課 |
| 山陽小野田市省エネルギー推進事業 | | | 山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る | R2以前～ R10以降 | 31 | 環境課 |
| 山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業 | | | 地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う | R2以前～ R10以降 | 130 | 環境課 |
| (3)環境・公害監視の推進 | | | | | | |
| 環境・公害監視事業 | | | 国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生ささないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。 | R2以前～ R10以降 | 5,559 | 環境課 |
| 分析機器等の相互利用 | | | 市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が保有する設備及び機器の効率的かつ効果的な相互利用等により、市と大学、官学との連携・協力をより一層充実させ、両者の実績とノウハウを基盤として、地域課題及び行政課題等に取り組むとともに、地域社会や大学研究、人材育成に寄与する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 環境課 |
| 大気汚染物質測定用櫓維持整備事業 | | | 大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。 | R2以前～ R10以降 | 584 | 環境課 |
| 環境・公害監視事業(環境保全) | | | 市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。 | R2以前～ R10以降 | 2,238 | 環境課 |
| 環境審議会事業 | | | 工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。 | R2以前～ R10以降 | 312 | 環境課 |
| 環境保全協定及び事前協議に関する事業 | | | 企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 環境課 |
| 相談・苦情処理事業 | | | 公害に関する苦情処理件数は、年間50件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 環境課 |
| (4)環境美化・生活衛生の向上 | | | | | | |
| 水辺の教室開催事業 | | | 昭和60年から実施しており、親と子が一緒になって、郷土の身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって、環境保全意識の啓発及び高揚に寄与する。市のホームページやチラシ、市広報等で、小学生親子の参加者を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価や考察を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 環境課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 廃薬品等処理事業 | | | 現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃薬品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃薬品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃薬品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃薬品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。 | R2以前～ R10以降 | 100 | 環境課 |
| ごみ収納箱設置支援事業 | | | 本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。 | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 環境課 |
| 狂犬病予防、犬・猫保護等 関連事業 | | | 狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。 また、近年ライフスタイルの変化に伴い、飼い猫、野良猫を問わず苦情が増加している。市民と猫との共生のためのガイドラインの作成を行う。 | R2以前～ R10以降 | 131 | 環境課 |
| 動物等死体回収業務委託 事業 | | | 現在、公共施設等で発見された動物等死体回収を環境課の職員で行っているが、動物の死体回収件数は年々増加傾向にあり、職員の業務量が増加している。また、昼夜・休日を問わず回収の依頼が入ることや死体回収という精神的負担が大きいため、民間委託し、職員の労働環境の改善を図る。 | R5～ R10以降 | 1,650 | 環境課 |
| 飼い主のいない猫不妊・去 勢手術補助事業 | | | 環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分の減少のため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)また、不妊・去勢手術を行う際の捕獲機を購入する。 | R5～ R5 | 1,271 | 環境課 |
| 環境美化向上事業 | | | 市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。 | R2以前～ R10以降 | 468 | 環境課 |
| アダプトプログラム事業 | | | 本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。 | R2以前～ R10以降 | 233 | 環境課 |
| 放置自動車処理事業 | | | 放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。 | R2以前～ R10以降 | 20 | 環境課 |
| 生活衛生向上事業 | | | 公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。また、公共施設で発生したそ族昆虫(主にハチ)の駆除を実施している。 | R2以前～ R10以降 | 256 | 環境課 |
| 埋火葬関連事業 | | | 火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。 | R2以前～ R10以降 | 31,215 | 環境課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 埋火葬関連事業(臨時分) | | | 火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。 | R3～ R10以降 | 4,378 | 環境課 |
| 霊園管理整備事業 | | | 小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。 | R2以前～ R10以降 | 1,936 | 環境課 |
| (5) 一般廃棄物処理の推進 | | | | | | |
| 一般廃棄物(ごみ)処理事業 | | | 一般廃棄物(ごみ)処理事業 | R2以前～ R10以降 | 142,514 | 環境課 |
| 焼却灰セメント原料化事業 | | | 県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。 | R2以前～ R10以降 | 89,095 | 環境課 |
| 環境衛生センター長期(包括)運転管理事業 | | | 環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。 | R3～ R10以降 | 439,498 | 環境課 |
| 一般廃棄物(ごみ)処理事業(臨時分) | | | 空き缶減容機に搬送するためのコンベアが老朽化により、停止・故障が発生することで、安定的に減容ができなくなり、業務に支障をきたす。よって、コンベアの更新及び既設ホッパ補修を行う。 | R2以前～ R10以降 | 5,082 | 環境課 |
| 小野田浄化センター維持整備事業 | | | 小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、安定稼働が求められている。設備機器等に不具合等が発生した場合は、処理に支障が生じないよう、速やかに修繕する。 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | 環境課 |
| 小野田浄化センター定期整備事業 | | | 小野田浄化センターは稼働開始から33年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、小野田浄化センターを下水投入施設として新設する事務処理を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿と浄化槽汚泥の処理が必要なため、設備の更新、分解整備、修繕等を行い、施設の安定稼働を維持する。 | R2以前～ R10以降 | 27,060 | 環境課 |
| 小野田浄化センター法定検査実施事業 | | | 「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づき、専門業者による設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 1,463 | 環境課 |
| 小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業 | | | 小野田浄化センターの処理工程で発生した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、車両での搬送業務を委託する。 | R2以前～ R10以降 | 3,410 | 環境課 |
| 一般廃棄物(し尿等)処理事業 | | | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令に従い、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分を行う。「水質汚濁防止法」及びその関係法令で定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理業務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 75,697 | 環境課 |
| 小野田浄化センター運転管理業務委託事業 | | | 市民の生活環境に支障が発生しないよう、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、処理・処分を行い、水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の運転及び維持管理を専門業者に委託する。 | R2以前～ R10以降 | 62,832 | 環境課 |
| 山陽地区一般廃棄物(し尿等)処理事業 | | | 山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。 | R2以前～ R10以降 | 27,179 | 環境課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 小野田浄化センター施設 整備事業 | | | 経年劣化が進行した小野田浄化センターについて、令和3年度に実施中の施設整備方針検討業務において、下水投入施設の新設案が経済性・実現性を総合的に勘案し最も有利であるという結果となった。この下水投入施設はし尿の前処理・希釈のみを行う施設であり、生物処理は下水処理施設で行うため、下水道施設の一部として位置づけられ、環境省の循環型社会形成推進交付金よりも有利な国交省の社会資本整備総合交付金の対象となり、事業計画や都市計画決定においても下水道施設としての計上が必要である。よって下水道課との共同事業になるとともに、予算についても下水道会計での計上が必要であることから、施設整備及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道会計に支払うものとする。 | R4～ R10以降 | 4,007 | 環境課 |
| 公用車リース事業 | | | 小野田浄化センター所有の公用車(三菱りべろ:平成10年式)の経年劣化が進行しており、リース車として更新する。 | R5～ R10以降 | 210 | 環境課 |
| 塵芥収集車等車両更新事業 | | | 老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。 | R2以前～ R10以降 | 14,433 | 環境課 |
| (6) 森林・里山環境の保全 | | | | | | |
| 河川海岸保全事業 | | | 山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。 | R2以前～ R10以降 | 520 | 環境課 |
| 生活環境保全林整備事業 | | | 菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。 | R2以前～ R10以降 | 3,366 | 農林水産課 |
| 地域が育む豊かな森林づくり推進事業 | | | 繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行なう。 令和5年度は引き続き川上地区において、繁茂竹林の伐採を行う予定。 | R2以前～ R10以降 | 2,000 | 農林水産課 |
| 環境保全型農業推進事業 | | | 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付する。 | R2以前～ R10以降 | 180 | 農林水産課 |
| 多面的機能推進事業 | | | 担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成29年度に3組織が一つに広域合併し、平成30年度末で1組織が活動を終了したが令和5年度から活動を再開する。今後は活動農用地面積を維持していくことが目標となる。 | R2以前～ R10以降 | 59,213 | 農林水産課 |
| 中山間地域等直接支払交付事業 | | | 中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度～31年度・5力年) 第五期対策期間(令和2年度～6年度・5力年) | R2以前～ R10以降 | 3,212 | 農林水産課 |
| 市民農園管理運営事業 | | | 一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:46区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年 | R2以前～ R10以降 | 327 | 農林水産課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|----------|
| 基本施策14 国際交流・地域間交流の推進 | | | | | | |
| (1)国際交流・地域間交流の推進 | | | | | | |
| 国際交流推進事業 | | | 本市における国際交流に関わる関係機関・団体が組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。 | R2以前～ R10以降 | 358 | 市民活動推進課 |
| 中学生海外派遣事業 | | | 親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度からR4年度までの3年間は派遣事業を中止した。海外へ生徒を派遣するという事業の特性上、世界的なコロナ禍の中での事業の継続について慎重に検討する必要がある。 また、R4年8月に姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。両市は、今後も学生の海外派遣等による交流を深めることを誓い、これを契機に友好関係を強化していく。 | R2以前～ R10以降 | 3,226 | 市民活動推進課 |
| 基本施策15 シティセールス・移住定住の推進 | | | | | | |
| (1)シティセールスの推進 | | | | | | |
| シティセールス推進事業 | 3-1 | | 「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。 | R2以前～ R10以降 | 741 | シティセールス課 |
| シティセールスPR強化事業 | 3-1 | デジタル化 | 平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示し、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和5年度以降は、ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、新たにデジタルを活用したPRを実施することとし、ターゲットを本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行うことにより、本市を認知してもらうとともに、魅力を発信する。若い世代が多く、トレンドにも明るい首都圏の方を対象とするため、大多数の方が所持しているスマートフォン上で実施可能なSNSやアプリなどのデジタル媒体を活用した情報発信が広範囲に行え、最も効果的である。これまでメインターゲットとはしてこなかった首都圏をメインターゲットとすることにより、新たな交流人口の創出や移住者獲得の可能性も高まってくる。 | R2以前～ R10以降 | 1,111 | シティセールス課 |
| ハロウィンイベント実施事業 | 3-1 | スマイルエイジング | 市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。 | R2以前～ R10以降 | 5,000 | シティセールス課 |
| シビックプライドアドバイザー活用事業 | 3-1 | | 活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。 | R2以前～ R10以降 | 182 | シティセールス課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|--------|-----------|--|----------------|-------------------------|----------|
| ロゴマーク普及啓発事業 | 3- (1) | | ロゴマーク入り缶バッジの無料配布を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図る。また、イベント(ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等)を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。平成30年に新設したロゴマークをPRする職員用ストラップについては、令和4年度に1,000本の在庫を確保した。新規採用職員への配布及び配布済みストラップの摩耗による取替えに備えるため、今後も在庫管理・確保を行っていく。 | R2以前～ R10以降 | 116 | シティセールス課 |
| わがまちの魅力発信事業 | 3- (1) | | レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム・サンクスデーのブース設置等を行う。県外における本市の認知度は低く、30,000人近くの集客があるマツダスタジアムでのPRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラボン抽選会などを実施し、関係人口、交流人口の増加、サポート寄附の増加を図っている。 | R2以前～ R10以降 | 735 | シティセールス課 |
| シティセールスガイドブック作成事業 | 3- (1) | | 本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っており、令和5年度も、内容を最新の状態に修正、増刷し、今まで配布してきた施設への補充、移住フェアなどでの配布を行い、本市のPRに活用していく。 | R2以前～ R10以降 | 985 | シティセールス課 |
| (2) 移住・定住の推進 | | | | | | |
| 転入奨励金交付事業 | | | 定住人口の増加による市の活性化を目的として、「山陽小野田市転入促進条例」に基づいて、転入して住宅を取得した方に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付します。 令和4年3月議会で廃止条例を提出。原則、R4.12/31 までの住宅取得者 又は転入者を、最後の新規交付対象者とする。令和7年度が最後の新規交付の受付となり、令和11年度ですべての交付が終了する。 | R2以前～ R10以降 | 24,644 | シティセールス課 |
| UJIターン推進・支援事業 | 3- (1) | | UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。令和5年度以降は、移住定住リーフレットを活用し、移住フェアへの出展を増やして、スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談対応をしてもらう。関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、ふるさと回帰支援センターが主催する国内最大級の移住マッチングフェアに出展する。ふるさと回帰支援センターには山口県の移住相談窓口もあるため、当該窓口との連携が移住者獲得には重要となってくる。更に、シティセールスPR強化事業において、首都圏を対象に広告を実施していることもあり、本市を認知している方の呼び込みが可能となり、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。 | R2以前～ R10以降 | 1,184 | シティセールス課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 移住就業・創業支援事業 | | | 国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援制度が創設された。本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。具体的要件として、移住元の要件として、直近10年間で通算5年以上、かつ、直近1年間以上、東京23区内に在住、又は通勤していたことが必要。また、移住先では、①地方公共団体がマッチング支援の対象とした中小企業等に就業、②テレワーク、③専門人材マッチング事業を活用した就業、④地方での起業のいずれかの要件を満たすことが必要となる。移住支援金は、単身60万円、2人以上の世帯100万円を上限として交付する。また、18歳未満を帯同して移住する場合は、18歳未満の方1人につき最大100万円を加算して交付する。更に、令和5年度から山口県において、テレワークに限り移住元要件を東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に拡充した「やまぐち創生テレワーク移住補助金」を創設するため、本市においても同制度を導入する。 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | シティセールス課 |
| 移住定住プロモーション事業 | 3-1 | | 移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に移住定住情報ポータルサイトを開設するとともに、移住検討者に配布するリーフレットを作成した。当該ポータルサイトを運営し、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。なおリーフレットは在庫を見ながら隔年で増刷を行っている。 | R3～ R10以降 | 1,064 | シティセールス課 |
| スマイルシティ・ライフ体験事業 | 3-1 | | 移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。ノウハウを持つ専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援業務を実施する。委託契約期間は令和4年9月から令和7年11月30日までとし、R5年度以降は、シティセールスPR強化事業で実施するデジタル広告により本市への認知度を向上させた後に、オンラインセミナーを実施することにより、移住検討者に対し本市への移住を訴求し、移住支援員によるきめ細かな相談対応により、お試し暮らしの利用促進、移住者の増加を図っていく。また、移住支援員を最大限活用したいため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。 | R4～ R10以降 | 10,952 | シティセールス課 |
| 地域おこし協力隊募集・受入事業 | 1-1 | | 「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。隊員の受入れ地域について、令和4年度までは中山間地域(旧山陽町域)に限定していたが、令和5年度から市内全域を対象とする。また、シティセールス課が担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施できるとともに、移住の前後における相談体制を提供することができ、3年後の定住率の向上に寄与すると考える。令和5年度に募集する地域おこし協力隊員の人数は、3人。 | R5～ R10以降 | 9,726 | シティセールス課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 基本施策16 住環境の確保 | | | | | | |
| (1)住宅整備の支援 | | | | | | |
| 山口県複合単価表データ 使用料 | | | 山口県が作成する建築工事複合単価表は、単価調査を担当する2財団法人にデータ使用料を払い、相手方の承諾を受けて、県から単価表の提供を受けている。今までは、年4回の単価改定であったが、近年の急激な物価高騰に素早く対応するため、令和5年度から毎月(年12回)の単価改定となったため、データ使用料も改定されることとなった。 | R2以前～ R10以降 | 347 | 建築住宅課 |
| 建築営繕積算システム利用料 | | | 公共建築工事の発注に当たっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データで対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度にまたがる事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。 | R2以前～ R10以降 | 584 | 建築住宅課 |
| 石綿に関する講習受講事業 | | | 石綿障害予防規則等の改正により、解体工事(床面積の合計80㎡以上)、建築物・特定工作物の改修工事(請負金額100万円以上)等の工事は、令和4年4月から事前調査結果等を労働基準監督署に届出が必要になり、令和5年10月から事前調査ができるものを厚生労働大臣が「一般建築物石綿含有建材調査者」等として定めた。「石綿作業主任者技能講習」については、事前調査だけでなく比較的飛散が少ないレベル3の石綿作業計画等についても改正されており、発注者としての知識取得が必須となっている。また、「一般建築物石綿含有建材調査者」の受講資格のひとつでもある。 | R4～ R6 | 165 | 建築住宅課 |
| 住宅リフォーム資金助成制度 | | | リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。 | R2以前～ R10以降 | 10,000 | 建築住宅課 |
| 住宅・建築物耐震化促進事業 | | | 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する。 | R2以前～ R10以降 | 2,480 | 建築住宅課 |
| (2)市営住宅の適正管理 | | | | | | |
| 市営住宅経常修繕 | | | 市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。 | R2以前～ R10以降 | 21,601 | 建築住宅課 |
| 市営住宅消防設備点検 | | | 市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,120 | 建築住宅課 |
| 市営住宅給水設備保守管理 | | | 市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。 | R2以前～ R10以降 | 7,865 | 建築住宅課 |
| 市営住宅エレベーター保守管理 | | | 市営住宅(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。 | R2以前～ R10以降 | 4,062 | 建築住宅課 |
| 市営住宅空き家具撤去 | | | 身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は、住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った市営住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,474 | 建築住宅課 |
| 市営住宅用地借り上げ | | | 市営住宅23団地のうち、住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地あるため、その借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。 | R2以前～ R10以降 | 346 | 建築住宅課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 市営住宅浄化槽の空家補償 | | | 市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空家の戸数に応じて浄化槽維持費の補償を行っている。これは、団地内に空家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。(平成29年度に神帆が浄化槽廃止。平成31年度から大河内に補償開始) | R2以前～ R10以降 | 3,321 | 建築住宅課 |
| 市営住宅使用料滞納整理事業 | | | 催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。 | R2以前～ R10以降 | 4,711 | 建築住宅課 |
| 市営住宅草刈 | | | 市営住宅の空家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。 | R2以前～ R10以降 | 757 | 建築住宅課 |
| 市営住宅樹木伐採・剪定 | | | 市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高いところから実施する。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 建築住宅課 |
| 市営住宅消防設備点検(臨時) | | | 消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に1度実施する。 | R2以前～ R10以降 | 3,617 | 建築住宅課 |
| 市営住宅内の住宅用火災警報器の取替え | | | 平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。 | R2以前～ R10以降 | 509 | 建築住宅課 |
| 市営住宅分電盤開閉器点検 | | | 平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生及び家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。 | R2以前～ R10以降 | 72 | 建築住宅課 |
| 市営住宅検定満期水道メーター等の取替工事 | | | 計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させるとともに、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 6,735 | 建築住宅課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2以前～ R10以降 | 197 | 建築住宅課 |
| 市営住宅昇降機修繕工事 | | | 市営住宅のすべての昇降機4基で修繕が必要である。古開作第二団地H-1棟とH-2棟は、桟やドア周りのサビで穴が開きつつある。神帆団地D棟と萩原団地1棟は、乗り場の敷居がサビで停止・故障する場合もあり、早急に敷居の交換が必要である。萩原団地1棟では、定電圧装置、かご用ブーリー等の修繕も必要である。総額で11,861千円必要なので、3年間で平準化して修繕する。 | R4～ R7 | 3,094 | 建築住宅課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 市営住宅屋根防水工事 | | | 萩原団地を調査したところ、116棟の屋根の防水シートが裂けており、改修が必要なが判明したため改修を行うものである。 | R5～ R5 | 5,967 | 建築住宅課 |
| アスベスト調査事業 | | | 建築物の改修等の工事においては、令和3年4月からアスベスト事前調査が義務化されたことから、市営住宅の改修等の工事においてもアスベストの事前調査を行う必要がある。アスベストの有無により、工事の設計額が大幅に変わってくることから、事業の効率的かつ円滑な実施を図るためにもアスベストの調査が必要となる。 | R5～ R10以降 | 1,692 | 建築住宅課 |
| 石綿建材撤去工事 | | | アスベストが含まれていることが調査により判明した建築物について、所有者である市がアスベスト対策を行う必要があるため、建材の撤去工事を行う。市営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を図る。 | R5～ R5 | 5,016 | 建築住宅課 |
| 市営住宅解体工事(単独) | | | 山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。 | R2以前～ R10以降 | 65,480 | 建築住宅課 |
| 長寿命化計画に基づく市営住宅改善事業 | | | 令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 151,462 | 建築住宅課 |
| 長寿命化計画に基づく市営住宅建替え事業 | | | 令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。 | R5～ R10以降 | 86,490 | 建築住宅課 |
| 漁民アパート入居者移転促進 | | | 本団地は、昭和43年度と昭和45年度に建設されており、築50年を経過し、老朽化している。また、その土地が借地であることから、市営住宅としての用途を廃止し、土地を賃借人に返還するため、入居者に移転料等を支払い、入居者の円滑な移転を図る。 | R2以前～ R10以降 | 580 | 建築住宅課 |

基本施策17 公園・緑地の整備・保全

(1)都市公園の整備と管理

| | | | | | | |
|-------------|--|--|--|----------------|---------|-------|
| 公園管理運営事業 | | | 江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 135,359 | 都市計画課 |
| 公園施設維持補修事業 | | | 江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 8,008 | 都市計画課 |
| 大規模公園環境美化事業 | | | 竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巣病に感染した桜が目立つようになっている。よって、テング巣病感染部の枝を切除するとともに、テング巣病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巣病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | 都市計画課 |
| 遊具定期点検事業 | | | 平成30年度より、都市公園の管理は政令で定める「都市公園の維持および修繕に関する技術的基準」に適合するよう行うことが義務付けられたため、専門技術者による点検を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,749 | 都市計画課 |
| リース車更新事業 | | | 令和4年7月から令和10年6月まで(72ヶ月間)の長期継続契約を締結した。今後は市内公園や街路樹の維持管理及び市民からの苦情に迅速に対応できるようリース車を活用していく。 | R4～ R10以降 | 301 | 都市計画課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|-------|
| テニスコート改修事業 | | スマイル エイジン グ | 都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸、ラインの破損が発生しているため計画的に改修を行う。 | R2以前～ R10以降 | 28,350 | 都市計画課 |
| 管理施設改修事業 | | | 都市公園内にある管理施設について、長寿命化を図るための改修等を行う。 | R4～ R10以降 | 862 | 都市計画課 |
| 遊戯施設改修事業 | | スマイル エイジン グ | 都市公園内にある遊戯施設について、長寿命化を図るための改修及び要望等のある遊戯施設の新規設置を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,120 | 都市計画課 |
| 竜王山公園オートキャンプ場施設等更新事業 | | | 竜王山公園オートキャンプ場の各施設について、老朽化が進んでいるため、更新を行う。 | R4～ R10以降 | 10,199 | 都市計画課 |
| (2)緑化の推進と保全 | | | | | | |
| 支障樹木剪定伐採事業 | | | 都市公園等にある樹木が生長し、隣接地(民家)に支障となることを防ぐため、適宜剪定や、伐採を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,626 | 都市計画課 |
| 枯損木処理事業 | | | 枯損木は倒壊などの危険性があるため、公園の安全を確保するために、適宜、伐採を行う。 | R2以前～ R10以降 | 400 | 都市計画課 |
| 糸根公園松くい虫防除事業 | | | 市指定文化財となっている糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤を樹幹注入し、松枯れの予防対策を行う。 | R2以前～ R10以降 | 396 | 都市計画課 |
| 街路樹剪定事業(毎年実施路線) | | | 道路の通行や沿線住民の生活に支障のないよう、枝葉の伸びが早い街路樹(高木、低木、交通障害)を毎年剪定する。 県道4路線(妻崎開作小野田線、小野田美東線、小野田停車場線、小野田港線) 市道7路線(日の出町船越線、旭町後湯線、栄町六十番線、中川六十番通り線、新沖線、大学通り線、住吉若沖線) | R2以前～ R10以降 | 10,381 | 都市計画課 |
| 街路樹剪定事業(不足分) | | | 街路樹が一部巨木化しており、通常の剪定業務により対応が困難なものについて剪定を行う。(市道中川亀の甲線) | R5～ R10以降 | 1,360 | 都市計画課 |
| 街路樹剪定事業(数年毎実施路線) | | | 道路の通行や沿線住民の生活に支障のないよう、おおむね3年～4年に一度、街路樹(高木)の剪定をする。 市道12路線(中川亀の甲線、公園通り丸河内線、港長沢線、港若山線、セメント町西線、海岸通り線、小野田須恵線、六十番堤塘線、西の浜雀田線、本町古開作線、竜王山線、下村西下津線) | R2以前～ R10以降 | 1,868 | 都市計画課 |
| 街路樹剪定事業(低木・交通障害) | | | 街路樹のうち、低木または交通障害となっているものについて剪定を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,939 | 都市計画課 |
| 緑地帯維持事業 | | | 桜川沿いの市道厚狭駅南5号線の緑地帯について、環境整備を行う。 | R2以前～ R10以降 | 412 | 都市計画課 |
| 街路樹管理事業 | | | 生長が著しい樹木は、街路樹帯を隆起させるなどして、交通の障害となっている。剪定時期に合わせて樹木の生長を抑制する薬剤を注入し、破損している街路樹帯(年間10箇所程度)の補修も行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,541 | 都市計画課 |
| 都市緑化推進事業 | | | 山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 340 | 都市計画課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|------|
| 基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実 | | | | | | |
| (1)安全で安心な水の供給 | | | | | | |
| 飲用井戸等設置補助事業 | | | 水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。 | R2以前～ R10以降 | 400 | 環境課 |
| (2)災害に強い強靱な水道の構築 | | | | | | |
| 配水施設整備事業 | | | 老朽化した配水施設の更新 | R1以前～ R9以降 | 532,648 | 水道局 |
| (3)水道事業運営の持続 | | | | | | |
| 市民サービス向上事業 | | | 災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。 | R1以前～ R9以降 | 1,200 | 水道局 |
| 水資源環境保全事業 | | | 水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。 | R1以前～ R9以降 | 230 | 水道局 |
| (4)下水道の整備と管理 | | | | | | |
| 下水道管渠整備事業 | | | 国土交通省から令和8年度までに汚水処理施設の整備について概成するよう求められている。これに伴い本市の汚水処理施設整備構想を見直し、全体計画区域の縮小を行うとともに令和8年度の公共下水道整備進捗率が95%を達成できるように努める。 | R2以前～ R10以降 | 466,232 | 下水道課 |
| 下水道管渠長寿命化事業 | | | ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。 | R2以前～ R10以降 | 25,000 | 下水道課 |
| 処理場・ポンプ場長寿命化事業 | | | 小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。 | R2以前～ R10以降 | 455,000 | 下水道課 |
| し尿受入施設整備事業 | | | 小野田浄化センターの老朽化のため令和3年度に整備方針の検討を行ったところ、し尿及び浄化槽汚泥を下水道へ投入し処理することが経済的に有利との結論となった。し尿及び浄化槽汚泥の安定処理のため、社会資本整備総合交付金を活用し、し尿受入施設を整備する。事業実施にあたっては市に代わって事業実施が可能な下水道事業団へ委任する。 令和5年度は基本計画策定及び測量、地質調査を行う。 | R4～ R10以降 | 31,000 | 下水道課 |
| 下水道管渠維持管理事業 | | | 管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。 | R2以前～ R10以降 | 33,993 | 下水道課 |
| 不明水対策事業 | | | 近年の集中豪雨により、市内一円の下水道処理区域の一部の地域において汚水量が急激に増加し、各水処理センターでトラブルが発生している。また、高千帆汚水中継ポンプ場においても、雨天時に流入量が増加し、施設の能力を上回る恐れがある。新たに接続する予定の大規模団地においても、不明水の流入により下水道施設の運転に支障が出ないか調査等が必要となっている。下水道施設の安定的な運転及び市民の生活環境の保全のため、汚水以外の不明水流入を防止する対策を実施する。 | R2以前～ R6 | 15,000 | 下水道課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|------|
| 下水道事業管理運営事業 | | | 令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。 | R2以前～ R10以降 | 25,602 | 下水道課 |
| 上下水道使用料徴収システム機器更新事業 | | | 下水道使用料の徴収は水道料金と合わせて水道局で実施している。使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムの機器更新について、水道局と協議の上、負担割合に基づいた負担金を支出する。 令和5年度は、令和4年度に行ったサーバ更新の負担金(2年目)と、インボイス制度が開始されるため必要なシステム改修について負担金を計上する。 | R2以前～ R10以降 | 1,010 | 下水道課 |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2以前～ R10以降 | 30 | 下水道課 |
| 処理場維持管理事業 | | | 市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 335,994 | 下水道課 |
| 汚水中継ポンプ場維持管理事業 | | | 市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 26,074 | 下水道課 |
| 下水道管理デジタル化推進事業 | | デジタル化 | 下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 | R5～ R10以降 | 2,710 | 下水道課 |
| 農業集落排水維持管理事業 | | | 企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 7,452 | 下水道課 |
| 農業集落排水施設機能強化事業 | | | 福田地区及び仁保の上地区農業集落排水処理施設は、建設から20年以上経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。 | R2以前～ R6 | 15,000 | 下水道課 |
| (5)合併浄化槽の整備 | | | | | | |
| 浄化槽整備推進事業 | | | 公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乘せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 71,633 | 下水道課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実 | | | | | | |
| (1)道路網の整備 | | | | | | |
| 市道浜崎1号線他道路改良事業 | | | 市道浜崎1号線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、山口県が行っている前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。 | R2以前～ R5 | 38,062 | 土木課 |
| 市道くし山線道路改良事業 | | | 市道くし山線は、JR小野田駅の北側を東西に走り県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約870mの市道である。 この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間の拡幅および歩道の設置を行い、利用者の交通安全環境の向上を図る。 | R5～ R10以降 | 5,100 | 土木課 |
| 市道舗装リフレッシュ事業 | | | 大型車の交通量が多い幹線市道は、舗装の傷みが激しく、轍やクラックが発生しているため、切削オーバーレイ等による舗装のリフレッシュを石油貯蔵施設立地対策交付金を活用して行う。あわせて幹線市道における道路照明のLED化を実施する。 | R5～ R10以降 | 25,000 | 土木課 |
| 橋梁長寿命化点検事業 | | | 既設の市道橋は、道路法施行規則に基づき、橋梁点検を行い、その健全性を診断する必要がある。 平成25年に策定した「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施しており、平成30年度で1巡目の点検を完了した。現在は2巡目の点検を実施している。 | R2以前～ R10以降 | 20,000 | 土木課 |
| 橋梁補修事業 | | | 重要インフラである市道橋は「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき適切に補修することで、施設の延命を実現し、橋梁のインシヤルコストやランニングコストの軽減を図ることができる。 | R2以前～ R10以降 | 40,000 | 土木課 |
| 市道管理事務事業 | | | 国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。 道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行う。 | R2以前～ R10以降 | 13,019 | 土木課 |
| 道路台帳整備事業 | | | 道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。 また、令和5年度は、GIS基本図の更新に伴い、道路背景図を更新する。 | R2以前～ R10以降 | 12,372 | 土木課 |
| 道路環境整備事業 | | | 市民に対する生活の利便性、交通の安全性を向上させるため市道の除草等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 18,762 | 土木課 |
| 道路施設等点検事業 | | | 道路施設の劣化、変状が起因となる事故は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、国の点検要領に基づき道路施設の健全性の点検を行う。令和5年度は舗装点検を行う。 | R4～ R10以降 | 13,000 | 土木課 |
| 道路橋りょう維持補修事業 (修繕料) | | | 市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。 | R2以前～ R10以降 | 54,220 | 土木課 |
| 道路橋りょう維持補修事業 (工事費) | | | 老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。 | R2以前～ R10以降 | 9,767 | 土木課 |
| 小規模土木事業 | | | 生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70% | R2以前～ R10以降 | 24,158 | 土木課 |
| 都市計画道路整備県事業 負担金 | | | 山口県が行っている都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を山口県に支払う。 | R2以前～ R10以降 | 20,000 | 都市計画課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| (2) 持続可能な地域公共交通網の形成 | | | | | | |
| JR美祢線利用促進事業 | | | JR美祢線の利用促進を図るため、本市と美祢市、長門市ほか商工・観光関係団体、県、JR西日本で連携してJR美祢線利用促進協議会を設置し、企画列車の運行や旅行商品の造成、利用助成事業等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,300 | 商工労働課 |
| JR小野田線利用促進事業 | | | JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校関係者からなるJR小野田線利用促進協議会を設置し、利用者目線で利用促進に向けた協議を行うほか、利用補助制度や啓発活動等を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 300 | 商工労働課 |
| 駅舎バリアフリー化整備事業 | | | JR西日本が実施するJR厚狭駅におけるバリアフリー化工事(エレベーター設置等)に対して補助を行う。また、在来線柵外に整備する多機能トイレ等の維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 59,505 | 商工労働課 |
| 地方バス路線維持対策事業 | | | バス事業者3社(船木鉄道、サンデン交通、宇部市交通局)に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。 | R2以前～ R10以降 | 137,038 | 商工労働課 |
| 地域公共交通会議開催事業 | | | 地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通計画」に基づく持続可能な地域公共交通を形成する。 | R2以前～ R10以降 | 102 | 商工労働課 |
| 共通時刻表作成事業 | | | 市内公共交通の利便性向上を図るため、宇部市交通局が作成する、市内を走る路線バス(船木鉄道、サンデン交通、宇部市交通局)の宇部市・山陽小野田市共通バス時刻表に係る経費を一部負担する。 | R2以前～ R10以降 | 250 | 商工労働課 |
| バス停更新事業 | | | バス事業者に対して補助金を交付し、コミュニティバス路線のうち、老朽化したバス停設備の更新等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 200 | 商工労働課 |
| 厚狭北部デマンド型交通運営事業 | | | 市民の交通利便性の確保を図るため、厚狭北部地域を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行する。 | R2以前～ R10以降 | 8,300 | 商工労働課 |
| 交通マップ作成事業 | | | WEB上で公共交通(バス停、駅)の運行経路マップを作成・掲示し、その利用促進を図る。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| モビリティ・マネジメント事業 | | | 公共交通の維持・確保を図るため、通常自家用車を利用している市民や、市内の小・中・高校や事業所などを中心に、公共交通利用に係る啓発活動を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| JR小野田線、バス路線相互利用促進事業 | | | 公共交通利用者の利便性向上を図るため、鉄道とバスの接続に係るダイヤ調整を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| コミュニティバス更新事業 | | | 船木鉄道(株)が実施する、老朽化したコミュニティバス車両(厚狭北部便)の更新に要する経費を補助する。 | R2以前～ R10以降 | 1,000 | 商工労働課 |
| JR小野田線活性化事業 | | | JR小野田線の活性化を図るため、本市及び県、宇部市、西日本旅客鉄道株式会社、山口大学でJR小野田線活性化委員会を設置し、JR小野田線をより利用し易くする仕組みづくりや、沿線の宇部市との連携事業等を通じた利用促進を図る。 | R2以前～ R10以降 | 900 | 商工労働課 |
| 高泊地区デマンド型交通運営事業 | | デジタル 化 | 市民の交通利便性の確保を図るため、高泊地区を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行する。 | R4～ R10以降 | 6,100 | 商工労働課 |
| 「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア」開催事業 | | | バス・タクシーの運転士確保を図るため、県央連携都市圏域の7市町で連携し、「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア(仮称)」を開催する。 | R5～ R10以降 | 140 | 商工労働課 |
| (3) 駐車場・駐輪場の整備 | | | | | | |
| 厚狭駅南口駐車場管理運営事業 | | | 平成11年の新幹線厚狭駅の開業に併せて開設した厚狭駅南口駐車場について、適正な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 10,028 | 都市計画課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 駐輪場改修事業 | | | JR厚狭駅周辺の駐輪場不足を解消するため、市有地を活用し、厚狭駅在来線側に駐輪場を新たに整備します。 | R2以前～ R4 | 4,165 | 都市計画課 |
| 駅前広場管理運営事業 | | | 小野田駅、厚狭駅の駅前広場について、草刈、花壇管理、施設補修などを行い、適切な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,816 | 都市計画課 |
| (4)広域交通網の整備 | | | | | | |
| 県道改良事業負担金 | | | 市内にある県道には、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある路線がある。県ではそのような路線について計画的に改良事業を行っている。市はそれら事業費の一部を負担する。 | R2以前～ R10以降 | 12,250 | 土木課 |
| (5)港湾施設の整備 | | | | | | |
| 小野田港湾整備事業償還金等 | | | 市は小野田港埠頭用地造成事業に係る県債償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施する。港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。 | R2以前～ R10以降 | 15,828 | 土木課 |
| 港湾整備事業負担金 | | | 小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするとともに泊地・航路の浚渫を実施する。市はそれら事業費の一部を負担する。 | R2以前～ R10以降 | 23,250 | 土木課 |
| 基本施策20 適正な土地利用の推進 | | | | | | |
| (1)適正な土地利用の推進 | | | | | | |
| 用地対策事業 | | | 土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。 | R2以前～ R10以降 | 103 | 土木課 |
| 土地利用規制等対策事業 | | | 適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づいた事務処理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 83 | 都市計画課 |
| 都市計画審議会運営事業 | | | 都市計画の決定および変更等の審議案件について、都市計画法の規定に基づき、都市計画審議会を開催する。 | R2以前～ R10以降 | 112 | 都市計画課 |
| 都市計画図更新事業 | | | 都市計画の変更、宅地開発の進展、公共施設の建替・新設等、地形や建物の大幅な変化に対応させるため、日本初となる衛星リモートセンシングデータを利用して都市計画基本図の更新作業を行う。 | R4～ R5 | 19,250 | 都市計画課 |
| 地理情報システム管理事業 | | | 情報公開システム(公開型GIS)について、システム保守を行う。 | R2以前～ R10以降 | 9,309 | 都市計画課 |
| ドローン活用事業 | | | ドローンを使用し、都市公園、文化財などの観光素材や祭りなどのイベント状況、公共施設(庁舎、学校、文化会館、オートレース場等)などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市をPRする。また、防災への活用として災害状況の撮影を行う。 | R2以前～ R10以降 | 260 | 都市計画課 |
| 都市計画道路見直し事業 | | | 都市計画道路のうち計画決定から30年以上経過した路線等について、山口県から示された「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき、各路線の必要性等を検討し、廃止を含めた道路計画の見直しを行う。 | R2以前～ R10以降 | 15,000 | 都市計画課 |
| 建築指導事業 | | | 限定特定行政庁として取り扱う建築物について、その計画が建築基準法や関係法令に適合しているか審査事務を行う。また、完了した建築物について、現場検査業務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 799 | 都市計画課 |
| 開発指導事業 | | | 都市計画法の規定に基づく開発行為許可申請、市条例の規定に基づく土地開発届出について、開発基準等の適合審査を行い、許可や承認を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 都市計画課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 厚狭駅南部地区土地区画 整理事業利子補給事業 | | | 厚狭駅南部地区土地区画整理事業を円滑に進めるため、山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により費用を負担しており、市は毎年発生する借入利息の補給を行う。 | R2以前～ R10以降 | 699 | 都市計画課 |
| (2)市街地の整備 | | | | | | |
| 山陽小野田市厚狭駅南部 地区定住奨励金事業 | | | 「厚狭駅南部地区まちづくり基本計画」に基づき、モデル地区において定住を促進し地域の活性化を推進するため、モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得し居住した者に対し奨励金を交付する。 | R3～ R7 | 1,000 | 都市計画課 |
| (3)住居表示区域の拡大 | | | | | | |
| 住居表示維持管理事業 | | | 住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 575 | 都市計画課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 基本施策21 多様な働く場の確保 | | | | | | |
| (1)就業対策の充実 | | | | | | |
| 雇用創出推進事業 | | | 有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と連携した企業訪問を実施し、人材マッチング支援やイベントなどの情報発信に努めることで、地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| 就業対策促進事業 | | | 国、県と連携を図りながら、若者、女性、高齢者、障がい者の就業を促進する。 就職セミナー開催などの情報について、広報紙・ホームページなどで周知を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| 高齢者就業機会確保事業 | | | 高齢者が増加する中、働く意欲を持つ高齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 5,339 | 商工労働課 |
| 地域職業相談室管理事業 | | | 公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年4月6日から地域職業相談室を設置している。雇用能力開発支援センター内に設置し、求人情報提供、職業相談、職業紹介等就職支援を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 228 | 商工労働課 |
| 「さんようおのだ就職フェア」・「山陽小野田市合同就職面接会」開催事業 | | | 市、ハローワーク及び商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元の特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。 | R2以前～ R10以降 | 91 | 商工労働課 |
| 雇用開発支援事業(サポート事業) | | | 平成27年度から国の施策として、シルバー人材センターが人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進する人材派遣事業を実施している。高齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業へ補助金を交付し、高齢者の活躍の場の拡大を目指している。 | R2以前～ R10以降 | 3,300 | 商工労働課 |
| (2)職業能力の開発向上 | | | | | | |
| 雇用能力開発支援センター施設維持管理事業 | | | 平成20年3月末をもって雇用・能力開発機構小野田駐在が事業を終了し、その後、市へと移管された施設。 地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。 | R2以前～ R10以降 | 10,797 | 商工労働課 |
| (3)勤労者福祉の推進 | | | | | | |
| 労働会館管理運営事業 | | | 勤労者及び市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 7,888 | 商工労働課 |
| 優良勤労者表彰事業 | | | 優良永年勤続者(同一事業所に25年以上勤務した者、顕著な技術開発等により事業所の発展に寄与した者)、優良永年農林水産業従事者(農林水産業に専業として25年以上従事した者)、優良勤労生徒(勤労生徒等、成績優秀な者)の表彰を毎年11月23日の勤労感謝の日に実施する。 | R2以前～ R10以降 | 274 | 商工労働課 |
| 勤労福祉推進事業(中小企業退職金共済掛金事業主負担補助金) | | | 中小企業勤労者の福祉の増進を図ることで、雇用の安定と中小企業の発展を推進する。 中小企業退職金共済掛金事業主負担分の一部や活動支援、制度の普及活動を行う。 | R2以前～ R10以降 | 800 | 商工労働課 |
| 労働者団体支援事業 | | | 労働者の労働福祉の向上を図るため、労働福祉を目的とする労働者団体の支援を行い、労働者の福利厚生を充実させる。 | R2以前～ R10以降 | 1,251 | 商工労働課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------------|-------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 労働福祉金融制度事業 (中小企業勤労者小口資金貸付制度) | | | 貸付制度の充実を図ることで、中小企業勤労者の生活安定と福祉の向上を図る。 県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。 | R2以前～ R10以降 | 1,151 | 商工労働課 |
| 労働福祉金融制度事業 (離職者緊急対策資金貸付制度) | | | 離職者等の生活安定と福祉の向上を図るため、県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。 | R2以前～ R10以降 | 1,080 | 商工労働課 |
| 基本施策22 企業立地の推進 | | | | | | |
| (1) 企業誘致の推進 | | | | | | |
| 企業誘致推進事業 | 3-(4) | | 小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 | R2以前～ R10以降 | 1,046 | 商工労働課 |
| 山口県企業誘致推進連絡協議会負担金事業 | | | 小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)をより一層推進するため、山口県企業誘致推進連絡協議会と連携して誘致活動等を共に展開する。協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 480 | 商工労働課 |
| 工場設置奨励金等交付事業 | 3-(4) | | 厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励金による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。 | R2以前～ R10以降 | 92,588 | 商工労働課 |
| 企業誘致展示会参加事業 | | 理科大 | 小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。 また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。 | R2以前～ R7 | 166 | 商工労働課 |
| (2) 産学官連携の推進 | | | | | | |
| 産学官連携推進事業 | 3-(4) | 理科大 | 山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| 山陽小野田市産学官連携推進協議会 | 3-(4) | 理科大 | 山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 商工労働課 |
| (3) 立地基盤の整備 | | | | | | |
| 企業団地維持管理事業 | | | 企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。 | R2以前～ R10以降 | 2,020 | 商工労働課 |
| 土地開発公社利子補給事業 | | | 小野田・楠企業団地造成事業の4割を山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により負担しており、市は協定に基づき毎年発生する借入利息を補給している。 | R2以前～ R7 | 242 | 商工労働課 |
| 小野田・楠企業団地インフラ等整備事業 | | | 企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強いいため、そのニーズに応えるための立地基盤の促進に努めるものである。 | R2以前～ R7 | 5,080 | 商工労働課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 企業団地維持管理事業 (新山野井団地) | | | 平成6年に新山野井団地を造成する際に、旧山陽町は七日町自治会と新山野井団地内調整池を農業用水として利用するための協定を締結した。このため、調整池にポンプを設置し毎年5月～10月にポンプを動かして農業用水を供給している。しかしながら、施設も老朽化が進んでおり、ポンプが作動しないなどの不具合等も発生している。このため、施設の維持管理のため、必要な修繕等を行っていく。また、調整池の土砂も堆積しているため、管理道の草刈りを年次的に行い、土砂の撤去も行っていく。 | R3～ R10以降 | 1,000 | 商工労働課 |
| 工業用水道施設整備事業 | | | 老朽化した工業用水道施設の更新 | R1以前～ R9以降 | 230 | 水道局 |
| 基本施策23 商工業の振興 | | | | | | |
| (1) 商業振興支援の充実 | | | | | | |
| 商店街共同施設設置補助 | | | 商店街の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備等に対して補助金の交付を行う。 | R2以前～ R10以降 | 240 | 商工労働課 |
| 空き店舗等利活用支援事業 | 3-(4) | | 市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 | R2以前～ R10以降 | 1,500 | 商工労働課 |
| 商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所) | | | 市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。 | R2以前～ R10以降 | 7,623 | 商工労働課 |
| 商業振興諸行事支援事業 | | スマイル エイジ ング | 商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,570 | 商工労働課 |
| 創業応援金交付事業 | 3-(4) | | 「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。 | R2以前～ R10以降 | 2,000 | 商工労働課 |
| 創業支援事業(個別相談会、支援セミナー等実施事業) | 3-(4) | | 平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方(事業承継も含む)への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 2,848 | 商工労働課 |
| 山口東京理科大学学生定住促進事業 | 3-(1) | | 山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくるから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住みいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。 | R2以前～ R10以降 | 5,379 | 商工労働課 |
| CLASS GLASS推進事業 | 3-(2) | | 本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなどガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。当該施設は、指定管理により小野田ガラス協が運営しており、ガラス造形作家が、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。小野田ガラス協と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上、またふるさと納税の増加等を図る。 | R2以前～ R10以降 | 5,015 | 商工労働課 |
| (2) 中小企業支援の充実 | | | | | | |
| 中小企業相談所補助事業 | | | 既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 2,646 | 商工労働課 |
| 経済団体支援事業 | | | 経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 37 | 商工労働課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 中小企業振興推進事業 | | | 平成27年6月に制定した「山陽小野田市中小企業振興条例」に基づき策定した「中小企業振興推進計画」について、KPIなどを活用し、進捗状況を検証していく。 市総合計画の中期基本計画策定に合わせて、「第2次中小企業振興推進計画」を策定する。 | R2以前～ R10以降 | 625 | 商工労働課 |
| 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業 | | | 新型コロナウイルス感染症、物価高騰等に対応した中小企業、小規模事業者支援を次のとおり実施する。 ・経営相談(事業転換、新商品開発を含む)、国の「小規模事業者持続化補助金」などに関する相談窓口やセミナー等を実施する。 | R2以前～ R5 | 960 | 商工労働課 |
| 中小企業振興資金等融資事業 | | | 中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。 | R2以前～ R10以降 | 186,000 | 商工労働課 |
| 基本施策24 農林水産業の推進 | | | | | | |
| (1)経営体の育成・確保及び経営基盤の強化 | | | | | | |
| 経営所得安定対策事業 | | | 経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金。 | R2以前～ R10以降 | 1,170 | 農林水産課 |
| 農業改良普及等事業 | | | 宇部地区農業改良普及協議会への負担金。宇部地区農業改良普及協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 264 | 農林水産課 |
| やまぐち農林振興公社支援事業 | | | やまぐち農林振興公社に対する賛助会費。 当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中間管理機構として農地の集積等の業務も行う。 | R2以前～ R10以降 | 131 | 農林水産課 |
| 農業管理センター運営支援事業 | | | 農業管理センター運営に要する人件費への補助金。農業管理センターは、山陽、小野田地区の2箇所に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。 | R2以前～ R10以降 | 992 | 農林水産課 |
| 農地中間管理機構事業 | | | 農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね40%とすることとしているため、集積目標は40%(担い手人数R10年度 70人)とする。既存の農事組合法人による大規模な集積は完了しており、今後は令和5年度に設立予定の農事組合法人及び個人の担い手による集積を推進する必要がある。 | R2以前～ R9以降 | 11,605 | 農林水産課 |
| 担い手支援事業 | | | 担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り) | R2～ R9以降 | 5,000 | 農林水産課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 6次産業化・農商工連携応援事業 | 3-(4) | | 農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。 | R3～ R10以降 | 5,000 | 農林水産課 |
| 農業次世代人材投資事業 | | | 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 | R2以前～ R8 | 2,625 | 農林水産課 |
| 新規就農・就業者定着支援事業 | | | 新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。 | R2以前～ R9以降 | 1,850 | 農林水産課 |
| 新規就業者等産地拡大促進事業 | | | 市が主体となって策定する「産地パッケージ計画」に基づき、新規就業者の受入支援及び生産力の強化のための機械の導入、施設の整備にかかる経費について支援する。 | R2以前～ | 1,647 | 農林水産課 |
| 新規就農者支援事業 | 3-(4) | | 経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。 | R1以前～ R9以降 | 3,724 | 農林水産課 |
| 家畜診療体制運営支援事業 | | | 主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。 | R2以前～ R10以降 | 1,696 | 農林水産課 |
| 中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業 | | | 協議会をととして、家畜法定伝染病及び伝染性疾病の発生予防とまん延防止に対する協力。家畜の改良増殖、受胎率の向上を図るための協力。環境保全対策や担い手支援対策。耕作放棄地の保全対策として山口型放牧の推進。 | R2以前～ R10以降 | 44 | 農林水産課 |
| 酪農振興補助事業 | | | 乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。 | R2以前～ R10以降 | 112 | 農林水産課 |
| 市有林整備事業 | | | 多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠疎密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施。間伐回数2～5回。 【補助率 標準補助単価*4/10*査定係数】 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | 農林水産課 |
| 森林経営管理事業 | | | 森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。 また森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 11,000 | 農林水産課 |
| 山口県林業協会支援事業 | | | 森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録する。(県内全市町が登録) | R2以前～ R10以降 | 32 | 農林水産課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|--------------|
| 山口流域林業活性化センター支援事業 | | | 山口・美祿農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進するため、センターに負担金を支払う。 | R2以前～ R10以降 | 82 | 農林水産課 |
| 林業研究グループ支援事業 | | | 林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。 | R2以前～ R10以降 | 72 | 農林水産課 |
| 繁殖保護事業 | | | 水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。 | R2以前～ R10以降 | 280 | 農林水産課 |
| 種苗放流等支援事業 | | | 宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,650 | 農林水産課 |
| 内水面繁殖保護事業 | | | 鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。 | R2以前～ R10以降 | 220 | 農林水産課 |
| 農業委員会事務 | | | 農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。 | R1以前～ R9以降 | 12,729 | 農業委員会 事務局 |
| 農地利用最適化推進事業 | | | 農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。 | R1以前～ R9以降 | 16,038 | 農業委員会 事務局 |
| 漁業近代化資金利子補給事業 | | | 漁業者等へ漁業近代化資金を融資した当該金融機関に対して、市が利子補給を行うことで、漁業近代化資金の円滑な利用を促す。 | R2以前～ R10以降 | 23 | 農林水産課 |
| (2)生産基盤の整備 | | | | | | |
| 県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区) | | | 農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市埴生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。 (総事業費1,700,000千円うち担金総額314.814千円) | R2以前～ R7 | 5,334 | 農林水産課 |
| 県営経営体育成基盤整備事業(郡・川東地区) | | | 郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。 (整備予定面積:約26ha) | R2以前～ R10以降 | 6,000 | 農林水産課 |
| 土地改良区等推進補助事業 | | | 土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の助成、事業償還金補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。償還金については、平成31年度に後潟土地改良区及び山陽土地改良区、令和2年度に古開作土地改良区、令和4年度に高千帆土地改良区が終了した。 | R2以前～ R10以降 | 24,160 | 農林水産課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 小規模土地改良助成事業 | | | 地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。 | R2以前～ R10以降 | 8,500 | 農林水産課 |
| 小規模土地改良助成事業 (追加) | | | 地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数の増加等により翌年度以降に繰り越される事業が増加していることから、予算を増額し繰越件数の減少を目指す。 | R2以前～ R10以降 | 1,500 | 農林水産課 |
| 単市土地改良整備事業 | | | 簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。 | R2以前～ R10以降 | 5,780 | 農林水産課 |
| 土地改良事業団体連合会 支援事業 | | | 県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となつて、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 808 | 農林水産課 |
| 石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業・河川 応急) | | | 石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定される。また、再び起立しない状態となれば、営農への影響が懸念される。(国55%、県37%、市4.8%、地元3.2%)総事業費780,000千円 | R2以前～ R7 | 6,240 | 農林水産課 |
| 防災重点ため池等廃止事業 | 1-(2) | | 防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されてないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。 | R2以前～ R4 | 25,500 | 農林水産課 |
| 土地改良区等推進補助金 (追加) | | | 高千帆土地改良区が維持管理している排水機場等の土地改良施設について、令和4年度から管理業務について業者委託することとなったが、電気主任業務については個人に委託を継続をしていた。しかし、令和5年度より一般財団法人中国電気保安協会に委託することとなったため。 | R4～ R10以降 | 498 | 農林水産課 |
| 農業用ため池管理事業 | | | 農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、ため池の維持管理が義務化された。防災重点ため池等のうち、管理者不明箇所及び市所有箇所について、維持管理が必要になるため、年次的に維持管理を行う。 | R5～ R10以降 | 434 | 農林水産課 |
| 単市土地改良整備事業 (追加) | | | 簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 農林水産課 |
| 積算システム更新事業 | | | 土地改良事業、災害復旧事業の工事発注の際に、山口県農業農村整備事業積算システム(リーザ)を使用し積算を行っている。山口県土地改良事業団体連合会と委託契約し保守管理業務を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 295 | 農林水産課 |
| 地方卸売市場管理事業 | | | 令和4年度より民間会社に市場施設を貸し付け、民間会社による市場運営を行っていることより、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。 | R1以前～ R9以降 | 939 | 農林水産課 |
| 市有林・林道管理事業 | | | 林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,375 | 農林水産課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-------|
| 森林災害対策事業 | | | 市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。 | R2以前～ R10以降 | 528 | 農林水産課 |
| 有害鳥獣捕獲事業 | | | 農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務委託を行う。近年、特にイノシシによる被害が多発しており、その対応を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託する。 | R2以前～ R10以降 | 917 | 農林水産課 |
| 有害鳥獣捕獲奨励事業 | | | 農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業実施主体とし、有害鳥獣を山陽小野田市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対し補助金を交付する。また、令和4年度から近年増加しているヌートリアについても対象とし、被害防止に努める。 | R2以前～ R10以降 | 1,315 | 農林水産課 |
| 有害鳥獣防護柵等設置事業 | | | 山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。 | R2以前～ R10以降 | 1,500 | 農林水産課 |
| 有害鳥獣対策協議会支援事業 | | | 鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費の一部又は全部について、予算の範囲内で補助する。 | R2以前～ R10以降 | 27 | 農林水産課 |
| 有害鳥獣捕獲奨励事業 (臨時分) | | | 増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。さらには、近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金の対象とし、被害防止に努めている。また、被害防止計画の捕獲計画数を達成できるよう見直しを行いながら捕獲を奨励していく。 | R2以前～ R10以降 | 1,797 | 農林水産課 |
| 有害鳥獣捕獲事業(臨時) | | | 農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託しているが、近年、イノシシによる被害が多発しており、市街地で有害鳥獣の出没情報が多発している。それに伴い、捕獲事業での現地確認やわな設置、見回りの回数も増加するため、出勤回数等に見合った委託料とし、有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図る。 | R5～ R10以降 | 200 | 農林水産課 |
| 有害鳥獣対策協議会支援事業(臨時) | | | 鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費について補助しているが、被害防止計画に基づいてICTわなを購入(国交付金事業)することに伴い通信料を支払う必要がある。また、有害鳥獣捕獲時に装着する腕章の更新、追払備品の充実が必要であるため、協議会補助金を増額し、鳥獣被害対策を推進していく。 | R5～ R10以降 | 358 | 農林水産課 |
| 鳥獣被害対策実施隊整備事業 | | | 現在、鳥獣被害対策実施隊(市職員)では有害鳥獣の出没通報があった場合に現地に出動し、鳥獣の追払いをしている。なお、電動ガンやスリングショットを用いての追払い時には実施隊員活動中であることを明確にすることを求めらるのでベストを着用することとする。 | R5～ R10以降 | 42 | 農林水産課 |
| 埴生漁港整備事業 | | | 漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。 | R2以前～ R10以降 | 50,541 | 農林水産課 |
| 漁港施設管理事業 | | | 市内の漁港について、維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 600 | 農林水産課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|--------------|
| 護岸等補修事業 | | | 市内4漁港は築造後年数が経過し、老朽化が激しい。定期的・計画的に補修工事を行うことで、施設の長寿命化及び改修に係るコストダウンを図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,000 | 農林水産課 |
| 機構集積支援事業(農地 利用状況調査等) | | | 農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。 | R1以前～ R9以降 | 457 | 農業委員会 事務局 |
| (3)需要に応える生産力の強化 | | | | | | |
| 地産地消推進補助事業 | | | 旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織。J A、県、市場、企業がこれを推進している。 | R2以前～ R10以降 | 300 | 農林水産課 |
| 農林水産まつり補助事業 | | | 農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベント。安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進するための絶好の機会である。 | R2以前～ R10以降 | 150 | 農林水産課 |
| 食品加工指導推進補助事業 | | | 平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は21名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 18 | 農林水産課 |
| 野菜価格安定化事業 | | | 指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。 | R2以前～ R10以降 | 50 | 農林水産課 |
| 魚食普及推進協議会支援事業 | | | 地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。 | R2以前～ R10以降 | 23 | 農林水産課 |
| (4)地域ブランドの推進 | | | | | | |
| 圏域内道の駅等連携農林水産物販路拡大プロジェクト | | | 圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。 | R2以前～ R10以降 | 50 | 農林水産課 |
| 基本施策25 観光・交流の振興 | | | | | | |
| (1)観光・交流資源の整備・充実 | | | | | | |
| 観光資源整備事業 | | | 標高324mの松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。 | R2以前～ R10以降 | 417 | シティセールス課 |
| 産業観光振興事業 | | | 宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。 | R2以前～ R10以降 | 600 | シティセールス課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------|-------|-----------|--|----------------|-------------------------|----------|
| 山口県央連携都市圏域事業 | | | 7市町(本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町)で構成する山口県央連携都市圏域においては、圏域が目指す将来像を「互いの個性と魅力を高め、交流や雇用が生まれ、あらゆる地域に定住できる連携都市圏域」に向けて、令和4年度からの5年間の取組を「第2期山口県央連携都市圏域ビジョン」としており、この中で掲げられた4つの重点プロジェクトの一つである「観光地域づくり」を推進していく。「観光地域づくり」における今年度の取組では、「コロナ禍における集中的な対策」及び「圏域内交流の更なる促進に向けた取組」として、山口ゆめ回廊博覧会を通じて築いたまち歩き観光のコンテンツや受入体制を生かした圏域版マイクロツーリズムの取組を実施し、圏域内の周遊促進を図る。また、令和4年度に実施した「山口ゆめ回廊圏域住民周遊促進事業」を令和5年度も継続して実施する。 | R4～ R10以降 | 2,158 | シティセールス課 |
| 広域連携強化推進事業 | | | JR美祢線利用促進協議会(構成市/長門市、美祢市、山陽小野田市)におけるイベント等の企画・運営に参加し、広域で交流人口の増加を図る。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | シティセールス課 |
| 山陽小野田名産品活用促進事業 | | | 山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西山口県同郷会での広報宣伝活動を行い、名産品の認知度向上及び販路拡大を図る。また、新たな名産品の発掘や認定に取り組むことで、名産品の認知度向上及び販路拡大を目指す。 | R2以前～ R10以降 | 151 | シティセールス課 |
| きららビーチ焼野管理事業 | | | きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安心かつ快適に利用できるよう、適正に管理する。 | R2以前～ R10以降 | 37 | 土木課 |
| (2)情報発信・誘客体制の強化・充実 | | | | | | |
| 国際観光推進事業 | | | 山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等62団体・企業(令和4年3月現在))と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。令和5年度は、新型コロナウイルス感染収束後に増加が見込まれる訪日旅行客を本県に確実に取り込むため、「山口県の認知度向上」、「本県宿泊旅行商品の造成促進」の2つを重点項目として、東アジア地域からの誘客の更なる拡大を図るとともに、東南アジアや欧米など新たな市場からの誘客にも取り組む。 | R2以前～ R10以降 | 200 | シティセールス課 |
| 観光宣伝タイアップ事業 | | | 山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。当該連盟では、県の新たな観光振興計画である「新たな観光県やまぐち創造プラン」に基づき、新たなニーズを捉えた持続可能な観光地域づくりに取り組むとともに、観光客の心をつかむ戦略的なプロモーションを展開していく。 | R2以前～ R10以降 | 797 | シティセールス課 |
| 観光プロモーション事業 | 3-(1) | | 当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。令和5年度の取組は、次のとおりである。 ①観光パンフレット「スマイルスポット」を20,000部増刷し、公共施設、市内観光事業所、公共交通機関のほか、各種イベント等で配布し、認知度向上及び市内周遊を促す。②山陽小野田観光協会に補助金を交付し、R4年度に引き続き、同協会インスタグラムを活用した「インスタグラムハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,710 | シティセールス課 |
| 観光物産宣伝事業 | | | 山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等287会員(令和4年3月現在))と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。令和4年度は、「県物産」の紹介、宣伝、あっせん等による販路の拡大に引き続き取り組んでいくとともに、品質の向上と新商品の開発を推進し、県物産の一層の振興を図っていく。 | R2以前～ R10以降 | 12 | シティセールス課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-------|-------------------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 第二次山陽小野田観光振興プラン策定事業 | | | 第二次総合計画の観光分野に関する個別計画として、施策を計画的に推進するとともに、多様な関係者が協創して取り組んでいくための指針として令和2年3月に山陽小野田市観光振興プランを策定した。当該プランは令和8年3月に終期を迎えることや、上位計画である第二次総合計画の基本計画(後期計画)との整合性を図る上で、令和7年度中に新たなプランとなる第二次山陽小野田観光振興プランを策定する。 | R4～ R7 | ゼロ予算 | シティセールス課 |
| ゴルフ場PR事業 | 3-(1) | | 当該事業では、本市における観光資源の1つである「ゴルフ場」にスポットを当て、本市を「ゴルフのまち」としてPRすることにより、本市の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。 令和5年度は、市内6か所のゴルフ場の特色が分かるリーフレットを作成し、市内ゴルフ場のほか、山陽小野田市観光振興プランで設定した県内、北部九州エリアのゴルフ練習場での情報発信の強化を図る。また、市外及び県外における観光PRイベントにおいても、リーフレットを活用し、積極的にゴルフ場のPRを行うこととする。 併せて、ゴルフ場施設において、観光PRポスターや観光パンフレット等の掲出を行い、市内への観光周遊を促す。 | R5～ R10以降 | 1,000 | シティセールス課 |
| 観光協会運営支援事業 | | | 観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会(構成/138会員/個人会員36、団体会員102(令和5年3月現在))の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。 当観光協会の令和5年度と取組では、昨年度に引き続き、リニューアルしたホームページと合わせた効果的な情報発信やInstagramを活用して積極的に情報発信を行っていく。 | R2以前～ R10以降 | 2,332 | シティセールス課 |
| 観光誘客宣伝事業 | | | 山陽小野田観光協会の情報発信経費について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、Instagram等)による観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することに加え、観光パンフレットやノベルティグッズ(ウェットティッシュ、手さげ袋、PRキャラクターシール等)を作成し、イベント参加者に対し配布することで本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。 | R2以前～ R10以降 | 657 | シティセールス課 |
| 観光ボランティアガイド活動支援事業 | | スマイル エイジ ング | 山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 100 | シティセールス課 |
| ゆめ散歩プログラム持続的実施事業 | | | 令和3年度の山口県連携都市圏域(7市町)周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」では、山陽小野田市主体事業として、ゆめ散歩造成事業(6プログラム)及び地域資源活用事業(2プログラム)を造成した。 これらのプログラムは、地域資源を組み合わせた魅力的なものであり、交流人口の増加を図ることができるため、山陽小野田観光協会の主催事業「スマイルゆめ散歩」として実施する。 | R4～ R6 | 98 | シティセールス課 |
| おもてなしサポーター育成事業 | | スマイル エイジ ング | 市内観光関係事業所及び個人を対象に研修会を実施し、本市の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、観光客へのホスピタリティの向上を図る。 また、新たにおもてなしサポーターになった事業所には、「ミニ観光案内所」のぼり旗と観光パンフレット等を配布し、事業所を訪れた方に観光案内を行ったり、観光情報を発信してもらい、観光客へのホスピタリティの向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 100 | シティセールス課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------|------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 基本施策26 学校教育の推進 | | | | | | |
| (1)心に寄り添う学校づくりの推進 | | | | | | |
| いじめ防止対策推進事業 | | | 平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて、教育委員会において「いじめ防止基本方針」が策定された。その基本方針では、いじめ対策を推進していく機関として、学校に「いじめ対策委員会」、教育委員会に「いじめ問題対策協議会」・「いじめ対策本部」、市長部局に再調査を行う機関として「いじめ調査検証委員会」を設置することとなり、この基本方針に基づき、重大事案が発生した際に迅速に対応するため、「いじめ調査検証委員会」を附属機関として設置した。 | R2以前～ R10以降 | 100 | 総務課 |
| スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業 | | | 小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整えます。 | R2以前～ R10以降 | 1,360 | 学校教育課 |
| いじめ防止対策推進事業 | | | いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進めます。 | R2以前～ R10以降 | 152 | 学校教育課 |
| いじめ・不登校に対する支援事業 | | スマイル エイジ ング | 臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 19,894 | 学校教育課 |
| 心の支援室リース車更新事業 | | | 心の支援室の職員が学校訪問や家庭訪問のために使用しているリース車2台のリース契約の更新を行う。 | R2以前～ R10以降 | 421 | 学校教育課 |
| 不登校児対策事業 | | | いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、社会的自立や学校復帰を図る。 社会福祉法人小野田陽光園に業務委託。 | R2以前～ R10以降 | 2,033 | 学校教育課 |
| 少年安全サポーター配置事業 | | | 学校が実施する交通安全や生活安全に係る取組を充実させるとともに、学校内外における安心・安全な環境を整えるため少年安全サポーターを配置する。 | R2以前～ R10以降 | 3,379 | 学校教育課 |
| (2)教育環境の向上 | | | | | | |
| 総合教育会議 | | | 市長と教育委員会が一致して教育行政にあたることができるよう、総合教育会議を開催する。教育大綱の策定のほか、教育の環境整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うことにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、共有する。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| 私立幼稚園振興事業 | | | 私立幼稚園が幼児教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成する。 | R2以前～ R10以降 | 648 | 教育総務課 |
| 埴生幼稚園施設管理事業 | | | 比較的広域でありながら私立幼稚園がない埴生地区において幼児が身近に幼児教育を受けられるよう、また、公立ならではのサービスを希望する他の地区に在在する幼児も等しく同じ教育を受けられるよう、埴生幼稚園施設の適切な運営と維持・修繕を行う。 | R2以前～ R10以降 | 2,914 | 教育総務課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 通学援助事業 | | | 厚狭小学校は昭和50年3月に川上・森広分校が閉校され当時1年生から4年生までの児童が在籍し、埴生小学校では、昭和51年3月に福田分校が閉校され1年生と2年生の児童が在籍していた。閉校時に分校に関する協定書を締結し厚狭小学校は小学校4年生までの児童、埴生小学校は2年生までの児童を送迎することとし、バスの無料バスカードを発行している。令和2年度より、両校の対象地区の全学年を対象を拡大し、通学路の安全の確保を図るとともに、通学費の保護者負担を軽減する。 | R2以前～ R10以降 | 560 | 教育総務課 |
| 学校施設管理事業 | | | 小・中学生が安全で良好な環境の中で学び、成長できるようにするため、小・中学校の施設の適切に管理する。 | R2以前～ R10以降 | 214,086 | 教育総務課 |
| 学校施設小規模改修事業 | | | 学校施設に不具合が生じた時、元通りに修繕するより、造り直した方が利便性の向上や維持費の低減を実現できる場合、修繕せずに改修する。 | R2以前～ R10以降 | 11,490 | 教育総務課 |
| 学校設備更新事業 | | | 学校の電話設備及び放送設備は、安定した学校運営をするために欠かせない設備である。製造から15年以上経過し、部品の生産が中止され、修理できない設備があるので、これを更新する。 | R2以前～ R10以降 | 2,604 | 教育総務課 |
| 小学校遊具補修・更新事業 | | | 各小学校に共通して設置する必要がある遊具のうち、経年劣化により腐食している遊具を補修・更新し、子どもたちの安全を確保する。令和5年度は有帆小学校の鉄棒を更新する。また、小学校による日常点検に加え専門業者により年1回定期点検を実施し腐食等の異常を事前に察知し事故防止を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,796 | 教育総務課 |
| 学校和式トイレ洋式化事業 | | | 家庭では洋式トイレが一般化しており、和式トイレの使用に不慣れな小・中学生や和式トイレの使用が困難な避難住民等の負担軽減を図るため、トイレの洋式化を進める。 | R2以前～ R10以降 | 4,440 | 教育総務課 |
| 空調機器フロン排出抑制 法保守点検業務 | | | 平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行され、機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が一定規模以上の機器について、定期点検の実施が義務付けられた。高千帆小学校、本山小学校、厚陽小学校の3校に対象空調が各1台ずつ(計3台)あるため、専門家による3年に1回の定期点検を実施する。(令和2年度実施) | R2以前～ R10以降 | 132 | 教育総務課 |
| 普通教室等空調設備設置 事業 | | | 小中学校に現在設置されている保健室等のエアコンが更新時期を迎えているため計画的に更新を行う。(令和3年度は職員室、校長室等で6台故障) | R2以前～ R10以降 | 1,200 | 教育総務課 |
| 屋内運動場照明器具LED 化改修事業 | | | 小・中学校の屋内運動場の照明器具において、現在は電球が切れた際、職員が中央図書館の昇降機を使用し、1球1球交換しており、中学校の屋内運動場については昇降機が届かない学校が多く、手間がかかり非常に危険である。なお、水銀灯は2020年に製造中止となるため水銀灯の使用はできなくなる。(令和3年中には水銀灯の入手が困難になり在庫での対応となっており、令和5年には学校の在庫もなくなる。)照明器具をLED化にすることにより、照明器具の長寿命化、機能の質的向上に繋がる。 | R5～ R10以降 | 25,871 | 教育総務課 |
| 竜王中学校階段昇降機設 置事業 | | | 令和4年度より竜王中学校に身体不自由な生徒が入学する。竜王中学校の管理特別教室棟1階に特別支援学級、多目的トイレがあるが、音楽室、図書室などの特別教室は管理特別教室棟2階にあり、生徒一人では階段を昇降することが困難なため階段昇降機をレンタルする。(令和6年度まで) | R4～ R6 | 624 | 教育総務課 |
| 学校施設改修事業(臨時) | | | 学校施設の多くは老朽化が進み、不具合が発生している。不具合の発生した箇所が改修が必要な場合、緊急度に応じて計画的に工事を行う。また、学校等の要望により施設の解体や新設等を行う必要がある場合も計画的に工事を行う。 | R5～ R10以降 | 2,752 | 教育総務課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|----------|
| 屋内運動場長寿命化改修事業 | | | 昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備された本市の学校施設は、今後10年から20年間に一斉に更新時期を迎え、改修や維持管理等に多額の経費を要することが想定されます。また社会情勢の変化に伴い、教育内容・方法の多様化、防災機能の向上など学校施設に対するニーズが大きく変化しており、これらに対応した学校施設の整備が求められています。このことにより中長期的な維持管理に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保するために「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき屋内運動場の長寿命化改修を行う。 | R4～ R10以降 | 46,000 | 教育総務課 |
| 学校施設跡地維持管理事業 | | | 平成24年度に旧厚陽中は厚陽小・中学校に令和2年度に旧植生小学校は植生小・中学校となり現在の場所に移転した。令和4年度からは津布田小学校が植生小・中学校に統合される。法面を含む学校敷地の管理は地元からの要望も強く、適切に管理を行う必要がある。 | R4～ R10以降 | 500 | 教育総務課 |
| 学校配膳室冷蔵庫更新事業 | | | 市内の小中学校の配膳室に設置している牛乳保冷库及び冷凍冷蔵庫の中には、購入後、長年経過しているものも多く、故障した場合、メーカーが部品を製造中止しているものがあり修繕が出来ないものがある。各小中学校の配膳室の牛乳保冷库及び冷凍冷蔵庫は、納入業者から直接学校に納入される牛乳やデザート等の冷凍冷蔵保存に必要不可欠であり、学校給食を安全で安定的に提供するため、計画的に更新していく必要がある。 | R3～ R10以降 | 1,672 | 教育総務課 |
| 植生小学校スクールバス運行事業 | | | 令和3年度末で津布田小学校は閉校し、津布田小学校児童はスクールバスを利用して植生小・中学校に通学することとなる。スクールバスの運行における必要経費について計上する。 | R3～ R10以降 | 5,996 | 教育総務課 |
| 私立高等学校振興事業 | | | 私立学校が公教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成する。 | R2以前～ R10以降 | 1,800 | 教育総務課 |
| 学校給食実施事業 | | スマイル エイジ ング | 学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 139,685 | 学校給食センター |
| 学校給食費管理事業 | | | 学校給食費の管理・徴収業務などを行う。 | R2以前～ R10以降 | 266,269 | 学校給食センター |
| 住民情報系システム帳票アウトソーシング事業 | | | 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R3～ R10以降 | 880 | 学校給食センター |
| 幼稚園給食実施事業 | | | 安心・安全な給食を実施するとともに、園児や保護者への食育を推進する。 | R3～ R10以降 | 1,320 | 学校教育課 |
| 幼稚園医設置事業 | 2-(3) | | 学校保健安全法に基づき、植生幼稚園に学校医と学校歯科医及び薬剤師を置き、園児及び就園予定者の健康管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 255 | 学校教育課 |
| 教科書採択に係る諸会議開催事業 | | | 小・中学校で使用する教科書は、4年毎に改訂される。令和5年度は、令和6年度から使用を開始する小学校の教科書の採択(調査研究・選定)を実施するため、山陽小野田市と宇部市で共同で設置する教科書研究調査委員会と、本市のみで設置する選定委員会を開催する。 | R2以前～ R10以降 | 65 | 学校教育課 |
| 小学校教育振興事業(単独) | | | 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、小学校に通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。 | R2以前～ R10以降 | 15,942 | 学校教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|-------|--------------------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 中学校教育振興事業(単独) | | | 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、中学校に通う生徒が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。 | R2以前～ R10以降 | 11,718 | 学校教育課 |
| 教育系ネットワーク保守管理事業 | | | ネットワーク内のパソコン等の機器を管理システムを使用して集中管理し、安定した運用を行えるようにする。また老朽化したネットワーク機器の修繕と交換を行う。 また、ADサーバは、パソコンの集中管理を行うために必要なサーバであり、ユーザ認証、グループポリシーの適用なども管理している。グループウェアサーバの機能も搭載しており、教育系の管理には必須の重要なサーバであるため、適切な保守管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 2,143 | 学校教育課 |
| パソコン利用に係るフィルタリング及びウイルス対策事業 | | | 学校に設置している教職員用のパソコンと児童生徒用のパソコンは、業務や授業でインターネットに接続する機会が多い。使用用途に応じたフィルタリングとウイルス対策を行い、有害情報への接触やパソコンのウイルス感染を防ぐ。 | R2以前～ R10以降 | 2,642 | 学校教育課 |
| GIGAスクール推進事業 | 2-(2) | デジタル 化 | 児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置する。また、ヘルプデスクの設置やWi-Fiルーターの貸与など、家庭におけるICTの活用を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 42,083 | 学校教育課 |
| 学校図書システム更新事業 | | デジタル 化 | 小学校や中学校の学校図書館と山陽小野田市公立図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない図書を他校や公立の図書館から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを図る。 | R4～ R10以降 | 5,250 | 学校教育課 |
| 埴生幼稚園栄養管理ソフト導入事業 | | デジタル 化 スマイル エイジン グ | 埴生幼稚園に栄養管理ソフトを活用し、食物アレルギーの管理、園児の状況に応じた献立の工夫など、安心・安全な給食の提供や食育の充実を図る。 | R4～ R9以降 | 40 | 学校教育課 |
| 授業目的公衆送信補償金制度実施事業 | | | 遠隔授業等で著作物をインターネット経由で利用する場合は、令和3年度以降、文化庁長官が指定する指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」に補償金を支払うことで、教科書等の様々な資料を円滑に使用することができる。この制度を活用することで、ICT(情報通信技術)を活用した著作物の教育利用の推進を図る。 | R3～ R10以降 | 701 | 学校教育課 |
| 統合型校務支援ツール導入事業 | | | 統合型校務支援システムの導入により、情報の一元管理・再利用による校務の効率化に加えて、校務だけでなく校務以外のさまざまな情報をつなぎ、一人一人の子どもに紐づく情報を多面的に可視化することで、エビデンスに基づく個に応じた指導や、組織的な学級運営・学校経営を支援する。 | R5～ R10以降 | 1,839 | 学校教育課 |
| 特別支援教育支援員配置事業 | | | 特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校に、特別支援教育支援員を配置し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級・学校運営の安定化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 8,756 | 学校教育課 |
| 特別支援補助教員配置事業 | | | 障害の程度が重い児童が在籍する赤崎小・松原分校に特別支援補助教員を配置して、学習支援や生活支援を行い、支援の充実を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,211 | 学校教育課 |
| 教職員の資質向上関連経費 | | | 本市の教育の深化・充実のために、中核となる教職員を市外における先進的な取組を行っている学校に研修派遣する。 | R2以前～ R10以降 | 36,519 | 学校教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 外国語教育推進事業 | 2-(2) | | ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図る。令和5年度からは、ALTの配置を5人から4人に減員し、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。 | R2以前～ R10以降 | 18,321 | 学校教育課 |
| 学校司書配置事業 | 2-(2) | | 読書活動充実のため、全ての小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館における環境整備、読書機会創出などの読書活動の推進や授業補助により、学校図書館の活用促進を図る。 | R2以前～ R10以降 | 33,280 | 学校教育課 |
| 教員業務支援員配置事業 | | | 教員の働き方改革の取組として、教員業務支援員を配置し、学校の事務的業務を補助することにより、教員の時間外在校等時間の削減を図る。 | R2以前～ R10以降 | 6,295 | 学校教育課 |
| 学校医、学校薬剤師配置事業 | | | 学校保健安全法に基づき、小中学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置き、児童生徒の健康管理を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 14,128 | 学校教育課 |
| 児童生徒及び教職員健康診断事業 | | スマイル エイジン グ | 学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 13,573 | 学校教育課 |
| 小・中学校体育振興事業 | | スマイル エイジン グ | 学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 1,302 | 学校教育課 |
| 健康診断器材の滅菌消毒業務委託 | | | 学校の健康診断で使用される医療器材(鼻鏡・歯鏡)の新型コロナウイルス感染症等のウイルス感染を回避するため、滅菌をする専門業者に委託し、安全な運用・管理を行うことで、感染症予防の強化を図る。 | R3～ R10以降 | 1,064 | 学校教育課 |
| 通学路安全対策推進事業 | | | 「通学路交通安全プログラム」では、各学校が実施した通学路の安全点検の結果を警察・道路管理者等の関係機関の出席する通学路安全推進会議において検討、現地視察等を行い、その結果は、市ウェブページで公表する。 | R2以前～ R10以降 | 4 | 学校教育課 |
| (3)指導内容・方法の工夫 | | | | | | |
| 生活改善・学力向上プロジェクト事業 | 2-(2) | スマイル エイジン グ | 全ての小・中学校において、授業開始前に「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」を目的としたモジュール学習を実施。児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 学校教育課 |
| 小中一貫教育推進事業 | | | 小中一貫の充実を図るため、厚陽小学校と厚陽中学校、植生小学校と植生中学校において教職員を対象とした研修や小中での乗り入れ授業等を実施する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 学校教育課 |
| 子ども市民教育推進事業 | 2-(2) | スマイル エイジン グ | 児童生徒の本市への理解を深め、愛着を図るため。市職員等による本市の特色や公共の仕組み等に関連した出前授業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 50 | 学校教育課 |
| 心ときめき教室開催事業 | | スマイル エイジン グ | 児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。 | R1以前～ R9以降 | 523 | 学校教育課 |
| 小学校社会科副読本デジタル化事業 | | デジタル 化 | 小学校3・4年生の社会科学習において活用している。地域を教材化した副読本「はっけん!山陽小野田」を、令和5年度は新学習指導要領を踏まえて改訂するとともに、1人1台端末で活用できるようにデジタル教科書化する。 | R5～ R10以降 | 9,215 | 学校教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| キャリア教育推進事業 | 2-(2) | | 学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図るため、本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。 | R3～ R10以降 | 660 | 学校教育課 |
| スマイル・サイエンス事業 | 2-(2) | 理科大 | 科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図るため、山口東京理科大学キャンパスを会場とし科学科学作品展を開催する。 | R3～ R10以降 | 565 | 学校教育課 |
| 青少年劇場・巡回芸術劇場公演事業 | | | 市内の小中学校において児童が芸術文化に触れる機会を充実させるため、山口県と市の共同主催で毎年2校ずつ、音楽、伝統芸能、演劇などの鑑賞会を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 353 | 学校教育課 |
| 楽器購入事業 | | | 市内の小・中学校及び埴生幼稚園の楽器が老朽化しているため、令和4年度から令和6年度の3年間で寄附金を活用して楽器を購入し、音楽教育の充実を図る。 | R4～ R6 | 5,551 | 学校教育課 |
| 図書購入事業 | | スマイル エイジ ング | 多くの子どもたちが読書に魅力を感じるために、多様な興味に応えられる図書の充実が図れるよう、市民からの寄附金を活用して、令和5年度から令和6年度の2年間をかけて、いろいろな種類の図書を整備し、意欲的な学習活動や読書活動を推進する。 | R5～ R6 | 1,250 | 学校教育課 |
| (4)学校間連携教育の推進 | | | | | | |
| 山口東京理科大学連携事業 | | 理科大 | 市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| 幼保・小連携事業 | | | 市内すべての幼稚園・保育園・小学校の代表者を集めた幼児育成協議会を開催し、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行うことの必要性・方法などについて協議、有識者の講演等を行い、幼児教育と初等教育の円滑な接続を図る。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 学校教育課 |
| 基本施策27 社会教育の推進 | | | | | | |
| (1)社会教育活動の推進 | | | | | | |
| 社会教育関連事業 | | | 学校支援等社会教育関連事業の情報提供、県からの派遣社会教育主事の経費負担、通信料等、その他個別の事業を除く社会教育に係る活動及び経費を位置づけているもの。 | R2以前～ R10以降 | 4,054 | 社会教育課 |
| 社会教育委員会議開催事業 | | | 社会教育に関する協議のほか、教育委員会の指針に基づき、調査・研究を行う。 年2回～3回程度開催。 | R2以前～ R10以降 | 244 | 社会教育課 |
| 社会教育推進事業(地域交流センター分) | 2-(3) | スマイル エイジ ング | 11館ある本市民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。 | R4～ R10以降 | 4,217 | 社会教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------|-------------------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 成人の日記念事業 | | | 民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、従来通り二十歳を迎える人々を対象とし、成人の日記念事業として「二十歳のつどい」を開催する。対象者を祝福するとともに、式典等を通して大人としての自覚を促す。コロナウイルス感染症対策として、式典、記念行事等は地域別に午前、午後の2部制で行う。 | R2以前～ R10以降 | 738 | 社会教育課 |
| 花いっぱい運動事業 | | | 環境美化と花の生育を通して、地域の「輪づくり」を進めるため、花いっぱい運動に取り組んでいる。また、苗の無料配布により花壇づくりを奨励、春・秋の花壇コンクールで優秀な団体や個人を表彰することで、参加者の意欲を高め、最終的に街の景観美化につながることを期待している。 | R2以前～ R10以降 | 821 | 社会教育課 |
| 社会教育関係団体等の育成・支援事業 | | スマイル エイジン グ | 社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援している。また、市条例に基づき少年団等への助成を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 1,547 | 社会教育課 |
| 宿泊研修施設きらら交流館維持管理事業 | | | 令和4年度末できらら交流館の指定管理者制度を中断する。休館中は、市の直営となるため施設の維持管理を行う。 | R5～ R7 | 4,430 | 社会教育課 |
| 宿泊研修施設きらら交流館敷地内安全管理事業 | | | 休館中のきらら交流館敷地内の安全管理を行う。無人の館内に自由に出入りできないよう周辺にフェンスや防犯カメラを設置し、安全対策を行う。 | R5～ R10以降 | 1,430 | 社会教育課 |
| 青年の家管理運営事業 | | | 山陽地域の重要なスポーツ拠点施設として、活用が図られている。天文館については令和5年3月末で閉館するため、プラネタリウム事業も廃止となる。 | R2以前～ R10以降 | 6,961 | 社会教育課 |
| 津布田会館管理運営事業 | | | 津布田会館は、地元からの要望により平成7年に建設され、当初から管理運営を地元へ委託している学習共用施設である。協創によるまちづくりの拠点施設として、令和4年度から公民館が地域交流センターとなり市長部局へ移管されたが、現段階では津布田地域は地域運営組織の設置が見送られており、移管される予定はない。 津布田地域の住民は、今後も津布田会館の存続を要望しており、社会教育課において交流や集いの場の提供をしていくとともに、津布田地域の学びの場をより充実させ、地域課題の解決に向けた人材の発掘・育成を行うこととする。 「地域づくり」に関与できる「人づくり」に取り組んでいく必要があるため、今後も、従来通り地域へ管理・運営を委託し、地域が自走できるよう支援を行っていく。 | R4～ R10以降 | 3,657 | 社会教育課 |
| 社会教育主事資格取得事業 | 1-(1) | スマイル エイジン グ | 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。 | R2以前～ R10以降 | 335 | 社会教育課 |
| マタニティ・ブックスタート事業 | 2-(1) | スマイル エイジン グ | 妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。 | R2以前～ R10以降 | 671 | 中央・厚狭図書館 |
| 子ども読書活動推進計画推進事業 | 2-(3) | スマイル エイジン グ | 全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。 令和4年度に策定した「子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃながくのおはなし会」等を行う。 | R2以前～ R10以降 | 123 | 中央・厚狭図書館 |
| 子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分) | 2-(3) | スマイル エイジン グ | 「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するための事業を行う。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」等、切れ目のない読書活動を推進する。 令和4年度に策定した「子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき計画を推進していく。 | R2以前～ R10以降 | 211 | 中央・厚狭図書館 |
| 読書会等読書普及事業 | | スマイル エイジン グ | 読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。 | R2以前～ R10以降 | 561 | 中央・厚狭図書館 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------------|-------|--------------------------------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 中央図書館管理事業 | | スマイル エイジ ング | 市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各地域交流センターや山口東京理科大学等へ圖書の配本や回収を行う。 | R2以前～ R10以降 | 22,839 | 中央・厚狭図書館 |
| 厚狭図書館管理事業 | | スマイル エイジ ング | 市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各地域交流センターや児童クラブ、福祉施設等へ圖書の配本や回収を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,020 | 中央・厚狭図書館 |
| 図書資料購入事業 | 2-(3) | スマイル エイジ ング | 近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。 | R2以前～ R10以降 | 15,901 | 中央・厚狭図書館 |
| 図書館システム管理事業 | | | 図書館の資料は多種多様にわたることから、貸出、返却、予約、蔵書検索等の業務を迅速かつ確実に、利用者へのサービス向上を図るため、図書館情報システムを業者から借り受ける。 R4年3月に更新した新しいシステムを活用する。 | R2以前～ R10以降 | 10,858 | 中央・厚狭図書館 |
| 電子書籍購入事業 | 2-(3) | デジタル 化 スマイル エイジ ング | 令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、利用者を確保するため、電子書籍のコンテンツを更に充実する必要がある電子書籍を年次的に購入する。 | R3～ R10以降 | 3,660 | 中央・厚狭図書館 |
| 中央図書館照明器具改修工事事業 | | | 中央図書館の照明設備は、開館27年を経過し、照明器具が老朽化していることから、照明器具をLED照明に更新する。令和5年度は実施設計を行う。 | R5～ R6 | 2,640 | 中央・厚狭図書館 |
| 中央図書館椅子買替事業 | | | 中央図書館は開館後27年を経過しており、椅子・ソファが劣化してきている。状態の悪いものについて計画的に更新していく。 | R2以前～ R5 | 731 | 中央・厚狭図書館 |
| 中央図書館施設整備事業 | | | 中央図書館は開館後27年を経過しており、設備において老朽化により修繕等が必要となってきている。 修繕等が必要な箇所について、計画的に修繕等を行う。 | R5～ R6 | 218 | 中央・厚狭図書館 |
| (2) 青少年健全育成活動の推進 | | | | | | |
| 青少年育成協議会運営事業 | | | 協議会を通して、青少年の健全育成に関する諸事業を実施している。また「夏休み親子木工教室」等の体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行っている。 | R2以前～ R10以降 | 92 | 社会教育課 |
| 青少年問題協議会運営事業 | | | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立のために必要な調査審議及び施策の実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整等を行う。 もって青少年の規範意識や自立心の醸成を図る。 | R2以前～ R10以降 | 184 | 社会教育課 |
| 青少年育成センター運営事業 | | | 規則により設置されているセンターで、青少年健全育成事業、相談、補導、環境浄化等を所掌事務としている。 主に、補導員による夜間の街頭補導や、朝夕のあいさつ等の声かけを行っている。 | R2以前～ R10以降 | 1,821 | 社会教育課 |
| 基本施策28 次世代の学校・地域創生の推進 | | | | | | |
| (1) 学校・家庭・地域の連携の推進 | | | | | | |
| コミュニティ・スクール推進事業 | 2-(3) | スマイル エイジ ング | 学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、協働し、学校運営の質の向上が図れるよう、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。 | R2以前～ R10以降 | 180 | 学校教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-------|
| スクールアドバイザー配置 事業 | 2-(3) | スマイル エイジン グ | コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。 | R2以前～ R10以降 | 1,914 | 学校教育課 |
| 地域学校協働活動推進事 業 | 2-(3) | スマイル エイジン グ | 従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。 | R2以前～ R10以降 | 5,303 | 社会教育課 |
| 放課後子供教室事業 | 2-(3) | スマイル エイジン グ | 「放課後子ども教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。 | R2以前～ R10以降 | 2,173 | 社会教育課 |
| 家庭教育支援事業 | 2-(3) | スマイル エイジン グ | 家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 355 | 社会教育課 |
| 家庭教育支援事業(中学 校区分) | 2-(3) | スマイル エイジン グ | 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。 | R2以前～ R10以降 | 60 | 社会教育課 |

基本施策35 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

(1)山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

| | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|---|---------------|-----------|-------|
| 公立大学法人山口東京理 科大学授業料等減免補助 事業 | | | 大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が行う授業料等減免について、同法第10条第3号の規定に基づき、公立大学法人の設立団体である市が当該減免に要する費用を支弁するもの。 | R2～ R9以降 | 103,917 | 大学推進室 |
| 公立大学法人山口東京理 科大学運営費交付金事業 | | | 地方独立行政法人法第42条に基づき、山陽小野田市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務の財源に充てるために、運営費交付金を交付する。 | R1以前～ R9以降 | 1,743,628 | 大学推進室 |
| 公立大学法人山口東京理 科大学運営基金積立事業 | | | 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の健全な運営等を支援するため、山陽小野田市公立大学法人運営基金条例に基づき基金を設置し、計画的に積み立てを行う。 | R1以前～ R9以降 | 102,824 | 大学推進室 |
| 公立大学法人山口東京理 科大学施設整備事業 | | | 平成28年4月に公立化した山陽小野田市立山口東京理科大学の教育研究活動に必要な校舎、研究機器類等の施設、設備の整備・充実を行う。 | R1以前～ R6 | 130,542 | 大学推進室 |

基本施策36 芸術文化によるまちづくりの推進

(1)芸術文化を育む環境づくり

| | | | | | | |
|---------------------------|--|--|---|----------------|--------|---------------|
| 市民館管理運営事業(文 化ホール) | | | 市民の芸術文化の振興を図り、集会等の場を提供する施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。 | R2以前～ R10以降 | 17,605 | 文化スポー ツ推進課 |
| 市民館管理運営事業(舞 台照明設備保守点検) | | | 文化ホール舞台照明設備は平成15年に設置され、令和元年度まで定期的な点検を実施していない。そのため、安全で継続的な使用を図るため定期的な保守点検による維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 440 | 文化スポー ツ推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|-------|-------------------|--|----------------|-------------------------|-----------|
| 市民館維持整備事業(市民館整備事業) | | | 令和5年度は文化ホール舞台機構設備マニラロープ13本を更新する。マニラロープが伸びきり、ロープ径が細くなると滑車から外れてバトンが落下する危険性があるため。本来15年毎の交換が望ましいが前回交換から18年が経過している。 今後は、水銀灯の生産中止によるLED化を体育ホール及び外灯の照明設備に対し実施する。また、直流安定電源(調光器盤・調光卓)設備の改修を実施する。直流安定電源は、調光器盤・調光卓の内部にあり、トラブルが発生すると電源が全く入らなくなる。5年毎の交換が望ましいが前回交換は平成26年で8年が経過している。 | R2以前～ R10以降 | 1,760 | 文化スポーツ推進課 |
| 文化会館管理運営費(経常分) | | | 文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。 | R2以前～ R10以降 | 44,152 | 文化スポーツ推進課 |
| 文化会館内設備更新事業 | | | 来館者が安全・快適に施設を利用できるように、館内設備の修繕や更新を行う。 令和5年度は、令和4年7月以降、正面玄関口の自動ドアのモーター部分が損傷し使用中止となっているため、故障原因の雨漏り対策を施した上で修繕を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,540 | 文化スポーツ推進課 |
| 文化会館改修工事業 | 3-(2) | | 館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。令和5年度は、エントランスフロア及び事務所付近の屋上防水工事を実施する。 また、現在文化会館の老朽化調査及び中長期整備計画を策定中であり、事業者からの提出を受けて、今後の整備計画について検討する。 | R4～ R10以降 | 31,034 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)アウトリーチ事業 | 3-(2) | | 普段コンサートホールに行くことが難しい人にも、身近な場所で誰もが参加しやすい文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、地域交流センターや学校、保育所などの福祉・教育施設や民間施設等で実施する。 市民一人ひとりの文化習慣を高め、地域の文化力向上を目指し、レベルの高い企画を提供する。 | R2以前～ R10以降 | 600 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)子ども文化ふれあい事業 | 3-(2) | | 子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み、創造的で個性的な価値観を養うため、不二輸送機ホールや幼・保育園で芸術文化鑑賞会を実施する。 令和5年度は、市内全ての小学6年生を対象に、不二輸送機ホールで「竹取物語」を実施する。また、幼・保育園については、私立保育園を対象に希望調査を行い、実施内容を協議して決定する運びである。 | R2以前～ R10以降 | 1,917 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)山口県交響楽団演奏会 | | | 市民が生のおけストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。 | R2以前～ R10以降 | 531 | 文化スポーツ推進課 |
| (主催)NHK公開番組 | | | NHK公開番組の収録が不二輸送機ホール等で事業できるよう申請するとともに、実施が決定した際には市民が公開番組の収録に入場者として参加し、多様な芸術文化の鑑賞や体験ができるよう努める。 | R2以前～ R10以降 | 217 | 文化スポーツ推進課 |
| きららガラス未来館管理運営事業 | | スマイル エイジン グ | 本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 33,183 | 文化スポーツ推進課 |
| きららガラス未来館維持整備事業(溶解炉) | | | 本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において、ガラスアート作品の制作に不可欠な設備である溶解炉、グローリーホール及び徐冷炉の定期的な小規模修繕を行うことで、設備の適正な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 600 | 文化スポーツ推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|-------|-------------------|---|----------------|-------------------------|---------------|
| きららガラス未来館外壁等 改修事業 | | | きららガラス未来館は海に隣接しており、特に南面外壁の鉄部が塩害による腐食で劣化が激しい。一部においては、鉄製窓枠の腐食により、窓ガラスにひびが入り、令和4年度において部分的に修繕したものの、他の箇所も同様な事が起こり得る状況である。一般市民の利用が多い施設であるため、令和5年度は、南面鉄製窓枠修繕工事及び南面鉄部外壁塗装工事を実施する。 また、正面玄関自動ドアの塩害による腐食も顕著であり、今後窓ガラス破損等の恐れがあるため、対応を検討する。 | R5～ R10以降 | 3,493 | 文化スポーツ 推進課 |
| きららガラス未来館敷地内 法面等補修事業 | | | 屋外キューピクルの長寿命化を図るため、腐食が著しい建屋屋根部分の修繕を実施する。 | R5～ R6 | 440 | 文化スポーツ 推進課 |
| きららガラス未来館管理運 営事業(臨時) | | | きららガラス未来館の指定管理期間が令和5年度で満了するため、指定管理者の選定に向けて必要な選定委員会2回分の委員報酬を臨時に計上する。 | R5～ R5 | 8 | 文化スポーツ 推進課 |
| (2)芸術文化活動の推進 | | | | | | |
| (主催)ピアノマラソン大会 | | スマイル エイジ ング | ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的事業である。 | R2以前～ R10以降 | 825 | 文化スポーツ 推進課 |
| (主催)少年少女合唱祭 | | スマイル エイジ ング | 第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。 | R2以前～ R10以降 | 321 | 文化スポーツ 推進課 |
| 市民文化祭 | | スマイル エイジ ング | 市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。 (9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) | R2以前～ R10以降 | 348 | 文化スポーツ 推進課 |
| 児童生徒書道展 | | | 書道の理解と普及を図るとともに市民文化の向上に寄与するため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生から作品を募集し、出展作品を市内商業施設に展示する。 | R2以前～ R10以降 | 133 | 文化スポーツ 推進課 |
| 民間連携による文化活動 の場づくり事業 | | | 活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。 | R2以前～ R10以降 | 47 | 文化スポーツ 推進課 |
| かるた振興委員会設置事 業 | 3-(2) | | かるた振興委員会は12名で構成されており、メンバーは、永世クイーン、元クイーン、山陽小野田かるた協会、小・中学校、高校、理科大等で構成されている。小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置している。 | R2以前～ R10以降 | 48 | 文化スポーツ 推進課 |
| 文化協会の育成・支援、補 助事業 | | スマイル エイジ ング | 文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,100 | 文化スポーツ 推進課 |
| 龍王伝説保存会の育成・支 援、補助事業 | | | 山口きらら博で発表した創作舞踊「龍王伝説」を継承・発展させるために結成された龍王伝説保存会へ補助を行い、活動を支援する。 | R2以前～ R10以降 | 180 | 文化スポーツ 推進課 |
| 市内学校関係の育成・支 援、補助事業 | | | 市内小・中学校及び高等学校の文化芸術活動を支援するため、全国大会等へ出場する者へ補助金を交付するなど、支援を行う。 | R2以前～ R10以降 | 265 | 文化スポーツ 推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|-------|-------------------|---|----------------|-------------------------|---------------|
| 現代ガラス展開催事業 | 3-(2) | スマイル エイジン グ | 本市の特色の一つである「ガラス文化」を推進するため、平成13年度から3年に一度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を開催する。 第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第7回展にも開催した県立秋美術館・浦上記念館や、第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を広く発信する。 | R2以前～ R10以降 | 8,600 | 文化スポー ツ推進課 |
| ガラス文化推進事業 | 3-(2) | スマイル エイジン グ | 市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人々がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えし、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。 | R2以前～ R10以降 | 392 | 文化スポー ツ推進課 |
| ガラスアート作品貸出し支援事業 | 3-(2) | | 本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵しているガラスアート作品を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要が生じた場合の運搬費用を計上している。 | R4～ R10以降 | 50 | 文化スポー ツ推進課 |
| かるたによるまちづくり推進事業 | 3-(2) | スマイル エイジン グ | 市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することで、競技者のさらなる増加を図り、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信する。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 文化スポー ツ推進課 |
| 芸術文化アドバイザー設置事業 | | | 芸術文化活動の活性化及び本市の特色を活かした芸術文化によるまちづくりの推進を目的に、専門的な立場からの助言を得るため、芸術文化アドバイザーを設置している。現在は、ガラス、かるた競技、音楽のアドバイザーを設け、各種文化事業の開催に当たり助言を得ることで、事業内容の充実を図っている。 | R2以前～ R10以降 | 360 | 文化スポー ツ推進課 |
| (3)文化財の保護・活用 | | | | | | |
| 文化財の保存・活用 | | | 指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,556 | 社会教育課 |
| 周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存修復事業 | | | 国史跡浜五挺唐樋は、近世の周防灘における救済による開作(干拓)の実態を示す貴重な遺跡である。また切石による精緻な構造は、当時の土木技術の到達点が良く示されている。山陽小野田市のまちづくりの原点を歴史的背景から学べるこの史跡を、計画的かつ適正に保存管理していく必要がある。今後は切石の石組も含めた保存修復についても、保存活用計画を策定したうえで、計画に沿った事業をすすめる。 | R2以前～ R5 | 4,876 | 社会教育課 |
| 県指定文化財「長光寺山古墳」歩道整備事業 | | | 長光寺山古墳は県内の代表的な前方後円墳であり、県の文化財に指定されているが、現在、古墳に行くための歩道は手すりが付いているだけで、足元の整備がされていない。簡易的に仮設階段を設置し、歩道を整備する。 | R5～ R5 | 72 | 社会教育課 |
| 県指定天然記念物「ハマセンダン」保存整備事業 | | | ハマセンダンの適切な管理及び活用を図るため、樹木医の定期的な診断を実施する。令和3年度の樹木医の診断によると、ハマセンダンは南方系の植物で暖かい場所を好むため、日当たりの良い環境を作る必要があるとの結果が出ている。その診断結果を踏まえて樹木医と協議をしながら、周辺樹木の伐採を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 88 | 社会教育課 |
| 旦の登り窯保存事業 | | | 市指定文化財である旦の登り窯は、本体の老朽化が著しく、煙突が破損している状態である。また覆屋が強風によりスレートの一部が破損・落下し、また老朽化により木製の柱の一部が腐食している状態である。そのまま放置すると台風等により周辺住民に危険をもたらす。また指定文化財にも被害を与える恐れがあるため、令和2年度に緊急的に修繕を実施し、今後覆屋を数年に分けて計画的に修理をする。登り窯については、有識者の意見も聞きながら、今後の保存について検討する。 | R2以前～ R7 | 494 | 社会教育課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|-----------|
| 山下記念館 解体工事 | | | 昭和8年に厚狭図書館として完成し、その後図書館の移転に伴い、民俗資料保存館に転用された。建物自体にクラックが入り、耐震化もされておらず、安全確保が出来ていないため、現在は利活用されていない。今後も利活用は困難な状況のため、建物を解体し、跡地を売却予定である。解体に伴い、隣接地との境界が未確定のため、解体前に境界確定業務を実施する。 | R4～ R6 | 19,179 | 社会教育課 |
| 出土品鉄製品保存処理事業 | | | 県指定文化財出土品などの鉄製品の表面に錆が出て一部剥離しており、保存状態が著しく悪化している。本市の貴重な考古資料を後世に継承していくため、再度保存処理をする。 | R4～ R5 | 330 | 社会教育課 |
| 歴史民俗資料館管理運営事業 | | | 施設(昭和57年開館)を適切に維持管理し、利用者が本市の歴史・文化を学習できる環境を整える。企画展が開催されていない期間には、常設展示を充実させ、利用者の学習意欲に応える。また、見学やイベント、出前講座などを通して学校・地域・他機関などと連携した事業を行う。収蔵資料を適切に保存・管理し、後世へ継承する。 | R2以前～ R10以降 | 4,074 | 社会教育課 |
| 歴史民俗資料館管理運営事業(企画展) | | | 歴史・文化財について広く学習でき、興味関心を持ち、郷土愛の醸成につながるような企画展・講演会を開催する。歴史学、民俗学、考古学分野、様々なテーマで開催し、山陽小野田市の歴史へ理解を深めることを目的とする。 | R2以前～ R10以降 | 1,278 | 社会教育課 |
| 備品購入事業 | | | 講演会・出前講座・資料整理・企画展・体験教室等に必要な備品を計画立てて購入する。資料整理などに必要な備品を計画を立てて購入する。特に講演に出かけることが多いが、各施設ごとにパソコン、プロジェクター、ケーブルの準備に不足や不便があるため購入する。 | R4～ R5 | 165 | 社会教育課 |
| 展示ケース改修事業 | | | 歴史民俗資料館開館時(昭和57年)から使用している、展示ケース(大・小)と展示室のスポットライトをLEDにし、明るい展示室にする。 | R5～ R6 | 577 | 社会教育課 |
| エレベーター更新事業 | | | 歴史民俗資料館のエレベーターは、開館した昭和57(1982)年に設置され39年が経過している。油圧式エレベーターを使用しており、毎月業者によるメンテナンスを行っているが、現在、油圧式は製造されておらず、令和5(2023)年12月に部品の供給が終わる。以降はメンテナンスの委託もできなくなるため、ロープ式エレベーターに取り替える必要がある。また、障害者差別解消法において、行政機関等は合理的配慮をしなければならず、エレベーターを更新せず館運営をすることはできないため、エレベーターを更新する。 | R4～ R10以降 | 27,217 | 社会教育課 |
| 自動ドア修繕事業 | | | 玄関外側自動ドアの開閉、施錠が経年劣化のためスムーズに行えない。利用者に危険がないようにするため、また館の防犯に関わるため修繕する。 | R5～ R5 | 414 | 社会教育課 |
| 基本施策31 スポーツによるまちづくりの推進 (1)スポーツに取り組む環境づくり | | | | | | |
| 市民館管理運営事業(体育ホール) | | | 市民体育(スポーツ)の振興を図り、イベントが開催できる施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。 | R2以前～ R10以降 | 4,238 | 文化スポーツ推進課 |
| 体育施設管理事業 | | スマイル エイジン グ | 体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化させる。体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。 | R2以前～ R10以降 | 48,149 | 文化スポーツ推進課 |
| 施設維持管理事業 | | | 体育施設を適切に維持管理するために必要な工事・修繕を計画的に実施する。 【対象施設】 市民体育館、武道館(弓道場)、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場 | R2以前～ R10以降 | 2,062 | 文化スポーツ推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----------|
| 市民体育館整備事業 | | | 令和5年度に市民体育館アリーナ照明のLED化とトレーニング室に空調設備を導入するとともに、施設の老朽化に伴う大規模改修に向けて計画を策定する。今後は、計画的な整備を実施することで、施設の長寿命化を図っていく。 | R5～ R10以降 | 64,601 | 文化スポーツ推進課 |
| 学校・民間体育施設開放・活用事業 | | スマイルエイジング | 地域住民の多様なニーズに幅広く対応するため、学校施設を含む施設の開放を促進し、スポーツを「する」環境を整える。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 文化スポーツ推進課 |
| (2)スポーツ活動の推進 | | | | | | |
| レノファ山口とのパートナーシップ事業 | 3-(2) | スマイルエイジング | スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRをあわせて実施する。 | R2以前～ R10以降 | 800 | 文化スポーツ推進課 |
| パラサイクリング支援の輪拡大事業 | 3-(2) | スマイルエイジング | パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりを紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 | R2以前～ R10以降 | 200 | 文化スポーツ推進課 |
| パラサイクリングのまちPR事業 | 3-(2) | スマイルエイジング | パラサイクリングナショナルチームの合宿支援やスポーツの推進、スマイルエイジング、インクルーシブ教育などを通じ、市民とトップアスリートの交流事業や互いの情報発信を促進し、パラサイクリングによるまちづくりを推進する。 | R2以前～ R10以降 | 1,600 | 文化スポーツ推進課 |
| 競技スポーツ推進事業 | | スマイルエイジング | スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 5,300 | 文化スポーツ推進課 |
| 生涯スポーツ推進事業 | | スマイルエイジング | 市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。 | R2以前～ R10以降 | 382 | 文化スポーツ推進課 |
| スポーツ教室開催事業 | | スマイルエイジング | 競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全10回程度、300名程度 | R2以前～ R10以降 | 1,490 | 文化スポーツ推進課 |
| スポーツによるまちづくり推進委員会 | | | 山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画の策定、進捗管理などを行うとともに、市のスポーツ施策について意見を聴取し参考とするため、山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進委員会を設置する。 | R2以前～ R10以降 | 68 | 文化スポーツ推進課 |
| スポーツ団体・指導者育成・支援事業 | | スマイルエイジング | 児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。 | R2以前～ R10以降 | 1,424 | 文化スポーツ推進課 |
| スポーツ推進委員ウェア支給事業 | | | スポーツ推進の核となる「スポーツ推進委員」に定期的(任期ごと)にウェアを支給する。 | R2以前～ R10以降 | 500 | 文化スポーツ推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----------|
| 高校サッカーフェスティバル運営事業 | | | 西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和5年度で40回目を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 | R2以前～ R10以降 | 2,299 | 文化スポーツ推進課 |
| 市民ふれあいスポーツ大会運営事業 | | スマイルエイジング | スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。 | R2以前～ R10以降 | 380 | 文化スポーツ推進課 |
| 市民マラソン大会運営事業 | | スマイルエイジング | スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に市民マラソン大会を継続開催する。 | R2以前～ R10以降 | 420 | 文化スポーツ推進課 |
| サッカー交流公園運営業務 | 3-(2) | | 令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務を民間事業者へ委託したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 | R5～ R10以降 | 66,624 | 文化スポーツ推進課 |
| スポーツ交流施設管理・運営業務 | | | スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口の練習拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に管理運営する。 | R2以前～ R10以降 | 4,846 | 文化スポーツ推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 基本施策32 効率的で効果的な行政運営 | | | | | | |
| (1) 公共施設の最適化 | | | | | | |
| 公共施設再編検討事業 | | | 人口減少や少子高齢化の進行が予想される将来において、多様化、複雑化する行政サービスを適切・持続的に提供していくことができるよう、公共施設サービスに係る費用は必要最低限にする必要がある。そこで、長期的視点で市に必要な公共施設を判断し、統廃合も含めた施設再編の検討を行う。また、施設再編に伴う跡地について、サウンディング調査の実施など民間のノウハウを活用しながら、再利用を図る。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| (2) 官民連携の推進 | | | | | | |
| 指定管理者制度運用事務 | | | 指定管理者による施設管理により市民サービスの向上や施設管理経費の節減が望める施設について、適切な指定管理者を選定し、指定管理者による施設の管理・運営を行う。制度本来の趣旨に則り、モニタリング方法の改善、マネジメントサイクルを促進させる仕組みの構築、導入検討施設の整理、指定期間や単独指定の基準の見直しなど、現状に応じて、適宜、指定管理制度事務マニュアルの改正を行っている。また、新型コロナウイルス感染症対策に大きく起因する収入の減少について、必要な施設には減収分の補償を行った。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| PPP推進事業 | | | 老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、PPP/PFIを活用した民間のノウハウの導入と行政サービスの質の向上、効率化が有効である。今後、施設の整備等を行う場合には、従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討するといった市としての方針を示し、あわせて具体的な案件について事業化検討に向けた一連の手続きを定める「優先的検討規程」を策定・運用することにより、庁内におけるPPP/PFI事業の推進を後押しし、ひいては行政サービスの質の向上、効率的な行財政運営の実現を目指す。 | R2～ R9以降 | 200 | 企画課 |
| きらら交流館再整備事業 | 3-(3) | | きらら交流館は、『焼野海岸・竜王山等のフィールド活動の魅力最大化する、「体験・活動拠点」』『市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする、「生活・交流拠点」』をコンセプトとして、リニューアルすることとしている。リニューアルにあたっては設計段階から指定管理者のアイデアを活かすため、指定管理者を先行公募することとし、令和4年度は公募のための準備作業を行った。令和5年度は指定管理候補者とともに基本設計、実施設計に着手する。 | R1以前～ R8 | 18,718 | シティセールス課 |
| (3) 適正な組織体制の確立 | | | | | | |
| 職員採用事務 | | | 市職員の採用に係る業務。 計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、市民サービスの向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 1,231 | 人事課 |
| 人事異動事務 | | | 人事評価、自己申告書、人事ヒアリング等の結果を参考に、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することで組織の状況に応じた適正な人材配置を行う。 また、令和4年度から事務応援制度を開始し、部を越えて職員の事務応援を可能としたことで、業務の平準化を図っている。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 人事課 |
| 定員管理計画策定事業 | | | 令和2年5月に「定員管理計画(旧定員適正化計画)」を策定し、公表した。 今後は、定年延長などの公務員制度改革の状況や、地方分権の進展に伴う権限移譲等の動向、民間活力の活用、公共施設の再編や組織改変に加え、早期退職者等の動向など、様々な要因を動案しながら適正な市政運営が実施できるよう、毎年検証を行うとともに必要に応じて見直しを行っていく。(令和5年3月 令和5年度からの定年延長制度導入を受け一部改正) | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 人事課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 人事給与システム構築・運用 事業 | | デジタル 化 | 令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに 合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、ま た、安定稼働に繋がっている。 令和5年度以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、 人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用 保守が必要である。 | R2以前～ R10以降 | 6,270 | 人事課 |
| 庶務事務システム導入事 業 | | デジタル 化 | 令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデー タ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務が データ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がり、職員の 負担を大幅に軽減させることができている。また、紙による人の 接触機会が減るため感染症対策にも寄与している。 令和5年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修 や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用していく必要が ある。 | R3～ R10以降 | 11,352 | 人事課 |
| テレワーク試行実施事業 | | | 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時における市の業務 を円滑に実施するための勤務形態として、また、職員のワー クライフバランス(仕事と個人生活の調和)の確立に寄与する多 様な働き方として、テレワーク実施体制を整える。 | R3～ R4 | ゼロ予算 | 人事課 |
| 人事給与システム改修事 業 | | | 公務員制度改革における定年延長制度導入に対応するため、 既存の人事給与システムを改修する。 令和5年度から段階的に定年年齢が引き上げとなることに伴 い、役職定年の導入による新たな職種の職員や、定年前再任 用短時間職員、暫定再任用職員など様々な職種の職員が在 籍することとなり、かつ、その給与体系も異なることからシス テム改修が必要である。 | R3～ R4 | 5,033 | 人事課 |
| (4)職員の資質の向上 | | | | | | |
| 職員研修事業 | | | 職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、山 口県ひとりづくり財団が実施する研修へ職員を派遣するほか、庁 内研修を実施する。また、市町村アカデミー、国際文化アカ デミー、日本経営協会など、外部研修機関が実施する研修へ派 遣する。特に、若年層の職員を中心に、成長を実感しながら活 躍することができるよう、自身のキャリア形成について考え、仕 事や能力開発への意欲を向上させる機会となる研修を充実さ せていく。 | R2以前～ R10以降 | 1,770 | 人事課 |
| 職員研修事業(臨時分) | | | 「協創」によるまちづくり推進のために、令和4年度は、次長・課 長級職員を対象に意識改革を促す研修を実施した。 令和5年度以降は、次長・課長級職員が職場内において職員 育成(OJT)を実施する中で、補完的に研修(コーチング、リー ダーシップ、コミュニケーション等)を取り入れ、協創の意識を一 般職員まで浸透させ、協創によるまちづくりを加速させていく。 また、必要に応じて、外部講師によるOFF-JTを実施する。 | R4～ R6 | ゼロ予算 | 人事課 |
| 人事評価制度事業 | | | 地方公務員法の改正により、新たな人事評価制度(能力評価・ 業績評価)が導入され、本市においても平成28年度から全職 員を対象に試行実施している。 今後、人事評価結果を任用や給与等の処遇に反映させること により、職員個々のモチベーションの向上、組織の活性化及び 業務の効率化を図っていく予定である。 令和5年度の人事評価結果を令和6年度の勤勉手当の成績率 へ反映させる予定である。 | R2以前～ R10以降 | 755 | 人事課 |
| 不当要求行為等防止対策 研修事業 | | | 不当要求行為に対する、職員研修を行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 生活安全課 |
| 職員資格取得助成事業 | | | 職員の積極的な自己成長を促すことで、市職員の資質の向上 及び公務の円滑な執行による市民サービスの向上に資するた め、予算の範囲内において資格取得助成金を交付する。 対象となるのは、業務効率や市民サービスが向上すると認め られる資格の取得や研修受講等としており、事前申請の上、資 格取得(合格)等を要件に助成金を交付する。 | R5～ R10以降 | 300 | 人事課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---|------|--------------------|--|---------------|-------------------------|---------|
| (5) デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化 | | | | | | |
| 行政改革検証事業 | | | 平成31年3月に策定した第一次行政改革プランの行動計画の各項目について、毎年度終了後に行政改革推進審議会を開催して、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。 | R1以前～ R9以降 | 94 | 企画課 |
| 権限移譲推進事業 | | | 県が行っている事務のうち、市民に身近な基礎自治体(市)が事務を行うことにより、市民サービスの向上が見込まれる事務について、事務の移譲を受ける。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| 職員提案制度の推進 | | | 行政運営全般について、所掌事務にとらわれない柔軟な視点からの職員提案を募集し、内容の優れたものを採用・実施することにより、市民サービスの向上及び業務の改善・効率化につなげる。 近年は提案件数が減少傾向にあることから、職員が提案しやすい環境をつくり、市民サービス向上・課題解決に役立つ事業、業務改善に積極的に取り組む意識が高まるよう、要綱の見直しを含め検討する必要がある。令和4年度は、提案の際の提出方法として電子申請を追加するほか様式を簡素化するなど工夫し、応募状況等を踏まえ、具体的な見直しに取りかかる。 | R1以前～ R9以降 | 10 | 企画課 |
| RPA及びAI-OCR導入・活用事業 | | デジタル化 | 他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。 | R2～ R9以降 | 2,833 | デジタル推進課 |
| キャッシュレス決済事業 | | デジタル化 スマイルエイジング | 令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。 | R5～ R9以降 | 336 | 市民課 |
| デジタル化推進事業 | | デジタル化 理科大 | 将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。 | R3～ R9以降 | 10,758 | デジタル推進課 |
| 公衆無線LAN整備事業 | | デジタル化 | 近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の普及や、外国人旅行者の増加、災害時の情報伝達手段として公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用できる環境の整備が求められている。 しかしながら、市内にはコンビニエンスストア等の民間企業により整備された無料Wi-Fiは多数存在するものの、公が管理する施設への整備は行われていない状況である。 市民及び来訪者が利用できる無料のWi-Fiを整備することは、市民等の利便性の向上に資するものであり、早急な整備を行い、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進に対応する。 | R3～ R9以降 | 314 | デジタル推進課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------------|------|---------------------------------------|---|----------------|-------------------------|---------|
| DX協創プラットフォーム形成事業 | | デジタル 化 理科大 | デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。 具体的には、市民、山口東京理科大学関係者及び学生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。地域課題解決に資する有望なアイデアについては、市のデジタル化への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。 | R4～ R9以降 | 5,060 | デジタル推進課 |
| デジタルデバйд対策事業 | | デジタル 化 スマイル エイジ ング | スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程において、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センター等において、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。 | R4～ R9以降 | 1,900 | デジタル推進課 |
| 山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業 | | デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング | 令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用にも広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。 | R5～ R9以降 | 38,814 | デジタル推進課 |
| 電子申請サービス更新事業 | | | 電子申請サービスについては、平成21年9月から県下11市町で構成された山口県市町共同電子申請推進協議会(平成26年4月からは構成自治体が8市町へ縮小)において、共同利用しているが、令和4年度に山口県を主体とする共同利用サービスに移行することで、経費節減を図る。 | R4～ R10以降 | 264 | デジタル推進課 |
| 行政情報オープン化事業 | | | 統計及び行政情報のオープンデータ化により、官民における新たなサービスの創出を支援する。オープンデータは、二次利用が容易に可能となるExcel形式又はCSV形式として、市ホームページと県カタログサイトに公開する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | デジタル推進課 |
| マイナンバーカード等交付関連事務事業 | | デジタル 化 | 番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,953 | 市民課 |
| マイナンバーカード申請支援事業 | | デジタル 化 | 職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。 | R2以前～ R10以降 | 728 | 市民課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----|
| マイナポイント申込支援事業 | | | 2022年1月1日からマイナポイント第2弾として、①マイナンバーカードを取得された人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得される方も含む。)に対し、最大5,000円相当のポイント付与 ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った人に7,500円相当のポイント③公金受取口座の登録を行った方(口座登録手続は今後開始予定。)に7,500円相当のポイントが付与されている。 市窓口で自分で申請が困難な方に対してマイナポイントの申請支援を行う。マイナポイント申込支援は、マイナンバーカードの事務を行う市民課、市民窓口課、南支所、埴生支所で行う。マイナポイントの申込期限は、令和5年5月末日のためその日をもって取扱いは完了する。 | R3～ R4 | 280 | 市民課 |
| ワンストップサービス事業 (有帆・本山郵便局特定の 証明発行サービス事業) (臨時) | | | 平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 2,444 | 市民課 |
| 公園通出張所事務事業 | | | 市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 179 | 市民課 |
| 厚陽出張所事務事業 | | | 公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。 | R2以前～ R10以降 | 362 | 市民課 |
| 証明書コンビニ交付事業 | | デジタル 化 | マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。 | R2以前～ R10以降 | 10,009 | 市民課 |
| コンビニ交付システムの バージョンアップ事業 | | | デジタル手続法の施行により、戸籍附票証明書の記載項目が変更される。コンビニ交付でのこの対応を行うため、システム改修・テストを行う。 | R2以前～ R10以降 | 2,179 | 市民課 |
| 証明書等自動交付事業 | | デジタル 化 | 窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。 | R3～ R10以降 | 318 | 市民課 |
| 申請書作成支援事業 | | デジタル 化 | 市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。 本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。 | R3～ R10以降 | 436 | 市民課 |
| 南支所運営事業 | | | 南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵(南部)地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。 | R2以前～ R10以降 | 640 | 南支所 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----------|
| マイナンバーカード等交付 関連事務事業 | | デジタル 化 | 番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合に、市の窓口にて記載事項の書き換えを行う必要がある。 令和3年度に南支所にも統合端末等を設置し、これら手続きの一部を運用している。 | R3～ R10以降 | 1,018 | 南支所 |
| 埴生支所運営事業 | | | 埴生支所は市の西部に位置し、特に埴生・津布田地区の身近な市行政の窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・申請・届出・収納等の窓口業務を行っている。 | R1以前～ R9以降 | 925 | 埴生支所 |
| マイナンバーカード等交付 関連事務事業 | | デジタル 化 | マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、交付、電子証明書の更新等の手続きの一部を埴生支所でも行うことにより市民の利便性の向上を図る。 | R3～ R9以降 | 1,126 | 埴生支所 |
| 支所等運営事業 | | | 山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には情報収集に当たり、被災状況の把握を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,648 | 地域活性化室 |
| 旅券の発給に関する事務 | | | 旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券の発給申請に係る書類等の受理・交付、一般旅券の残存有効期間同一旅券申請に係る書類等の受理・交付、一般旅券の紛失、焼失又は盗難に係る書類等の受理、一般旅券の返納等である。 | R2以前～ R10以降 | 367 | パスポートセンター |
| マイナンバーカード等交付 関連事務事業 | | デジタル 化 | 番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,587 | 市民窓口課 |
| セミセルフレジ設置事業 | | デジタル 化 | キャッシュレス決済対応のセミセルフレジを設置することにより、市民窓口課で取り扱う各種証明書の手数料の支払いについてクレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払い方法が可能となり、納付書による税等の納付についてもセミセルフレジを利用することで市民の利便性の向上及びデジタルを活用した事務の効率化を図る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染拡大の予防となる。 | R5～ R10以降 | 5,111 | 市民窓口課 |
| (6) 広域連携の推進 | | | | | | |
| 広域圏連携事務事業(山口 県央連携都市圏域推進 協議会) | | | 連携中枢都市(山口市・宇部市)と近隣5市町で構成する山口県央連携都市圏域(平成29年3月協定締結)は、定住人口の増加・維持を図り、地域全体の活性化につなげるため、山口県央連携都市圏域ビジョンに基づき、広域連携の下、事業に取り組んでいる。この取組のため、山口県央連携都市圏域推進協議会、同幹事会において協議を行っている。 | R1以前～ R9以降 | 6 | 企画課 |
| 広域圏連携事業(宇部・美 祢・山陽小野田市広域連 携協議会) | | | 3市で構成する宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会において、行政の広域的な取組を図るため協議会を開催し、会長及び事務局を2年度ずつ持ち回ってきたが、近年は休止状態である。一方で、平成29年3月に本市は山口市・宇部市と連携協約を締結し、7市町による山口県央連携都市圏域が発足しており、3市はいずれも参加している。よって、今後の3市での協議会の取扱いについて、関係市で協議する必要がある。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| 基本施策33 健全な財政運営 | | | | | | |
| (1) 自主財源の確保 | | | | | | |
| 個人市県民税賦課事務 | | | 地方税法や市条例に則した適切な賦課を行うため、給与支払報告書・公的年金報告書・市県民税確定申告書等の賦課資料を精査する。内容については当初賦課後に全件チェックを行い、課税漏れがないか調査を行う。毎年、当初賦課は5月・6月。変更があったときは逐次更正を行う。 | R2以前～ R10以降 | 8,213 | 税務課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 法人市民税申告納付事務 | | | 地方税法・市条例に則した適切な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。 | R2以前～ R10以降 | 323 | 税務課 |
| 軽自動車税賦課事務 | | | 地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。 | R2以前～ R10以降 | 682 | 税務課 |
| 市たばこ税申告納付事務 | | | 地方税法・市条例に則した適切な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。 | R2以前～ R10以降 | 71 | 税務課 |
| 入湯税申告納付事務 | | | 地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。 | R2以前～ R10以降 | 70 | 税務課 |
| 固定資産税・都市計画税 賦課事務(土地) | | | 原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、分合筆等異動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。 | R2以前～ R10以降 | 1,195 | 税務課 |
| 固定資産税・都市計画税 賦課事務(家屋) | | | 原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。 | R2以前～ R10以降 | 595 | 税務課 |
| 固定資産税・都市計画税 賦課事務(償却資産) | | | 償却資産の所有者から、毎年賦課期日(1月1日)現在の償却資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3月末日に価格を決定し、賦課する。 | R2以前～ R10以降 | 582 | 税務課 |
| 固定資産(土地)総合鑑定 評価業務 | | | 3年に1度の固定資産(土地)評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に伴う毎年度の時点修正業務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 11,000 | 税務課 |
| GIS固定資産データ更新 事業 | | | 平成18年度に導入した地理情報システム(GIS)は、平成24年度以降毎年土地の分合筆のデータ更新を行っており、毎年の異動に応じて情報を更新する。これにより市内全域の土地・家屋情報の把握が迅速かつ容易になっている。なお、航空写真と重ねることにより、資産の位置関係の把握、立ち入りの難しい土地の推測、実際の使用状況に応じた区分けの目安、滅失建物の同一性確定等、非専門職である事務職員が少人数で事務を遂行するにあたり、適切で公正な賦課業務を遂行するにあたり不可欠な資料兼ツールである。また、窓口における市民の自己財産に関する問合せにおいて、市民の理解をスムーズに得ることが出来、市民に対する課税説明の満足度においても貢献している。 | R2以前～ R10以降 | 2,673 | 税務課 |
| 確定申告支援システムに 係る申告書データ eTAX 送信対応業務 | | デジタル 化 | 平成29年から地方自治体で受ける確定申告について、専用回線を利用してeTAXへの引継が可能になったことから、国や県より平成30年度からの電子データでのやり取りを強く求められている。現在は紙ベースであり、職員2名体制で税務署への運搬を行っている。個人番号が記載された申告書もあることから番号漏洩について細心の注意が必要であり、運搬等の作業を軽減させるためにも電子データ化に向けてシステムを構築する。 | R5～ R10以降 | 3,300 | 税務課 |
| 住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業 | | | 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘業務の外部委託を行う。 | R2以前～ R10以降 | 7,748 | 税務課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|------|-----------|---|----------------|-------------------------|-----|
| 特別徴収税額通知電子化 事業 | | デジタル 化 | 令和3年度税制改正により、令和6年度分以後の個人住民税における特別徴収税額通知を地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して特別徴収義務者へ提供し、当該特別徴収義務者は納税義務者に提供することとされたことに伴い、基幹システムを改修する。令和6年1月からのシステム運用が必須となるため、令和5年度中に開発等を進めるなか、システムを使用している「やまぐち自治体クラウド」内の各自治体と協議、調整等を行う。 | R5～ R5 | 2,590 | 税務課 |
| 軽自動車関係手続オンライ ン化対応事業 | | デジタル 化 | 令和4年度において、軽自動車の保有関係手続のオンライン化に伴い、賦課業務に必要な情報を市の基幹税システムに取り込むためのシステム改修及び軽自動車税種別割の納税情報を、オンライン上で確認可能とするためのシステム改修も同時に行った。 今後は、軽自動車検査協会が軽自動車税種別割の納税情報をオンライン上で確認可能であることを広く周知を図り、口座振替者や窓口での車検用納税証明書発行業務の軽減を図る。 | R5～ R10以降 | 34 | 税務課 |
| 収納管理業務 | | | 納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分(差押)の執行、正確な担税能力の把握により、早期の滞納解消を目指す。 | R2以前～ R10以降 | 53,269 | 税務課 |
| 地方税共通納税システム 対応事業 | | | 納税者が、複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地方団体は、納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができるシステム対応事業である。 | R2以前～ R10以降 | 308 | 税務課 |
| 預金調査電子化事業 | | デジタル 化 | 昨今のデジタル化の推進に市税滞納者の預金調査を紙媒体による調査依頼・回答形式から電子化する。 これまでの郵送による照会に比べ、格段に速報性が上がり、効果的、効率的な滞納整理を実施する。 | R5～ R10以降 | 660 | 税務課 |
| 口座振替データ伝送事業 | | デジタル 化 | これまでフロッピーディスクやDVDの持込により行ってきた口座振替データを伝送化する。 指定金融機関、収納代理金融機関の多くがシステムを利用したのデータ伝送が可能となる。 | R5～ R10以降 | 1,413 | 税務課 |
| 使用料・手数料の見直し事 務 | | | 公共施設の使用料については、合併前の市町で生じていた料金格差の解消に取り組み、「時間単位での貸し出し」や「部屋面積に応じた共通単価の設定」等を行うことで、料金水準と運用の両面での見直しを行ってきた。 今後も、必要に応じて施設使用料の見直しを行う。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 財政課 |
| 公用車広告掲載事業 | | | 公用車に広告を掲載することにより、自主財源の確保に努める。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 財政課 |
| 市有財産売却事業 | | | 市有財産管理運用指針に基づき、利用見込みのない遊休資産や普通財産の貸付及び売却を行い、自主財源の確保を図る。また、将来的に未利用となることが想定される公共施設についても、早い段階で活用方針の検討を行い、市有財産の有効活用に努める。 | R2以前～ R10以降 | 800 | 財政課 |
| 市有財産売却事業(臨時 分) | | | 老朽化した旧南中川公舎を解体し、市有地を売却可能な状態に整備する。 | R4～ R4 | 6,443 | 財政課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------|-------|-----------|---|----------------|-------------------------|----------|
| ふるさと山陽小野田応援事業 | | | 本市では、平成20年7月からサポート寄附金(ふるさと納税)をスタートし、平成28年度から更なる自主財源の確保及び地域経済の活性化等を目的として、寄附者に対して返礼品送付を開始した。現在は、自治体間競争が激しくなる中で、返礼品掲載サイト数を増やして寄附機会の増大を図るとともに、納付方法の簡素化・多様化を実施し、寄附者の利便性拡大に努めている。 寄附注文件数及び寄附金額が大幅に伸びたため、令和2年度から、受発注業務及び新たな返礼品開発業務を専門事業者へ委託しているが、令和5年度で現在のサポート寄附業務受託者との契約が満了となるため、令和5年度中に新たな受託者を選定する。 なお、総務省告示第179号(令和元年6月施行)において、寄附の募集に対する経費が寄附金額の5割以下とするよう求められている。 | R2以前～ R10以降 | 70,014 | シティセールス課 |
| 協創によるまちづくり提案事業 | 1ー(1) | | 協創の考え方を共有した市民活動団体等から、地域課題解決などに資する公益的的事业について提案を受け、優れた提案に対し、その実施経費をふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより支援する。団体等と適切で良好なパートナーシップを築き、地域課題や社会課題の解決に向けた新たな取組を実施することで、協創によるまちづくりを推進していく。また、政策提案機会の拡大を通じて、シビックプライドの情勢を図りつつ、市民活動団体等の活動の活性化を支援し、まちづくりの担い手の育成をはかる。 また、事業の決定方法については、市職員で構成する審査会において提案された事業を審査し、支援する事業を決定する。 | R5～ R10以降 | 5,050 | シティセールス課 |
| (2) 財政の安定的運営 | | | | | | |
| 実施計画策定事業 | | | 平成30年3月に策定した第二次山陽小野田市総合計画において、基本構想と基本計画を定めている。基本計画で示した施策を具体的に達成する手段として、3年間を計画期間とする実施計画を定め、具体的事業を示し、評価を行う。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| 行政評価実施事業 | | | 個別の事務事業についてPDCAサイクルにおけるチェック・確認作業として行政評価を行うことにより、事業内容・事業手法又は事業そのものを見直すとともに、翌年度以降へ向けた効率的かつ効果的な事業運営を行い、総合計画における将来都市像の実現へつなげていく。 また、行政評価を公表することにより透明性の高い行政運営を行う。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| 実施計画及び行政評価改良事業 | | | 第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像の実現に向けて、計画的な行政の推進と効果的な事業の選択が必要である。そのため、実施計画及び事務事業評価を行う仕組みについて、他市の事例を研究するとともに研修に参加し、実施計画や行政評価の研鑽を深め、改良していく。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| 予算編成事務 | | | 総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、市民が住みよさを実感できるスマイルシティの実現のための予算編成を行い、予算書を作成する。 | R2以前～ R10以降 | 302 | 財政課 |
| 地方債償還事業 | | | 地方債(元本・利息)の償還を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,959,404 | 財政課 |
| 基金積立事業 | | | 将来に渡って財政調整基金の取崩しに頼らない財政運営を行うことで収支の均衡を図りつつ、今後見込まれる職員の退職や公債費等の負担に対応できるよう、計画的な基金の積立を行う。 | R2以前～ R10以降 | 112,112 | 財政課 |
| 一時借入金利子償還事業 | | | 日々の資金繰りの中で、歳計現金の不足を補うために一時借入を行った場合に、借入日数に応じた利息を支払う。 | R2以前～ R10以降 | 3,000 | 財政課 |
| 公金総合保険加入事務 | | | 市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え公金総合保険に加入する。 | R2以前～ R10以降 | 119 | 財政課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| 補助金交付の見直し事務 | | | 団体運営補助を中心に、補助金の必要性や有効性を見極め、基準に基づく見直しを行い、補助金交付の適正化を図る。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 財政課 |
| 市有財産評価事業 | | | 公共事業用地の取得や市有地の売却等を円滑に進めるため、市内の土地価格等の均衡を図り、適正な土地評価を行うため、市有財産評価審議会を開催し、価格を決定する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 土木課 |
| 教育に関する事務の点検・評価にかかる外部識者活用事業 | | | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しているが、同条により点検及び評価に際し、学識経験者に意見を聴くものとされている。 | R2以前～ R10以降 | 18 | 教育総務課 |

基本施策34 市政への市民参画の推進

(1) 市政情報の発信

| | | | | | | |
|----------------------|--|-------------------|---|----------------|--------|--------------|
| ホームページを活用したまちの魅力発信事業 | | スマイル エイジ ング | ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。 | R2以前～ R10以降 | 364 | シティセール ス課 |
| 広報紙発行事業 | | スマイル エイジ ング | 市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。 | R2以前～ R10以降 | 14,527 | シティセール ス課 |
| 広報紙発行事業(臨時分) | | スマイル エイジ ング | 市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。近年、製紙代、インク代などの印刷コストが高騰しており、平成25年度からページ単価が増加している。今後もコストの高騰が予想されるが、広報紙はまちの「今」を市民に届ける貴重な伝達ツールで、市民と行政の協働によるまちづくり基盤の構築という重要な役割がある。分かりやすく読みやすい広報紙となるよう、ページ内容を精査した上で、臨時的経費として広報印刷製本費を計上する。なお、広報紙は現在月2回発行しているが、令和5年5月から月1回に変更することについて調整中である。(1回に変更する理由:以前は、市政と市民を結ぶ広報媒体としては広報紙が中心であったが、現在はHPやSNSなど即時性の高い広報媒体が増えたことにより広報紙の役割の比率は変わりつつあり、より効率的な広報活動を行っていくため。) | R2以前～ R10以降 | 2,919 | シティセール ス課 |
| 広報活動記録事業 | | | 市の記録写真や映像は、市の歴史や魅力を伝える資料として重要なものであり、広報活動による記録を保存することは必要不可欠である。ネットワークハードディスクは、広報編集用のデータ共有機材として使用するほか、市内外で行われるイベント等の写真・映像データを後世に残す保存用機材としても使用している。万が一のディスク破損によるデータ損失を防ぐため、ディスクの寿命にあわせて入れ替える。 また、写真や動画の撮影用機材(カメラ)は耐用年数(5年)を経過しており、修理をしながら使用している状態である。令和4年度に1台整備し、令和5・6年度にも各1台整備することとしたい。記者会見等に使用するバックボードについては、現在のものは年数が経過し骨組みが破損しているため、令和5年度に買い替えることとする。 | R2以前～ R10以降 | 388 | シティセール ス課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------------|------|-------------------|---|----------------|-------------------------|----------|
| 市政情報発信事業 | | スマイル エイジン グ | 市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。 | R2以前～ R10以降 | 327 | シティセールス課 |
| 市政情報発信事業(コミュニティFM) | | スマイル エイジン グ | 市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェーブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回55分週1回)を放送する。 | R2以前～ R10以降 | 4,643 | シティセールス課 |
| 広報紙編集用機器リース事業 | | | 広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行う。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。 | R2以前～ R10以降 | 1,489 | シティセールス課 |
| ホームページ管理運営事業 | | | 市ホームページ及びCMSシステムを搭載している行政系仮想化サーバが令和6年6月にサポート期限を迎えることに伴い、市ホームページ及びCMSシステムもバージョンアップを行う必要がある。このバージョンアップに合わせ、市民にとって使いやすい市ホームページとするため、リニューアルを行うものとする。なお、次期システムはクラウド化を予定している。 | R4～ R10以降 | 2,929 | シティセールス課 |
| LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業 | | スマイル エイジン グ | 本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、Twitter(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとしてLINEアプリを令和4年度に導入した。今後LINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。なお、令和4年度に行うLINEのシステム開発及び運用はデジタル推進課が行い、令和5年度以降のシステムの管理運営はシティセールス課が担当する。 | R2以前～ R10以降 | 1,848 | シティセールス課 |
| 市政説明会運営事務 | | | 市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について、市民に情報を提供し、共有するため、事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会(開催主体が市。担当課で行う説明会を含む。)を開催する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 生活安全課 |
| 出前講座運営事務 | | スマイル エイジン グ | 市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 12 | 生活安全課 |
| みんな de スマイルトーク運営事務 | | | 協創によるまちづくりを展開していくために、まちづくりに繋がる専門的知識や経験に基づく幅広い意見を把握する必要があることから、市長と対象団体が対話をする。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 生活安全課 |

| 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------------|------|-----------|--|----------------|-------------------------|-------|
| (2)市民参画の機会づくり | | | | | | |
| 市民意見公募(パブリック コメント)制度の活用 | | | 市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内容、市の考え方などを公表して、広く市民等から意見を募り、その内容を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。 | R1以前～ R9以降 | ゼロ予算 | 企画課 |
| まちづくり懇談会業務 | | | 市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意見や情報を交換する。 | R2以前～ R10以降 | 11 | 生活安全課 |
| 要望・苦情処理業務 | | | 市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。 | R2以前～ R10以降 | 12 | 生活安全課 |
| 市民相談業務 | | | 市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容によって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介できないものについても、可能な範囲で支援に努める。 | R2以前～ R10以降 | 2 | 生活安全課 |
| 法律相談業務 | | | 市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、弁護士及び司法書士による無料の法律相談事業を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 600 | 生活安全課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 情報公開事業 | ○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。 | R2以前～ R10以降 | 66 | 総務課 |
| 個人情報保護事業 | 市個人情報保護条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定める。 | R2以前～ R10以降 | 36 | 総務課 |
| 特定個人情報保護事業 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市特定個人情報の取扱いに関する管理規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 個人情報保護事業(臨時分) | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、各自治体において義務付けられた個人情報ファイル簿の整備及び公表に係る業務支援 | R4～ R10以降 | 264 | 総務課 |
| 市議会対応事務事業 | 市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 例規関係事務事業 | ○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。 | R2以前～ R10以降 | 8,612 | 総務課 |
| その他法制関係事務 | ○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務 ○ 直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導 ○ 法令集・解釈書等の整備 | R2以前～ R10以降 | 1,567 | 総務課 |
| 文書管理事務事業 | ○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書递送 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入 ○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理 | R2以前～ R10以降 | 24,780 | 総務課 |
| 公印管理事業 | ○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備 | R2以前～ R10以降 | 20 | 総務課 |
| 行政区域関係事業 | ○ 市の境界の確認等に関する事務 ○ 町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○ 新たに生じた土地の確認に関する事務(権限移譲) | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|---|----------------|-------------------------|-----|
| 文書管理システム運用事業 | 平成29年1月に導入した文書管理システムの安定した運用を図る。 | R2以前～ R5 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 文書管理システム更新事業 | 現在使用している文書管理システムの利用契約が終了する令和5年1月からの契約の更新。 行政手続の電子処理化を促進するために、電子決裁機能を追加する。 | R3～ R10以降 | 7,577 | 総務課 |
| 庁舎管理事業 | ○本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○計画的な改修・修繕の実施 | R2以前～ R10以降 | 57,948 | 総務課 |
| 庁内放送・庁内電話管理事業 | ○市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○代表電話にかかってきた外線、電話交換手が適宜、関係部署につなく。 | R2以前～ R10以降 | 4,620 | 総務課 |
| 庁内電話・庁内放送管理事業(臨時分) | ○本庁の環境改善事業に伴う内装改修工事において、現在倉庫や書庫として使用している場所に執務スペースを構築するため、電話回線敷設工事を執り行う。また、内装改修工事により執務スペースが移動となった部署の内線番号を変更する。 ○本庁大会議室の音響設備は現在故障している。災害発生時には災害対策本部となることから本庁舎環境改善事業において、停電時でも使用できる電気回線工事を行うが、音響設備が使用できなければ意味がなく、更新が必須である。(ポータブルアンプは接続できる回線に限られており、無線等が交錯する危険性が高いため、本部では使用できない。) ○本庁の放送設備(回線含む)は1988年より更新しておらず、故障が多発し放送が流れないことが多々ある。また、配線に至っては耐火仕様となっておらず、災害時には使用できなくなる。防災拠点としての市役所本庁舎において、放送機器が使用できないことは問題であり、放送設備を更新することにより防災に強いまちづくりにも寄与できる。時計については、放送設備とリンクしており、老朽化も著しいため併せて更新をする。 | R3～ R6 | 2,346 | 総務課 |
| 表彰関係事業 | ○国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○市の功労者一般表彰等 ○市のスポーツ文化功労者等の表彰 | R2以前～ R10以降 | 275 | 総務課 |
| 連絡調整事業 | ○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 固定資産評価審査委員会事務 | ○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。 | R2以前～ R10以降 | 48 | 総務課 |
| 他に属さない事務事業 | ○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括 | R2以前～ R10以降 | 149 | 総務課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------|---|----------------|-------------------------|-----|
| 庁舎管理事業(産業廃棄物処理業務) | ○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 902 | 総務課 |
| 本庁舎環境改善事業 | スロープや多機能トイレ設置などのバリアフリー改修を始めとした、市民サービスの向上を企図した庁舎内の執務レイアウトの変更を行うとともに、耐用年数を迎える空調機を更新する。加えて、共済会館等の建物の解体並びに代替倉庫及び公用車庫の建設を行うとともに、外構を整備する。さらに、設備更新後の本庁舎に対するLCC、BCP計画を策定し、災害時における活動等を確実なものとする。 | R2以前～ R10以降 | 458,958 | 総務課 |
| 行政不服審査関係事務 | 国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。 | R2以前～ R10以降 | 10 | 総務課 |
| 法律相談業務委託事業 | 複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。 | R2以前～ R10以降 | 990 | 総務課 |
| 公平委員会事務事業 | 職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。 | R2以前～ R10以降 | 1,017 | 総務課 |
| 山陽小野田市庁舎建設整備基金事業 | 令和3年度に耐震工事が終了し、庁舎の長寿命化を図ったが、十数年後には庁舎の建設又は大規模な整備の検討が必要になる。庁舎建設等には多額の経費が必要となるが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。また、この基金を活用することにより、庁舎建設時の市の財政負担を軽減するとともに、将来世代への負担も軽減することができ、税の平準化に資することが可能となる。 | R3～ R10以降 | 100,008 | 総務課 |
| 市長の秘書に関する業務 | 市長が職務に専念できる執務環境を確保するとともに、市政に関する重要事項を審議する庁議を設置することにより、市政運営を円滑に行えるよう支援する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 総務課 |
| 基幹統計調査の実施に関する事務 | 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務 | R2以前～ R10以降 | 5,217 | 総務課 |
| 調査員確保対策事業 | 山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 17 | 総務課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|--|----------------|-------------------------|-----|
| 山口県統計協会負担金負担事業 | 統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。 | R2以前～ R10以降 | 8 | 総務課 |
| 新型コロナウイルス等感染症対策基金事業 | イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。 | R2以前～ R10以降 | 1,002 | 総務課 |
| 職員健康管理事務 | 労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務遂行できる環境を整え、職員の健康管理を図る。 ストレスチェックによる集団分析等による一次予防の実施や職場環境の改善、長時間労働や業務負担増による労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のための産業医等の面談・カウンセリングを実施している。 | R2以前～ R10以降 | 7,710 | 人事課 |
| 公務災害事務 | 地方公務員法、地方公務員災害補償法、労働基準法、労働者災害補償保険法等に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。 | R2以前～ R10以降 | 488 | 人事課 |
| 職員共済会事務 | 地方公務員法に基づく地方公共団体の福利厚生事業。 各種給付金の給付事業や、人間ドッグ利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,372 | 人事課 |
| 人事管理事務(臨時分) | 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、山陽小野田市特別職報酬等審議会を2年毎に開催し、意見を聴くほか、人事管理上必要な事務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 200 | 人事課 |
| 地籍調査成果管理事業 | 地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。 | R2以前～ R10以降 | 2,010 | 税務課 |
| 地方版総合戦略の効果検証事業 | 地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。 | R1以前～ R9以降 | 32 | 企画課 |
| 地方財政状況調査(決算統計)事務 | 「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(昭和28年)に基づき、毎年決算統計を作成する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 財政課 |
| 地方交付税事務 | 地方交付税を適正に算定し、普通交付税・特別交付税を受け入れる。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 財政課 |
| 健全化判断比率及び資金不足比率の算定事務 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定する。 健全化判断比率及び資金不足比率は、監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 財政課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------|---|----------------|-------------------------|---------|
| 財務会計システム運用事業 | 令和3年4月に導入した現在の財務会計システムについて、適正かつ効果的な運用に努める。 | R2以前～ R10以降 | 13,397 | 財政課 |
| 財務情報システム運用事業 | オンラインによる財務情報提供サービスを活用することにより、職員の資質の向上、事務処理の適正化及び効率化を図る。 | R2以前～ R10以降 | 119 | 財政課 |
| 管理自動車管理・運行事業 | 市の業務に必要な不可欠な公用車の管理、運行及び整備を行う。公用車を一元的に管理することにより、運用の効率化及び維持管理経費の節減を図る。 | R2以前～ R10以降 | 12,566 | 財政課 |
| 管理自動車更新事業 | 老朽化した保有自動車を年次的にリース車両に入れ替えることにより、新車購入と比べて費用の軽減を図るとともに、リース車両についても老朽化及び安全性を勘案の上、順次更新する。 また、運行記録の分析により、適正な車両台数の検討を行う。 | R2以前～ R10以降 | 1,323 | 財政課 |
| 市有財産維持管理事業 | 市有財産管理運用指針に基づき、市有財産(普通財産)の適正な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 2,900 | 財政課 |
| 市有財産損害保険事業 | 予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 641 | 財政課 |
| 情報システム管理・運営事業 | 住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。 | R2以前～ R10以降 | 121,031 | デジタル推進課 |
| 情報システム標準化・共通化事業 | 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度までに国が整備するガバメントクラウド上の標準準拠システムに移行する。令和5年度は、標準仕様書と現行システム(やまぐち自治体クラウド)との機能の比較分析(Fit & Gap)及び文字情報基盤(IPAmj明朝)との文字同定作業を実施する。 | R3～ R7 | 6,270 | デジタル推進課 |
| ハードウェア・ソフトウェア保守事業 | 内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。 | R2以前～ R10以降 | 35,676 | デジタル推進課 |
| 内部情報系システム整備事業 | 行政系仮想化サーバが令和5年度中に機器の保守限界を迎えるため機器を更新する。また、令和4年度に機器更新を予定していたインターネット系仮想化サーバをサポート延長により1年延長し、併せて更新することにより、経費の圧縮を図る。 | R4～ R10以降 | 14,383 | デジタル推進課 |
| ネットワーク管理・運営事業 | ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。 | R2以前～ R10以降 | 42,410 | デジタル推進課 |
| イントラネット通信機器更新事業 | 山陽地区のイントラネット通信機器が機器の保守停止となるため更新を行う。なお、本庁被災時などのBCPを考慮した機器選定等を行う。 | R5～ R10以降 | 667 | デジタル推進課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------------|--|----------------|-------------------------|---------|
| ネットワーク整備事業 | ①本庁舎環境改善工事に伴い庁舎内のLAN整備等を行う。 ②民間事業者のガス管敷設工事に伴い、支障となる本市のインフラ光ケーブルを移設する。令和4年度に仮移設、令和5年度に本移設を行う。移設費用は民間事業者が負担する。 | R4～ R10以降 | 16,124 | デジタル推進課 |
| 情報セキュリティポリシー実施事業 | セキュリティポリシーの実施状況を確認していくとともに、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応できるように、内容の見直しを図っていく。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | デジタル推進課 |
| 情報セキュリティ監査事業 | 山陽小野田市情報セキュリティポリシーに基づいて策定した監査実施計画に沿い、情報セキュリティ監査を実施する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | デジタル推進課 |
| 情報セキュリティ対策研修等事業 | 市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。 | R2以前～ R10以降 | 187 | デジタル推進課 |
| 戸籍事務事業 | 出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。 | R2以前～ R10以降 | 1,061 | 市民課 |
| 住民基本台帳事務事業 | 住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。 住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。 | R2以前～ R10以降 | 1,250 | 市民課 |
| 特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業 | 平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。 市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 11 | 市民課 |
| 印鑑登録事務事業 | 本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。 | R2以前～ R10以降 | 390 | 市民課 |
| 臨時運行許可事務事業 | 道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。 | R2以前～ R10以降 | 20 | 市民課 |
| 船員事務事業 | 船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。 | R2以前～ R10以降 | 18 | 市民課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|---------------------------|---|----------------|-------------------------|---------|
| 戸籍情報システム改修事業 | 戸籍法及びデジタル手続法の一部を改正する法律により、戸籍情報システムの整備を行う。 ・戸籍事務へのマイナンバー制度導入 ・地方公共団体情報システムの標準化・共通化対応 | R2以前～ R10以降 | 6,400 | 市民課 |
| 介護保険特別会計繰出金 | 一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。 | R2以前～ R10以降 | 1,077,896 | 高齢福祉課 |
| 国民年金事業 | 国民年金に係る窓口業務を国に代行して行い、受け付けた書類を日本年金機構事務センターへ送付する。保険料の収納業務は行わない。 | R2以前～ R10以降 | 85 | 保険年金課 |
| 国民健康保険 特別会計繰出金事業 | 国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険会計への繰出金 | R2以前～ R10以降 | 570,669 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療 特別会計繰出金事業 | 保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金 | R2以前～ R10以降 | 317,427 | 保険年金課 |
| 工業用水道事業会計繰出金 | 水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。 | R2以前～ R10以降 | 366 | 商工労働課 |
| 石油基地自治体協議会負担金事業 | 国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。 | R2以前～ R10以降 | 12 | 商工労働課 |
| 津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理) | 津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。(令和3年度末残高 54,059千円) | R2以前～ R10以降 | 700 | 農林水産課 |
| オートレース運営事業 | オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていく。 ※令和4年度以降については、包括的民間委託契約にミッドナイトオートレース運営事業も含める。 | R2以前～ R10以降 | 24,988,751 | 公営競技事務所 |
| 山陽オートレース場競走路改修事業 | 競走路の表層部分の劣化及び透水性の著しい劣化に伴い、公正かつ安全な競走の実施及び売上の確保の観点から、公益財団法人JKKAの基準に基づき、回避帯を含めた基盤から表層部分までの競走路の全面改修を実施する。 (内周500m、外周700m) ※改修事業の工事主体は、山陽小野田市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約に基づき、包括的民間委託先である㈱JPFとする。(平成27年度に切削オーバーレイによる改修を同様の手法により実施済み) | R5～ R5 | 360,000 | 公営競技事務所 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------------------------|---|----------------|-------------------------|-------------|
| 山陽オートレース場発走合 図機・フライング判定装置 更新事業 | 発走合図機・フライング判定装置の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から更新を行う。 ※発走合図機・フライング判定装置は全场統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受ける。(5年償還) | R5～ R5 | 17,125 | 公営競技事務 所 |
| 地域公益事業 | 売上金の一部を地域福祉、体育等の振興に寄与することを目的とし、周辺対策事業の一環として、市内全域を対象に公共施設の改修を行う。 | R2以前～ R10以降 | 20,000 | 公営競技事務 所 |
| 市有財産維持管理事業 | 国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 223 | 土木課 |
| 契約・入札事務 | 地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。 | R2以前～ R10以降 | 119 | 監理室 |
| 検査事務 | 地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。 | R2以前～ R10以降 | 75 | 監理室 |
| 出納審査事務 | 会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 2,063 | 出納室 |
| 決算書作成事務 | 出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。 | R2以前～ R10以降 | 266 | 出納室 |
| 公金管理事務 | 公金の適正かつ安全な管理を行い、関係各課の現金出納の検査を実施する。 | R2以前～ R10以降 | ゼロ予算 | 出納室 |
| データ伝送化支払事務 | 債権者に対する迅速かつ正確な支払のため、支払口座データを作成後、指定金融機関へAnserDATAPOINTを利用したデータ伝送による支払事務を行う。 | R4～ R10以降 | 660 | 出納室 |
| 指定金融機関派出所設置 事務 | 地方自治法の規定により、地方公共団体は金融機関を指定して公金の収納、支払業務を取り扱うことになっている。これらの業務について、指定金融機関である山口銀行は以前から市に要望書を提出してきたが、このたび庁舎内指定金融機関派出所への経費負担に応じるよう強い要請があったことから、県内他市の状況も踏まえ、7万件を超える伝票の支払業務等を適正かつ正確に、効率よく行う派出所業務に係る応分の手数料を支払う。 | R4～ R10以降 | 2,200 | 出納室 |
| 厚狭地区複合施設維持管 理業務 | 山陽総合事務所、保健センター、厚狭地域交流センター及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。 | R2以前～ R10以降 | 32,208 | 地域活性化 室 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------------|--|----------------|-------------------------|---------|
| 厚狭地区複合施設施設整備事業 | 厚狭地区複合施設は、山陽総合事務所、保健センター、厚狭図書館及び厚狭地域交流センターの機能を併せ持つ複合施設として、平成28年2月に供用開始した。特に保健センターは、平成8年度に供用開始し、令和5年度で28年目を迎え、各所に老朽化が目立つ。保健センターの照明器具は老朽化により、1階ホールは16灯中6灯、廊下は6灯中1灯が故障していて、電球を取り替えても明かりがつかず、薄暗い。保健センターのホールは、ワクチン接種等の受付や、期日前投票の入場券記入など市民が多数利用するが、デスクライトで照らさないといけない状況である。LED照明器具に取り替え、ホールを明るくし、電気代削減をはかる。 | R5～ R5 | 1,631 | 地域活性化室 |
| 教育委員会事業 | 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。 | R2以前～ R10以降 | 3,188 | 教育総務課 |
| 教育委員会事務局事業 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体的事務を行う。 | R2以前～ R10以降 | 3,020 | 教育総務課 |
| 教育長会議参加事業 | 都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。 | R2以前～ R10以降 | 243 | 教育総務課 |
| 公用車更新事業 | 教育委員会事務局でリース契約し管理している公用車4台に、故障等の不具合等、安全性に不安がある車両は、新規更新リース等の対応を行う。 | R2以前～ R10以降 | 358 | 教育総務課 |
| 教育委員の資質・能力向上事業 | 教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。 | R2以前～ R10以降 | 252 | 教育総務課 |
| 学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務) | 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。 | R2以前～ R10以降 | 2,462 | 教育総務課 |
| 監査委員事務事業 | 事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。 | R1以前～ R9以降 | 2,622 | 監査委員事務局 |
| 議会運営事務事業 | 議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。 | R1以前～ R9以降 | 165,944 | 議会事務局 |
| 本会議、委員会運営事務事業 | 定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、その記録として、議事録を作成する。 | R1以前～ R9以降 | 2,068 | 議会事務局 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------|---|----------------|-------------------------|------------|
| タブレット端末導入事業 | 国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。 | R5～ R10以降 | 7,809 | 議会事務局 |
| 議員活動支援事務事業 | 議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。 | R1以前～ R9以降 | 6,429 | 議会事務局 |
| 議長会等参画事務事業 | 市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に加盟し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。 | R1以前～ R9以降 | 1,926 | 議会事務局 |
| 会派室整備事業 | 政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成しており、各会派に会派室を設け備品を整備することで、議会活動の活発化につなげる。 | R5～ R5 | 523 | 議会事務局 |
| 議会広報事業 | 議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。 | R1以前～ R9以降 | 5,362 | 議会事務局 |
| 選挙管理委員会運営事業 | 選挙管理委員会の運営、選挙人名簿、在外選挙人名簿の調製。及びこれらに関係ある事務を管理する。 | R2以前～ R10以降 | 1,202 | 選挙管理委員会事務局 |
| 山口県議会議員選挙事業 | 永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前投票(5箇所)及び不在者投票(市内・外病院等)を実施。選挙期日に投票(31箇所)及び開票を行い、当選人を決定し、結果を県選挙管理委員会に報告する。 | R2以前～ R10以降 | 20,827 | 選挙管理委員会事務局 |
| 選挙啓発事業 | 選挙が公明かつ適正に行われるよう様々な機会を通して選挙人の政治意識の向上を図る。 | R2以前～ R10以降 | 156 | 選挙管理委員会事務局 |
| PCB調査・処分事業 | PCBを含有している機器及び廃棄物は、現在使用中のものも含め、処分期間までに処分しなければならないとされている。地域交流センターのキュービクルの中には、変圧器(トランス)やコンデンサ等の電気機器が設置されており、このトランスやコンデンサにはPCBが含まれている可能性がある。調査の結果、高泊・出合・厚陽地域交流センターのコンデンサには、微量PCBが含まれている可能性があることから、更新工事等にあわせてPCBの分析を行う。 【対象】 高泊地域交流センター、出合地域交流センター、厚陽地域交流センター、須恵地域交流センター(R4年度処分予定) | R5～ R6 | 436 | 市民活動推進課 |
| PCB調査・処分事業 | PCBを含有している機器及び廃棄物は、現在使用中のものも含め、処分期間までに処分しなければならないとされている。市では過去にPCB使用機器の所有状況を調査し処分したが、未処分のPCB使用機器が残っていることが判明したため、改めて含有調査・分析を行い、PCBが発見された場合は期限内に処分する。 【対象】 きららガラス未来館コンデンサ | R5～ R6 | 727 | 文化スポーツ推進課 |

施策体系外・繰出金

| 事業名 | 事業概要 | 事業期間 | 令和5年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------|---|-----------|-------------------------|-------|
| PCB調査・処分事業 | PCBを含有している機器及び廃棄物は、現在使用中のものも含め、処分期間までに処分しなければならないとされている。市では過去にPCB使用機器の所有状況を調査し処分したが、未処分のPCB使用機器が残っていることが判明したため、改めて含有調査・分析を行い、期限内に処分する。 【対象】 労働会館コンデンサ1台 | R5～ R5 | 373 | 商工労働課 |
| PCB調査・処分事業 | PCBを含有している機器及び廃棄物は、現在使用中のものも含め、処分期間までに処分しなければならないとされている。市では過去にPCB使用機器の所有状況を調査し処分したが、未処分のPCB使用機器が残っていることが判明したため、改めて含有調査・分析を行い、PCBが発見された場合は期限内に処分する。 【対象】 地方卸売市場 | R5～ R6 | 373 | 農林水産課 |
| PCB調査・処分事業 | PCBを含有している機器及び廃棄物は、現在使用中のものも含め、処分期間までに処分しなければならないとされている。市では過去にPCB使用機器の所有状況を調査し処分したが、未処分のPCB使用機器が残っていることが判明したため、改めて含有調査・分析を行い、PCBが発見された場合は期限内に処分する。 【対象】 本山小学校、高泊小学校、赤崎小学校、旧津布田小学校、埴生中学校高圧コンデンサ | R5～ R6 | 492 | 教育総務課 |
| PCB調査・処分事業 | PCBを含有している機器及び廃棄物は、現在使用中のものも含め、処分期間までに処分しなければならないとされている。市では過去にPCB使用機器の所有状況を調査し処分したが、未処分のPCB使用機器が残っていることが判明したため、改めて含有調査・分析を行い、PCBが発見された場合は期限内に処分する。 【対象】 青年の家高圧コンデンサ | R5～ R6 | 387 | 社会教育課 |

**第二次山陽小野田市総合計画
令和5年度実施計画**

山陽小野田市企画部企画課
〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号